

官報

号外
平成二十七年八月二十八日

○第百八十九回 参議院會議録第三十七号(その一)

平成二十七年八月二十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十八号

平成二十七年八月二十八日

午前十時開議

第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外十一名発議)

第四 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その一)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

関口昌一君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、脇雅史君から裁判官訴追委員を、石井準一君から同予備員を、それぞれ辞任いたしたいとの申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員、

裁判官訴追委員、

裁判官訴追委員、同予備員各一名の選挙を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に佐藤正久君を、裁判官訴追委員に石井準一君を、同予備員に塚田一郎君を、それぞれ指名いたします。

なお、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、塚田一郎君を第一順位といたします。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

日程第二 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、行動計画の策定に当たり雇用管理区分ごとに実態把握をする必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組、地方及び中小企業における女性の活躍の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導等の措置を講ずるに当たっては、配偶者からの暴力、ストーカー行為その他の事由により女性の職業生活における活躍に支障が生じている場合については、状況に応じ必要な配慮がなされるものとする内容を内容とする修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。次に、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案は、個人情報保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講じようとするものであります。

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案外一件

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その二)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案外一件、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案、十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

委員会におきましては、参考人から意見を聴取したほか、財政金融委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審議を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、現行の個人情報保護法の問題点及び改正の目的、マイナンバー制度の本格的施行に向けた取組状況、日本年金機構における個人情報漏えい事案への対応状況等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び次世代の党を代表して藤本理事より、特定個人情報情報の取扱いに係る研修の実施、個人情報保護委員会による検査、日本年金機構に係る経過措置等を内容とする修正案が提出され、これに対し質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より原案及び修正案に反対、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より原案及び修正案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の採決をいたします。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

二百三十一

賛成

二百三十

反対

一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

二百二十九

賛成

二百十二

反対

十七

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外十二名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔島尻安伊子君登壇、拍手〕

○島尻安伊子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討等を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して末松信介君から趣旨説明を聴取した後、埋立ての規制強化の必要性、栄養塩類の減少についての認識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を

求めるの件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、平成二十七年四月十四日から平成二十九年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、最近の北朝鮮をめぐる情勢についての政府の対応、対北朝鮮制裁措置の今後の方向性、制裁効果を高めるための省庁連携の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長山田俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合等についてその目的の明確化、事業の執行体制の強化等の措置を講ずるとともに、農業委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制への移行、農業生産法人に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則に、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図る等とする旨の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、富山県において地方公聴会及び現地調査を実施するとともに、参考人を招致してその意見を聴取したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、准組合員の事業利用に関する調査と今後の進め方、農協、経済連、全農の組織変更の是非、全国農協中央会の一般社団法人化の是非、全中監査の公認会計士監査への円滑な移行措置、農業委員の選任における透明性の確保、農地利用最適化推進委員の役割の明確化等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して柳田委員より反対、日本共産党を代表して紙理事より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。徳永エリ君。

〔徳永エリ君登壇、拍手〕

○徳永エリ君 民主党・新緑風会の徳永エリです。

私は、会派を代表いたしまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に反対の立場から討論させていただきます。

安倍総理は、四月二十九日に行われた米国連邦議会上下両院合同会議において行った演説の中で、この二十年、日本の農業は衰えましたが、農民の平均年齢は十歳上がり、今や六十六歳を超えましたが、日本の農業は岐路にある、生き残るには今変わらなければなりません、私たちは長年続いた農業政策の大改革に立ち向かっています、六十年も変わらなずに来た農業協同組合の仕組みを抜本的に改めましますとおっしゃいました。まるで農業協同組合に問題があつて農業が衰えたと言わんばかりであります。

これまで、国、地方公共団体、農協は、規模拡大や流通の合理化など農政の推進を一体となつて行ってきたわけで、その責任を農協だけに押し付けていることは間違っています。しかも、政府から提出された改正法案は、在日米商工会議所や規制改革会議が押し進めようとする、企業と投資家が岩盤規制によつて参入できなかった農業に参入

し、新たなビジネスチャンスとするための法案であり、農家や農村の活性化どころか、家族経営農家の切捨て、農村コミュニティの崩壊につながりがありません。

平成二十四年十二月の安倍政権の発足以降、突然の水田農政の転換、米の直接支払交付金の半減、廃止、史上最悪の米価の下落、衆参農林水産委員会の国会決議に反する交渉内容がメディアにより次々と明らかにされているTPP交渉、そして、今回の改正法案は、農協と農業委員会の改革、企業の農地取得に係る農業生産法人の要件の緩和を一体的にセットで行うものであり、農業、農村の現場は先の見えない不安から大変に混乱をいたしております。

参議院の農林水産委員会における富山県での地方公聴会、二度行われた参考人質疑においても、ほとんどの公述人、参考人がこの改正法案に反対又は慎重な立場で発言をされました。政府が法改正の目的としている農業所得の向上については具体的な方法が明らかにされず、連合会が地域農協の自由な経済活動を阻害しているということについても、そんな事実はないと日本農業新聞のアンケートでも地域農協の組合長さんの九五%が否定しています。政府からも具体的な例示は全くありませんでした。改正法案は、そもそも法改正に必要な立法事実や根拠に欠けます。

改正法案の内容について、具体的な問題点を指摘いたします。

第一に、農協の准組合員に対する利用規制にすぎない規定を設けたことであります。

改正法案には、准組合員の事業利用に関する規制の在り方について、准組合員へのサービスに主眼を置いて正組合員である農業者へのサービスがおろそかになってはならないとして、五年間の調査と検討を行うとの規定が附則に置かれています。しかも、在日米商工会議所は、イコールフッティングの観点から、准組合員の利用規制を

行うことを政府・規制改革会議に強く要請していた経緯があります。

しかし、実際に准組合員の利用規制が行われれば、いずれ信用、共済事業が農協から切り離されてしまいかねません。本来、農協が一番やらなければならない営農指導事業の予算が確保できなくなるおそれがあります。また、人口の少ない地方の町では、信用、共済事業、厚生病院、高齢者福祉施設、ガソリンスタンドなど、採算が取れず民間企業がやろうとしない事業を農協が引き受け、地域の生活インフラを支えています。准組合員は、利用規制が掛かるとその事業が利用できなくなってしまう。

准組合員も正組合員も法律上は同じ組合員であり、改正案でもそれは何ら変わっておりません。五年間の調査、検討により決定するとされていいますが、准組合員の利用規制につながる規定を設けた改正案を認めることはできません。

第二に、准組合員の利用規制と関連して、農協を株式会社などに組織変更する道を開こうとしていることでもあります。

協同組合は、共通する目的のために個人等が集まる営利を目的としない組織です。株主、投資家の利益の最大化を追求する株式会社とはその目的、理念が全く違います。誰も望んでいないのに、何のために組合の事業を株式会社等に変更する規定を置くのか、全くもって理解できません。

政府は、農協が持つ地域の生活インフラとしてのサービス提供を継続できるように、准組合員以外でも利用できる選択肢を増やしたと説明します。しかし、農協が株式会社になれば、採算が取れない事業や支店はいずれ撤退、閉鎖となり、地域の生活インフラが失われてしまうことになりま

す。特に、過疎地域などで、農協が運営する厚生病院が組織変更により社会医療法人になった場合、病院を維持していけるのか、医師を確保できるの

か、大変に心配な状況です。地方の町村で厚生病院が維持できなくなってしまうたら、これは命の問題であります。

第三に、農業委員の公選制を首長の選任制に変更するとともに、農地利用最適化推進委員を新設しようとしていることです。

政府は、選任制の下でも農業者等から推薦、公募により候補者を求めるとしています。定数を超える候補者がいる場合など、市町村長の裁量の下で恣意的な選任が行われる可能性を排除できません。恣意的な選任が行われれば、農地を守る農業委員会の使命を果たすことができなくなってしまう。改正法案では、地域の代表性を担保することが明確にされています。

また、なぜ農業委員の数を減らし推進委員を新設するのか、その目的も明らかにしておらず、役割分担や両者の連携の在り方も必ずしも明確にはなっておりません。

推進委員については、八月二十日の委員会、どんな人が推進委員になるんですかと質問したところ、政府から、農地転用に積極的な不動産デベロッパーや地上げ屋のような方が委嘱される可能性は低いと考えている旨の回答があり、その点について更に質問をすると、実際の選任はそれぞれのところで言うので断言はできない旨の回答があり、推進委員に不動産デベロッパーのような人が委嘱される可能性が排除できていません。

第四に、農業生産法人の要件を緩和しようとしていることです。

政府は、構成員要件を緩和しても農業者が議決権の過半数を持つことで農外企業に支配されることとはないとしています。しかし、安倍政権では、企業の農業参入を進めようとの姿勢が明確であり、緩和がもう一步進めば、資本力のある企業が農地を大規模に買い占める事態となる可能性があります。しかも、外国資本による買収も否定できません。企業が農地を所有し、企業が給料を払

て農業者を雇い、農業経営を行う。現代版の地主と小作の復活ではありませんか。

そして、農業に参入しても、もうからなければやめてしまふのが企業であり、農地が荒廃し、我が国が誇る美しい田園風景を壊してしまうことになりかねません。

以上、まだまだ問題はありますが、改正案への反対理由を述べさせていただきます。総理は、昨年一月二十二日のダボス会議で演説をされ、民間企業が障壁なく農業に参入し、作りたいものを需給の人為的コントロール抜きに作れる時代がやってくる、そうおっしゃいました。

民間企業の参入障壁は、小規模家族経営農家を守ってきた農業協同組合、農業委員会、そして農地法であり、今回の法改正は、総理や政府がどんなに美辞麗句を並び立てても、これらを弱体化させ、企業参入を促進させることが本当の目的であることは、農業関係者、そして与野党の農林水産委員はみんな分かっています。本当に不安に思っています。

この法案が成立すれば、農業、農村に企業による競争と効率の市場原理主義が持ち込まれ、家族経営農業や地域コミュニティの崩壊につながりかねません。日本の農業の未来に大きな禍根を残すことになり、議員各位の心ある判断を願います。ながら、私の反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(山崎正昭君) 儀間光男君。

〔儀間光男君登壇、拍手〕

○儀間光男君 おはようございます。維新の党の儀間光男でございます。

維新の党を代表して、ただいま上程されました政府提出の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正法案は、意欲ある農業の担い手がよ

り活躍しやすい環境をつくり出すため、農協、農業委員会、農業生産法人の三つの改革を一体的に行うものであり、農業の成長産業化を目指すものでございます。

農協制度の見直しについては、地域の農協が意欲ある担い手と力を合わせ、創意工夫で六次産業化や農産物の海外への輸出も行い、農業所得の向上につなげていこうとするものであります。

農業委員会制度の見直しについては、農地利用最適化推進委員の制度を新たに設け、農地中間管理機構の活動とも相まって、農地を集約し、農業の大規模化を進めていこうとするものであります。

また、農業生産法人制度の見直しは、役員要件などを緩和することで六次産業化を進めていこうというものでございます。

これらの改革は、いずれも農業の成長産業化のために必要なものであり、言わば市場競争型の産業政策であると理解をいたしておりますが、私は、本院の農林水産委員会に籍を置いてから、常々、持論として、海外という巨大マーケットがありながら、なぜかしら内向きの農業政策を展開し、ビジネスチャンスを逃している」と指摘をしてきた経緯がございます。

今回の改革で強い農業が実現すれば、六次産業化や優れた国産農産物を海外に輸出していくことも可能となり、現在、カロリーベースで三九%しかない自給率も高めていくことができると考えておるのでございます。

したがって、私は、今回の農協、農業委員会、農業生産法人の改革を通じて、意欲ある農業の担い手が活躍できる環境を整備し、六次産業化や農産物の輸出も可能となるような農業の成長産業化を実現していくことはどうしても必要なことであるという立場であります。

特に、今般の改正法案は、我が党が基本政策としてうたっている農業改革、成熟国型農業への転

換を図るという政策目標とも合致する面があり、また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が成立されることによつて、我が国の農業が進化を図ることができればと願うものでございます。

一方、我が国の耕地面積の約四割は中山間地域であり、こういった地域では、大規模な農業経営といつてもこれはなかなか難しく、こうした地域を中心に、我が国の農業を支えているのは小規模ないわゆる家族農業であるというのもまた現実でございます。

また、中山間地域の農業は、食料の供給のみならず、国土の保全、治山治水、自然環境の保全、里山の景観といった多面的な機能を有しており、これが我が国の誇るべき特徴でもあると考えます。そして、このような多面的な機能を支えているのは家族農業であるとも言えます。

二〇一四年は国連が定めた国際家族農業年でありました。我が国の農業は、家族農業がその形を変えないまま生産性を向上してきたという世界的に見てもまれな国であり、このことは国連の世界食料安全保障委員会の報告書においても非常に高く評価されているところであります。

私は、今回の改正法案について、農業の成長産業化の実現のために必要な改革であるという面から賛成の立場であります。その一方で、国土を守る、自然環境を保全する、治山治水といった多面的な機能を維持する観点から、中山間地域の農業を守ることもこれまた必要であり、そういった地域において日本の農業を支える家族農業を守っていくための政策も忘れてはならないと考えます。

農業の担い手を育成し、農業の成長産業化を後押しするための市場競争型の産業政策と中山間地域も含めた農業の多面的な機能を維持するための共同共存型の地域政策とがバランスよく車の両輪

として進められていくことが、日本の将来の農業に對して私は最も重要なことであると考えるのであります。

中山間地の農業の有する多面的機能を維持するための地域政策としては、今回の農協、農業委員会、農業生産法人の改革とは別に、中山間地域等直接支払や日本型直接支払などの政策が進められております。今回の農協、農業委員会、農業生産法人の改革によつて、六次産業化や農産物で海外にも打って出ることができるよう強い農業をつくる産業政策が強化されることにより、地域政策と産業政策の二つの政策はより力強く推進され、地域農業全体の発展が図られるものと確信をいたしておるのであります。

なお、今回の改正法案は、農業の成長産業化を後押しする重要な産業政策として期待をするものであります。本法案は、衆議院において我が維新の党の提出の修正案により修正されたほか、衆議院農林水産委員会でも更に十五項目、参議院農林水産委員会でも十六項目に上る附帯決議が附されております。このように異例とも言える多くの附帯決議がなされたことをどう捉えるのか、これはやはり、この法案に對しての、私たち議会を含め、関係者の不安の表れであらうと考えられます。

本法案が目指す改革を通じて農業の成長産業化を実現するために、政府におかれましては、本法案に對する関係者の不安を取り除くため、現場の関係者に對する丁寧な説明をことごと行つていくことを切望いたしますとともに、政権与党の公明、自民党両党に申し上げます。

あなた方は、この法案を推進し、賛成するはずの立場であります。どうしてその旨をこの本会議で討論し、意見開示をしないのでしょうか。不思議でたまりません。どうぞ、願わくば政権与党として最後の最後までその責任を全うすることを期待申し上げて、私の討論をいたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農業協同組合等の一部を改正する法律案の反対討論を行います。

安倍総理は、強い農業をつくる、農家の所得を増やすために農業組織を変えろと言われました。しかし、地方公聴会、参考人から出された意見は、不信感、疑問、不安ばかりで、与党推薦の参考人からも賛同する意見は出ませんでした。とりわけ、安倍総理は、農家の所得を増やす改革だと強弁しましたが、米価暴落、農産物価格の低迷に苦しむ農家は、所得が増える改革だとは誰も思っていないません。

私は、二〇〇一年から農水委員会に所属していますが、これほど賛成論が出ない改正案は初めてです。農家から見ても異質な改正案は、一定時間審議したからといって納得を得ることはできません。農家を置き去りにした改正案を採択することに強く抗議するものです。

以下、反対理由を述べます。

反対する第一の理由は、自主自立が基本である協同組合の原則を踏みにじり、官邸主導の改革を押し付けるものだからです。協同組合は自主自立が基本です。農協組織を改革する必要があるなら、関係者の自主性に任せるべきです。

質疑を通じて明らかになったことは、農業組織の要望から出た改革ではなく、財界、アメリカの要望に応えた改悪案だということです。地方公聴会、参考人質疑において、JA全中で自己改革案をまとめたJA富山の会長は、改革先にありき、従来の改革とは全く違うと言いました。同じく、JA全中で自己改革案をまとめたJA広島島の会長は、だまし討ちに遭つたようだと発言しました。日本の農業を担う全国青年協議会の会長は、青年部の意見を聞かず、規制改革会議で勝手に進めてしまったため、不満とか不安が染み付い

ていると言いました。不信感、怒りは収まっています。

何のための改革なのか。それは、参考人にも指摘されたように、戦後民主主義を否定する安倍総理の戦後レジームからの脱却、世界で一番企業が活躍しやすい国にするための改革だということです。誰のための改革なのか。それは、農協金融の規制緩和を求めるアメリカと財界の強い要望に応えた官邸主導の改革だということです。

今回の改正案に對して、国際協同組合同盟、ICA理事会は、脱協同組合化し株式会社しようとしている、明らかに協同組合原則を侵害するものと懸念を表明し、必要な改革はJA自ら実施するよう対応を求めました。協同組合の育成に携わり、国際基準を策定している唯一の国際機関であるILO、国際労働機関は、各国政府に、協同組合の自治を尊重すること、自治的、自主管理の企業体である協同組合を政策的、法的に支援することを求めています。自主自立であるべき組織に国が過剰に介入することは、協同組合原則をないがしろにするものであり、断固容認できません。

また、本改正案は、家族農業と地域を支える総合農協に企業の論理を持ち込み、営利企業化を進めるものとなっています。

農協の目的から非営利規定を削除し、新たに、農業所得の増大、高い収益性を実現し、営利を追求することを求めています。また、組合の理事の過半数は、認定農業者や販売、経営のプロにすることを求めています。既に株式会社も認定農業者になれますので、企業支配が強まる可能性があります。加えて、農協、全農、経済連の株式会社化を促す規定を初めて導入しました。農協に對する全中監査を廃止し、新たに公認会計士監査、企業論理の監査を義務付けました。

参考人質疑で、会社法の専門家は、この改正案は会社法に近づけたという意図がすぐ読み取れると言われましたが、家族農業や地域の支えであ

る協同組合を改質させ、株式会社に近いものと言わざるを得ません。

准組合員の事業利用に規制を掛ける見直し規定も問題です。参考人からは、准組合員は、食と農の理解を広げてくれ、我々を応援してくれる存在だ、我々も今まで以上に恩返しをしなければならぬとの意見が出されました。また、五年後の見直し規定の削除を求める強い要求も出されました。

地域の銀行や商店、病院が減り、農産物の直売所、信用、共済事業、ガソリンスタンド、福祉事業など、農協は農村地域において総合的な業務を行っており、なくてはならない存在です。准組合員は農協経営や地域経済の支え手となっているのです。利用を規制すれば総合農協の経営は成り立ちません。財界や大企業が信用、共済事業をビジネスチャンスとして狙っています。規制先にありき、規制することを法律で縛るのではなく、協同組合の自主性に任せるべきです。

反対する第二の理由は、農地の番人である農業委員会制度を骨抜きにするからです。

政府は、農業委員選挙は無投票が多い、農業委員会の活動が評価されていないから公選制を廃止すると言います。しかし、根拠にしているアンケートの回答者は、僅か二百人の大規模農家であることが明らかになりました。また、一九五〇年代にも任命制にする改正案が出されましたが、三年間の議論を経て、当時の農水大臣は、農民の意思と希望を反映し得る公選制の長所、役割を認めたと判断し、公選制を維持したことが明らかになりました。法案提出後の五月、北海道農業会議などは、公選制は農業委員会に不可欠との要望を出しています。まともな議論もせず、公選制は廃止すべきではありません。

公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねず、既に現場は混乱

しています。また、目的規定から農民の地位の向上に寄与する、業務から農業、農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものです。農業委員会は、農家の財産、農地の権利を扱います。この改悪では、地域から信頼され、人と農地と地域を守る農業委員会になりません。

反対する第三の理由は、農地法の一部改正で農地を所有できる法人の要件を緩和し、企業による農業、農地支配を一層進めるものだからです。

企業はなぜ農業生産法人に参入するのでしょうか。農業技術と農地を持つていない企業にとつて、農家を出資母体として、その農家の土地を使うことで初期のコストを圧縮することができま

す。食品関連企業は食料調達の安定化を図るために参入しています。また、二〇〇九年の農地法の改正で企業はリース方式で農業に参入することが可能になりましたが、千六十社の株式会社が参入し、既に九十社が撤退したことが明らかになりました。農業と農村地域に与えた影響の検証をすることもなく、企業の参入を更に緩和することを認めるわけにはいきません。

今、多くの農家は、T P P交渉において譲歩案を提案し、妥結に前のめりになっている政府の姿勢を強く批判しています。政府は、農家の声を束ね、T P P反対を訴えてきた農協組織を政治的圧力で解体しようとしています。

今回の改悪案は、協同組合の自主性を奪い、家族経営を基本にしている日本の農業と農村の将来に重大な禍根を残すものです。農業組織の解体ともいうべき本法案の採択に強く抗議することを表明して、反対討論とします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 百五十四
反対 七十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
石川 博崇君 竹谷とし子君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
吉川ゆうみ君 田村 智子君
紙 智子君 秋野 公造君
新妻 秀規君 平木 大作君
江島 潔君 井原 巧君
仁比 聡平君 大門実紀史君
若松 謙維君 谷合 正明君

横山 信一君 若林 健太君
藤川 政人君 中原 八二君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 博司君
磯崎 陽輔君 藤井 基之君
北川イツセイ君 市田 忠義君
山下 芳生君 荒木 清寛君
山口那津男君 魚住裕一郎君
西田 実仁君 長沢 広明君
世耕 弘成君 衛藤 晟一君
山谷えり子君 赤池 誠章君
長谷川 岳君 大家 敏志君
宇都 隆史君 森屋 宏君
山下 雄平君 山田 修路君
渡邊 美樹君 堀内 恒夫君
宮本 周司君 三宅 伸吾君
三木 亨君 舞立 昇治君
堀井 巖君 渡辺 猛之君
石井 正弘君 石田 昌宏君
大野 泰正君 太田 房江君
大沼みずほ君 北村 経夫君
古賀友一郎君 牧野たかお君
三原じゅん子君 中西 祐介君
熊谷 大君 磯崎 仁彦君
上野 通子君 石井 浩郎君
赤石 清美君 野上浩太郎君
小泉 昭男君 二之湯 智君
松村 祥史君 水落 敏栄君
野村 哲郎君 愛知 治郎君
末松 信介君 中川 雅治君
有村 治子君 宮沢 洋一君
林 芳正君 岡田 直樹君
岡田 広君 金子原二郎君
鶴保 庸介君 関口 昌一君
岩城 光英君 伊達 忠一君
岩井 茂樹君 平野 達男君
糸数 慶子君 山本 太郎君

阿達 雅志君	青木 一彦君
荒井 広幸君	脇 雅史君
主 濱 了君	谷 亮子君
馬場 成志君	羽生田 俊君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	豊田 俊郎君
上月 良祐君	酒井 庸行君
島田 三郎君	島村 大君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
石井 準一君	山田 俊男君
丸山 和也君	森 まさこ君
丸川 珠代君	古川 俊治君
西田 昌司君	塚田 一郎君
吉田 博美君	松山 政司君
山本 順三君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
佐藤 信秋君	溝手 顕正君
柳本 卓治君	岸 宏一君
武見 敬三君	山崎 力君
橋本 聖子君	山本 一太君
木村 義雄君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	森本 真治君
磯崎 哲史君	石上 俊雄君
安井美沙子君	浜野 喜史君
小西 洋之君	石橋 通宏君
大野 元裕君	西村まさみ君
堂故 茂君	斎藤 嘉隆君
徳永 エリ君	田城 郁君
難波 獎二君	江崎 孝君
柘植 芳文君	野田 国義君
金子 洋一君	吉川 沙織君
牧山ひろえ君	風間 直樹君
相原久美子君	林 久美子君
石井みどり君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
白 眞勲君	足立 信也君
藤本 祐司君	島尻安伊子君

佐藤 正久君	芝 博一君
柳澤 光美君	小林 正夫君
藤田 幸久君	大塚 耕平君
那谷屋正義君	山東 昭子君
尾辻 秀久君	神本美恵子君
田中 直紀君	羽田雄一郎君
郡司 彰君	榎葉賀津也君
和田 政宗君	田中 茂君
清水 貴之君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
山口 和之君	東 徹君
有田 芳生君	浜田 和幸君
中西 健治君	井上 義行君
藤巻 健史君	蓮 舫君
大島九州男君	中野 正志君
水野 賢一君	山田 太郎君
儀間 光男君	柴田 巧君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
江口 克彦君	中山 恭子君
松田 公太君	アトコ猪木君
真山 勇一君	川田 龍平君
小見山幸治君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	櫻井 充君
小川 敏夫君	長浜 博行君
小川 次郎君	室井 邦彦君
前川 清成君	加藤 敏幸君
北澤 俊美君	直嶋 正行君
前田 武志君	柳田 稔君
寺田 典城君	江田 五月君
	片山虎之助君
農林水産大臣	林 芳正君
経済産業大臣	宮沢 洋一君
環境大臣	望月 義夫君
国務大臣	山口 俊一君
国務大臣	有村 治子君

議長の報告事項	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	辞任 補欠
文教科学委員	辞任 補欠
厚生労働委員	辞任 補欠
農林水産委員	辞任 補欠
国土交通委員	辞任 補欠
国家基本政策委員	辞任 補欠
予算委員	辞任 補欠
議員 猪口 邦子君	補欠 岡田 直樹君
議員 山下 雄平君	補欠 武見 敬三君
議員 田城 郁君	補欠 西村まさみ君
議員 田中 直紀君	補欠 石上 俊雄君
議員 片山虎之助君	補欠 儀間 光男君
議員 小池 晃君	補欠 山下 芳生君
議員 山田 太郎君	補欠 松田 公太君
議員 松沢 成文君	補欠 中野 正志君
議員 渡辺美知太郎君	補欠 渡辺美知太郎君

議院運営委員	辞任 補欠
議員 岡田 直樹君	補欠 猪口 邦子君
議員 石上 俊雄君	補欠 田中 直紀君
議員 西村まさみ君	補欠 田城 郁君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員	辞任 補欠
議員 石井 正弘君	補欠 森 まさこ君
議員 佐々木さやか君	補欠 谷合 正明君
議員 松田 公太君	補欠 山口 和之君
議員 又市 征治君	補欠 福島みずほ君
同日議員から次の議案が提出された。	
民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議(参第二二一号))	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。	
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(関法第四二二号)	
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)	
在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)	
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)	
国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)	
国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(小野次郎君外一名発議)	

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜野喜史君提出行政文書の管理に関する質問に対する答弁書(第二三五号)

参議院議員大久保勉君提出サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問に対する答弁書(第二三六号)

参議院議員大久保勉君提出物価安定目標における消費者物価指数に関する質問に対する答弁書(第二三七号)

参議院議員大久保勉君提出日本版スチューワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問に対する答弁書(第二三八号)

参議院議員川田龍平君提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問に対する答弁書(第二三九号)

参議院議員水野賢一君提出朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問に対する答弁書(第二四〇号)

参議院議員小西洋之君提出安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問に対する答弁書(第二四一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

石井 準一君 太田 房江君
山東 昭子君 長峯 誠君

世耕 弘成君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

島田 二郎君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

総務委員

辞任

蓮 舫君

補欠

安井美沙子君

参議院議員

田村 智子君

山下 芳生君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

江口 克彦君

浜田 和幸君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

石上 俊雄君

長浜 博行君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

野田 国義君

小川 勝也君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

横山 信一君

平木 大作君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

馬場 成志君

豊田 俊郎君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

浜田 和幸君

江口 克彦君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

長峯 誠君

山東 昭子君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

堀内 恒夫君

馬場 成志君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

山下 芳生君

田村 智子君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

厚生労働委員

大沼みずほ君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

豊田 俊郎君

堀内 恒夫君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

山下 雄平君

堀内 恒夫君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

小川 勝也君

堀内 恒夫君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

平木 大作君

堀内 恒夫君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

経済産業委員

安井美沙子君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

辞任

蓮 舫君

補欠

堀井 巖君

国土交通委員

辞任

太田 房江君

補欠

石井 準一君

参議院議員

酒井 庸行君

堀井 巖君

補欠

大沼みずほ君

参議院議員

堀井 巖君

堀井 巖君

補欠

山下 雄平君

参議院議員

長浜 博行君

堀井 巖君

補欠

石上 俊雄君

参議院議員

片山虎之助君

小池 晃君

補欠

儀間 光男君

参議院議員

武見 敬三君

石上 俊雄君

補欠

儀間 光男君

参議院議員

西村まさみ君

田中 直紀君

補欠

猪口 邦子君

参議院議員

水岡 俊一君

森本 真治君

補欠

片山虎之助君

参議院議員

儀間 光男君

山下 芳生君

補欠

小池 晃君

参議院議員

井上 義行君

山田 太郎君

補欠

松沢 成文君

参議院議員

中野 正志君

渡辺美知太郎君

補欠

荒井 広幸君

参議院議員

平野 達男君

荒井 広幸君

補欠

渡辺美知太郎君

参議院議員

行政監視委員

島田 三郎君

補欠

世耕 弘成君

参議院議員

猪口 邦子君

田中 直紀君

補欠

岡田 直樹君

参議院議員

田中 直紀君

森本 真治君

補欠

水岡 俊一君

参議院議員

議院運営委員

堀井 巖君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

堀井 巖君

堀井 巖君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

堀井 巖君

堀井 巖君

補欠

堀井 巖君

参議院議員

堀井 巖君

堀井 巖君

補欠

堀井 巖君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任

補欠

上月 良祐君

滝波 宏文君

那谷屋正義君

水岡 俊一君

白 眞勲君

石上 俊雄君

蓮 舫君

磯崎 哲史君

清水 貴之君

寺田 典城君

小池 晃君

仁比 聡平君

山口 和之君

山田 太郎君

和田 政宗君

浜田 和幸君

水野 賢一君

中西 健治君

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

太田 房江君

補欠

石井 準一君

岡田 直樹君

井原 巧君

島田 三郎君

世耕 弘成君

長峯 誠君

山東 昭子君

安井美沙子君

蓮 舫君

山下 芳生君

田村 智子君

浜田 和幸君

江口 克彦君

総務委員

辞任

井原 巧君

補欠

岡田 直樹君

堀井 巖君

柘植 芳文君

小川 勝也君

野田 国義君

長浜 博行君

石上 俊雄君

平木 大作君

横山 信一君

外交防衛委員

辞任

江口 克彦君

補欠

浜田 和幸君

財政金融委員

辞任

山東 昭子君

補欠

長峯 誠君

文政科学委員

辞任

二之湯武史君

補欠

大沼みずほ君

馬場 成志君

堀内 恒夫君

吉田 博美君

三原じゅん子君

田村 智子君

山下 芳生君

厚生労働委員

辞任

酒井 庸行君

補欠

二之湯武史君

三原じゅん子君

吉田 博美君

山本 香苗君

河野 義博君

農林水産委員

辞任

柘植 芳文君

補欠

高野光二郎君

堀内 恒夫君

阿達 雅志君

野田 国義君

小川 勝也君

横山 信一君

平木 大作君

経済産業委員

辞任

阿達 雅志君

補欠

馬場 成志君

高野光二郎君

堀井 巖君

蓮 舫君

安井美沙子君

国土交通委員

辞任

石井 準一君

補欠

太田 房江君

大沼みずほ君

堀井 巖君

河野 義博君

山本 香苗君

環境委員

辞任

鴻池 祥肇君

補欠

酒井 庸行君

石上 俊雄君

長浜 博行君

予算委員

辞任

森本 真治君

補欠

水岡 俊一君

アトニ才猪木君

井上 義行君

荒井 広幸君

平野 達男君

行政監視委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

島田 三郎君

議院運営委員

辞任

水岡 俊一君

補欠

森本 真治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

堂故 茂君

山本 順三君

吉川ゆうみ君

石上 俊雄君

白 眞勲君

磯崎 哲史君

蓮 舫君

水岡 俊一君

那谷屋正義君

谷合 正明君

杉 久武君

寺田 典城君

片山虎之助君

仁比 聡平君

辰巳孝太郎君

山田 太郎君

井上 義行君

中西 健治君

水野 賢一君

福島みずほ君

吉田 忠智君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 上月 良祐君 (上月良祐君の補欠)

厚生労働委員会

理事 三原じゅん子君 (大沼みずほ君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外十一名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第八号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出「現に戦闘行為を行つてゐる現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問に対する答弁書(第二四二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問に対する答弁書(第二四三三三)

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に関する質問に対する答弁書(第二四四四号)

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対する答弁書(第二四五五号)

同日内閣から、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五條第五項において準用する同条第四項の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の変更の報告を受領した。

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

井原 巧君

補欠

岡田 直樹君

田村 智子君

山下 芳生君

江口 克彦君

浜田 和幸君

総務委員

辞任

岡田 直樹君

補欠

井原 巧君

柘植 芳文君

渡邊 美樹君

外交防衛委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

石田 昌宏君

北澤 俊美君

磯崎 哲史君

浜田 和幸君

江口 克彦君

財政金融委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

宇都 隆史君

磯崎 哲史君

北澤 俊美君

文政科学委員

辞任

大沼みずほ君

補欠

二之湯武史君

三原じゅん子君

吉田 博美君

森本 真治君

羽田雄一郎君

新妻 秀規君

山口那津男君

山下 芳生君

田村 智子君

[illegible]

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外五名提出)(衆第三二二号)

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外五名提出)(衆第三三三号)
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(参第二二二号)審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めの件(閣承認第四号)審査報告書

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(閣法第七一号)審査報告書
個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
国際平和支援法案における「関係行政機関」の定義等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二五七号)

自衛官による米軍等の武器等防護に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二五八号)

国外犯処罰規定に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二五九号)

治安維持活動の危険性に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二六〇号)

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その一) 議長報告事項 投票者氏名

全ての労働者の均等・均衡処遇の実現に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第二六一号)
サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する第三回質問主意書(大久保勉君提出)(第二六二号)
日本版スチューワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する再質問主意書(大久保勉君提出)(第二六三号)
独立社外取締役の現状に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第二六四号)
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

投票者氏名

日程第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二〇名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イッセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君

上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀内 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
若林 健太君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君

石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 洋一君
神本美恵子君 北澤 俊美君
小林 彰君 小西 洋之君
小見山幸治君 櫻井 充君
齋藤 嘉隆君 榎葉賀津也君
芝 博一君 田中 直紀君
田城 郁君 徳永 エリ君
津田弥太郎君 直嶋 正行君
那谷屋正義君 難波 奨二君
長浜 博行君 野田 国義君
西村まさみ君 白 眞敷君
羽田雄一郎君 林 久美子君
浜野 喜史君 福山 哲郎君
広田 一君 藤田 幸久君
藤末 健三君 前川 清成君
藤本 祐司君 牧山ひろえ君
前田 武志君 水岡 俊一君
増子 輝彦君 安井美沙子君
森本 真治君 柳田 稔君
柳澤 光美君 蓮 舫君
吉川 沙織君 荒木 清寛君
秋野 公造君 魚住裕一郎君
石川 博崇君 佐々木さやか君
河野 義博君 竹谷とし子君
杉 久武君 長沢 弘明君
谷合 正明君 西田 実仁君
新妻 秀規君 矢倉 克夫君
浜田 昌良君 山本 博司君
山口那津男君 若松 謙維君
横山 信一君 小野 次郎君
東 徹君 川田 龍平君
片山虎之助君

賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君	二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	山本 太郎君	一名
日程第二 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)「委員長報告のとおり修正議決すること」		賛成者氏名	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君		二二名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君	

日程第三 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を
改正する法律案(末松信介君外十一名発議)
賛成者氏名

二二三名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中西 祐介君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君

野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 堀立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 齋藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君

直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舩君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
東 徹君 小野 次郎君
片山虎之助君 川田 龍平君
儀間 光男君 清水 貴之君
柴田 巧君 寺田 典城君
藤巻 健史君 真山 勇一君
室井 邦彦君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 アントニオ猪木君
井上 義行君 行田 邦子君
田中 茂君 松田 公太君
山口 和之君 山田 太郎君
江口 克彦君 中野 正志君

反対者氏名

〇名

日程第四 外国為替及び外国貿易法第十条第二項
の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸
出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の
輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこ
とについて承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二九名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 岡田 直樹君
岡田 広君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君

酒井 庸行君	山東 昭子君	江崎 孝君	江田 五月君	儀間 光男君	清水 貴之君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
島尻安伊子君	島田 三郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君	柴田 巧君	寺田 典城君	大家 敏志君	大沼みずほ君
島村 大君	末松 信介君	尾立 源幸君	大島九州男君	藤巻 健史君	真山 勇一君	大野 泰正君	太田 房江君
世耕 弘成君	関口 昌一君	大塚 耕平君	大野 元裕君	室井 邦彦君	井上 哲士君	岡田 直樹君	岡田 広君
伊達 忠一君	高野光二郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	市田 忠義君	紙 智子君	金子原二郎君	木村 義雄君
高橋 克法君	滝沢 求君	金子 洋一君	神本美恵子君	倉林 明子君	小池 晃君	岸 宏一君	北川イツセイ君
滝波 宏文君	武見 敬三君	北澤 俊美君	郡司 彰君	田村 智子君	大門実紀史君	北村 経夫君	熊谷 大君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	小西 洋之君	小林 正夫君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	山下 芳生君	アトニオ猪木君	古賀友一郎君	上月 良祐君
豊田 俊郎君	中泉 祐介君	櫻井 充君	芝 博一君	井上 義行君	行田 邦子君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
中川 雅治君	中西 祐介君	榛葉賀津也君	田城 郁君	田中 茂君	松田 公太君	佐藤 正久君	酒井 庸行君
中原 八一君	長峯 誠君	田中 直紀君	津田弥太郎君	山口 和之君	山田 太郎君	島田 昭子君	島尻安伊子君
二之湯 智君	二之湯武史君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	江口 克彦君	中野 正志君	島田 三郎君	島村 大君
西田 昌司君	野上浩太郎君	直嶋 正行君	長浜 博行君	中山 恭子君	浜田 和幸君	末松 信介君	世耕 弘成君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	難波 奨二君	西村まさみ君	松沢 成文君	和田 政宗君	関口 昌一君	伊達 忠一君
長谷川 岳君	馬場 成志君	野田 国義君	羽田雄一郎君	中西 健治君	水野 賢一君	高野光二郎君	高橋 克法君
橋本 聖子君	林 芳正君	白 眞敷君	浜野 喜史君	薬師寺みちよ君	福島みずほ君	滝沢 求君	滝波 宏文君
福岡 資麿君	藤井 基之君	林 久美子君	広田 一君	吉田 忠智君	主演 了君	武見 敬三君	柘植 芳文君
藤川 政人君	古川 俊治君	福山 哲郎君	藤末 健三君	谷 亮子君	荒井 広幸君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	藤田 幸久君	藤本 祐司君	平野 達男君	興石 東君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
舞立 昇治君	牧野たかお君	前川 清成君	前田 武志君	脇 雅史君		中泉 松司君	中川 雅治君
松下 新平君	松村 祥史君	水岡 俊一君	増子 輝彦君			中西 祐介君	中原 八一君
松山 政司君	丸川 珠代君	安井美沙子君	森本 真治君			長峯 誠君	二之湯 智君
丸山 和也君	三木 亨君	三宅 伸吾君	柳澤 光美君			二之湯武史君	野上浩太郎君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	蓮 舩君	吉川 沙織君			野上浩太郎君	羽生田 俊君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	荒木 清寛君	秋野 公造君			馬場 成志君	橋本 聖子君
宮本 周司君	森 まさこ君	魚住裕一郎君	石川 博崇君			福岡 資麿君	藤井 基之君
森屋 宏君	柳本 卓治君	佐々木さやか君	河野 義博君			藤川 政人君	古川 俊治君
山崎 力君	山下 雄平君	竹谷とし子君	杉 久武君			堀井 巖君	堀内 恒夫君
山田 修路君	山本 俊男君	長沢 広明君	谷合 正明君			舞立 昇治君	牧野たかお君
山谷えり子君	山本 一太君	西田 実仁君	新妻 秀規君			松下 新平君	松村 祥史君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	平木 大作君	浜田 昌良君			松山 政司君	丸川 珠代君
吉田 博美君	若林 健太君	山口那津男君	矢倉 克夫君			丸山 和也君	三木 亨君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	横山 信一君	山本 博司君			三原じゅん子君	三宅 伸吾君
足立 信也君	相原久美子君	東 徹君	若松 謙雄君			水落 敏栄君	溝手 顕正君
有田 芳生君	石上 俊雄君	片山虎之助君	小野 次郎君			宮本 周司君	森 まさこ君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君		川田 龍平君				

反対者氏名

○名

日程第五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一五四名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君

森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	若林 健太君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
アントニオ猪木君	井上 義行君
行田 邦子君	田中 茂君
松田 公太君	山口 和之君
江口 克彦君	中野 正志君
中山 恭子君	浜田 和幸君
松沢 成文君	和田 政宗君
中西 健治君	薬師寺ちよ君
荒井 広幸君	脇 雅史君

反対者氏名

足立 信也君	七六名
有田 芳生君	相原久美子君
石橋 通宏君	石上 俊雄君
江崎 孝君	磯崎 哲史君
	五月君

小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	田城 郁君
田中 直紀君	津田弥太郎君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
直嶋 正行君	長浜 博行君
難波 奨二君	西村まさみ君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	浜野 喜史君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山田 太郎君
福島みずほ君	吉田 忠智君
主演 了君	谷 亮子君
山本 太郎君	平野 達男君
糸数 慶子君	奥石 東君

行政文書の管理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜野 喜史

行政文書の管理に関する質問主意書

行政文書の取扱ひについては、公文書等の管理に関する法律の精神にのつとて、「行政が適正かつ効率的に運営される」とともに、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう」、「適正な管理」がなされるべきものと考え、そこで、以下、質問する。

文書主義の原則や経緯に関する行政文書の作成義務等による適正な管理の必要性に照らせば、行政機関が、公式の会合において選任した有識者により公式に組織した会合によつて取りまとめた文書については、その作成過程や内容確定の経緯等を明確にするとともに、その会合や文書作成等に関わる文書(電子メール等を含む。)は、行政の適正かつ効率的な運営の観点から一定の期間保存される必要があると考え、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜野喜史君提出行政文書の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜野喜史君提出行政文書の管理に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「行政機関が、公式の会合において選任した有識者により公式に組織した会合によつて取りまとめた文書」及び「その会合や文書作成等に関わる文書(電子メール等を含む。)」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第四条の規定により、行政機関の職員は、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められており、また、同法第六条第一項の規定により、行政機関の長は、保存期間の満了する日までの間、同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされている。

サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十一日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問主意書
私が提出した「サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第二二二号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八九第二二二号。以下「前回答弁書」という。)の内容に疑義があるため、以下再質問する。

一 前回答弁書では、「サイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われることは考えられる」としているにも関わらず、前回主意書の質問二の①から④で例示した四つの事例に答弁しないことは、説明責任を十分に果たしていないと考え、政府の見解を示されたい。

二 政府が、「武力攻撃の一環として行われる」と考えるサイバー攻撃とは、どのような事態か明らかにする。

らかにされたい。また、事態認定の要件を、併せて明らかにされたい。

三 他国から、武力攻撃の一環ではないと認定されるサイバー攻撃を受けた場合、政府として反撃を含む何らかの手段を講ずることは可能か、示されたい。また、可能である場合の法的根拠を併せて示されたい。

四 過去五年間において、政府機関に対して行われたサイバー攻撃の件数と被害状況を明らかにされたい。

五 内閣サイバーセキュリティセンター等、サイバー攻撃に対処する政府機関名を挙げ、それぞれの機関における過去五年間の予算額及び職員数を明らかにされたい。また、予算額及び職員数について、来年度も含め、今後の見通しがあれば、併せて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

いわゆるサイバー攻撃について、いかなる場合に武力攻撃の一環として行われたと認定するのか、また、そうでない場合にどのように対処するのかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、御指摘のような仮定の事例について限られた与件のみに基づいて判断することはできず、一概にお答えすることは困難である。

四について

政府機関に対するいわゆるサイバー攻撃の全体の件数については承知していないが、内閣官房が政府機関に対するサイバー攻撃(情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃(分散サービス不能攻撃)等をいう)又はその疑いのあるものとして認知しこれを当該政府機関に通報した件数は、平成二十二年度は百八十一件、平成二十三年度は百三十九件、平成二十四年度は百七十五件、平成二十五年度は百三十九件、平成二十六年度は二百六十四件である。例えば、政府機関のホームページに対する閲覧要求等の大量送信、政府職員に対する不正プログラムを含んだ電子メールの送信、外部からの不正アクセス等により、情報の窃取及び改ざん、ホームページの閲覧障害、コンピュータウイルスへの感染等の被害が生じている。

五について

お尋ねの「サイバー攻撃に対処する」との意味するところが必ずしも明らかではないため、御指摘の「内閣サイバーセキュリティセンター」(以下「センター」という)以外の政府機関については、お答えすることは困難である。

センターの予算額については、平成二十三年度当初予算で約八・一億円、平成二十四年度当初予算で約九・三億円、平成二十五年度当初予算で約八・九億円、平成二十六年年度当初予算で約七・三億円、平成二十七年年度当初予算で約七・三億円、平成二十八年年度当初予算で約七・三億円、平成二十九年年度当初予算で約七・三億円、平成三十年年度当初予算で約七・三億円をそれぞれ計上しており、職員数については、平成二十三年度から平成二十六年度までは約八十八人、平成二十七年年度は約百二十人となつてい

るところ、来年度以降の予算及び人員については、予算編成過程において検討することとなるため、お答えすることは困難である。

物価安定目標における消費者物価指数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十一日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

物価安定目標における消費者物価指数に関する質問主意書

日本銀行は本年七月の金融経済月報から、生鮮食品・エネルギーを除く消費者物価指数を発表している。この点につき、以下質問する。

一 平成二十五年一月二十二日に出された「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」では、「日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする」としている。この消費者物価の定義について、政府の見解を示されたい。また、この消費者物価指数の定義を、七月の金融経済月報から発表された生鮮食品・エネルギーを除く消費者物価指数に変更することは、政策の一貫性を欠くことになるとの意見があるが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。

二 本年八月の金融経済月報では、「消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、0%程度となつてい。予想物価上昇率は、やや長い目で見れば、全体として上昇しているとみられる」とし、同時に「消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面0%程度で推移するとみられる」ともされている。この現状を

鑑みれば、消費者物価指数の2%の上昇を早期に達成するという日本銀行の目標は達成困難との意見があるが、これに対する政府の見解を示されたい。また、消費者物価指数について、生鮮食品・エネルギーを除いた場合、目標の達成が見込まれる時期に変化があるという意見もあるが、これに対する政府の見解を併せて示されたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出物価安定目標における消費者物価指数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出物価安定目標における消費者物価指数に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年一月二十二日に政府及び日本銀行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」(以下「共同声明」という)での物価安定の目標における消費者物価は、消費者物価指数の総合指数であると承知している。

また、日本銀行総裁は、本年八月七日の記者会見において、「物価安定の目標自体は、ご承知のように、家計が消費する財貨サービスを包括的にカバーする消費者物価指数の総合で考えています」と発言したと承知しており、物価安定の目標における消費者物価の定義については、変更されていないものと承知している。

二について

共同声明においては、「日本銀行は、物価安

定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二%とする。日本銀行は、上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを旨とするところである。また、日本銀行総裁は、本年八月七日の記者会見において、「今のところ、原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくという先物価格の状況を前提にして考えますと、二%の目標の達成時期というのは二十六年前半頃になるとみています」と発言したと承知している。政府としては、日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、二パーセントの物価安定目標を実現することを期待している。

また、物価安定の目標における消費者物価の定義については、変更されていないものと承知している。

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

大久保 勉

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問主意書

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの現状及び今後の課題について、以下質問する。

一 日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが、日本の株価形成にどのような影響を与えているか、政府の見解を明らかにされたい。また、海外の投資家からの評価について、政府の見解を併せて明らかにされたい。

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その一) 質問主意書及び答弁書

にされたい。

二 取締役会の構成員でない相談役や顧問等が、企業経営の根幹に関わる重要判断を行うことは、コーポレートガバナンス・コードの普及及び定着にどのような影響を及ぼすのか、政府の見解を明らかにされたい。特に、代表取締役社長を経験した相談役や顧問等が、社長の指名等の人事に実質的に関与して企業経営に重大な影響を与えることは、コーポレートガバナンス・コードにおいて、どのような評価をされるか、政府の見解を明らかにされたい。

三 独立社外取締役の設置や委員会等設置会社への移行のみでは企業統治の向上策として不十分であり、コーポレートガバナンス・コードの実効性を高めていくことが不可欠であると考えるが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問に対する答弁書

一について

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが日本の株価形成にどのような影響を与えているかについては、株価は様々な要因を背景に市場において形成されるものであることから、お答えすることは困難であるが、日本版スチュワードシップ・コー

ド及びコーポレートガバナンス・コードは、一般に海外の投資家から高く評価されていると認識している。

二について

取締役会は、代表取締役等の選定を含め、重要な意思決定を行うが、コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役は、株主から経営を付託された者としての責任や、様々なステークホルダーに対する責務を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すべきものとされている。

お尋ねの「企業経営の根幹に関わる重要判断を行うこと」や「社長の指名等の人事に実質的に関与して企業経営に重大な影響を与えること」がいかなる態様の行為を指すのか必ずしも明らかではないが、仮にこれらの行為が、取締役がその責務を果たす上で妨げとなるようであれば、コーポレートガバナンス・コードの観点からは、適当ではないと考えられる。

三について

形だけのガバナンス体制の整備にとどまるのではなく、実効的にガバナンスを機能させ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上につなげていくことが重要であると考えている。

このため、日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及及び定着の状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論及び提言することを目的として、企業経営者、内外投資家、研究者等の外部有識者から構成される「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を金融庁と株式会社東京証券取引所が共同して設置することとした。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

川田 龍平

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問主意書

「日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する再質問主意書」(第百八十九回国会質問第二〇六号)に対する答弁書内閣参質一八九第二〇六号。以下「前回答弁書」という。が本年七月二十八日に提出された。

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)六ヶ所再処理工場に大量に貯蔵されている不安定な高レベル廃液に含まれる超高濃度の放射性物質が重大事故により環境に放出されてしまおうのではないかと、この懸念のもと数度にわたり質問主意書を提出してきた。地元の方々にとっては、高レベル廃液とその放射性物質がガラス固化によりどれだけ除かれ、放射性物質の潜在リスクが軽減したかが差し当たって最大の関心事である。しかしこれまでの答弁書によると、日本原燃はガラス固化により廃液中のセシウム一三七がどれだけ封じ込められたか調べていないとのことであり、これでは高レベル廃液の放射能が果たしてガラス固化されたのか不明であり問題である。国や日本原燃は高レベル廃液のリスクの減少について国民に知らせ、安心していただく責任があると考えられるがこれをどう担保するのか。

前回答弁書の内容は、全く不十分であり、国民の理解を得ようとする姿勢を感じられなかった。そこで改めて質問するので、国民の信頼を得られ

るように丁寧かつ分かりやすい答弁をされたい。そして、人と環境を守るため絶対に大事故を起こさないよう、高レベル廃液の日常的な厳しい管理を強く求めるものである。

以下、前回答弁書の内容の疑問点について再度質問をする。

一 前回答弁書二について

「高レベル廃液貯蔵設備」に貯蔵されている高レベル廃液中のセシウム一三七の放射能量が二〇一三年二月一日時点と二〇一五年三月四日時点で約五百二十ベタベクレルと変わらなかった理由について「高レベル廃液及び高レベル廃液以外の放射性物質を含む液体状の物質を内包する設備から発生する放射性物質を含む気体状の物質を水と接触させることによって回収し、濃縮した上で、高レベル廃液として貯蔵設備に移送しており、これにより定期的に高レベル廃液が発生しているため」と答弁があった。

セシウム一三七は廃液中で「イオン」として存在しており、簡単には気化しないと考えられるが、ガラス溶融炉以外のどの貯槽等から発生するのか、貯槽等の管理温度も示した上で、この約二年間に各貯槽等から発生し水により回収された放射能総量を明らかにされたい。この約二年の期間においてガラス溶融炉へ供給された廃液中のセシウム一三七の何%が蒸発し、水により回収されたのか。また同期間におけるガラス溶融炉から発生したセシウム一三七の放射能回収総量を示されたい。また、水により回収された放射能総量は、この約二年の期間における「高レベル廃液貯蔵設備」に貯蔵されている高レベル廃液中のセシウム一三七の減衰量を補う放射能量が示されたい。

二 前回答弁書三について

1 「ガラス固化待ちの高レベル廃液の量」については、ガラス固化体の製造及び高レベル廃液ガラス固化設備内の高レベル廃液の攪拌

を行う設備の運転によって常に変動するものであることから、具体的な数字を示すことはできないと聞いている。」との答弁があった。

二〇〇九年一月には高レベル廃液ガラス固化建屋の固化セル内で高レベル廃液が約百五十リットル漏えいする事故があった。このときはその漏えい量が日本原燃報告書「高レベル廃液ガラス固化建屋 固化セルにおける高レベル廃液の滴下について(報告)」(平成二十一年一月三十日。以下「本件報告書」という。)六ページや添付資料六で詳しくリットル単位で報告されている。このときはなぜ固化設備内の各貯槽の液量の数値を出すことができたのか示されたい。

また、各貯槽の水位については連続測定され記録されているのではない、その有無を示されたい。

2

「お尋ねの「高レベル廃液に含まれるセシウム一三七の放射能量」については、高レベル廃液ガラス固化設備内の高レベル廃液に含まれる核種ごとの放射能量の分析を行っていないことから、具体的な数字を示すことはできないと聞いている。」との答弁があった。

本件報告書の添付資料五では漏えい廃液に加え、供給槽Aの廃液中のセシウム一三七の濃度を、高レベル廃液混合槽Aの廃液の分析結果から算出した値が示されていた。分析は行われているのではない。

日本原子力学会和文論文誌論文「地層処分」の安全評価の観点からガラス固化体中の核種インベントリ評価の信頼性向上の取り組み」IIの2「放射能濃度の評価」の冒頭に「フランスからの返還ガラス固化体1本当たりに含まれる放射能濃度は、固化対象となる廃液の分析結果と廃液供給量とで求める」と記載されていた。英仏からの返還ガラス固化体を受け入れている日本原燃が自社製造の固化体につ

いて製造前後の廃液量と放射能濃度を調べていないことは考えられない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律で定められている事業所外への廃棄に関する申請では、セシウム一三七を始めとする指定核種の放射能濃度を算出合算しガラス固化体一本当たりの全 α 、及び β ・ γ 放射能濃度を決定することになっているのではない。ガラス固化設備内の高レベル廃液に含まれる各指定核種の放射能量を分析していない場合、事業所外廃棄申請ができないことになるのではない。本当に分析していないのか。国はそのことを容認するのか、見解を示されたい。

3

ガラス固化待ちの高レベル廃液の量と高レベル廃液に含まれるセシウム一三七の放射能量について、二〇一三年二月一日、ガラス固化前の二〇一三年五月七日、ガラス固化終了時点の二〇一三年五月三十一日及び二〇一五年三月四日各々の数値を示されたい(A、B系列の区別が必要な場合は分けて示されたい)。

この質問に具体的に答弁できなければ、ガラス固化体に含まれるセシウム一三七の放射能量が分かっていることになるが、別の方法で調べているならば示されたい。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員川田龍平君提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問に対する答弁書一について

お尋ねの「この約二年間に各貯槽等から発生し水により回収された放射能総量」、「この約二年の期間においてガラス溶融炉へ供給された廃液中のセシウム一三七の何%が蒸発し、水により回収されたのか」及び「同期間におけるガラス溶融炉から発生したセシウム一三七の放射能回収総量」については、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、日本原燃の再処理事業所再処理施設において高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)及び高レベル廃液以外の放射性物質を含む液体状の物質を内包する設備から発生する放射性物質を含む気体状の物質を水と接触させることによって回収した廃液(以下「回収廃液」という。)については、定期的に放射能分析を行っており、セシウム一三七が含まれていることを確認しているが、回収廃液のみの放射能の総量を管理しているわけではなく、回収廃液を含む高レベル廃液貯蔵設備に貯蔵される高レベル廃液の放射能の総量を管理しているため、具体的な数字を示すことはできないと聞いている。

二の1について

お尋ねの「このときはなぜ固化設備内の各貯槽の液量の数値を出すことができたのか」については、日本原燃から、当該数値は、平成二十一年一月に発生した高レベル廃液の漏えい事故の発生に伴い、各貯槽の攪拌による水位の変動幅を考慮して保守的な前提条件を置いた上で算出した量であるためと聞いている。

また、お尋ねの「各貯槽の水位については連続測定され記録されているのではないか」については、日本原燃から、各貯槽の水位については連続的に測定し記録を行っていると聞いている。

二の2について

お尋ねの「供給槽Aの廃液中のセシウム一三七の濃度を、高レベル廃液混合槽Aの廃液の分析結果から算出した値」については、日本原燃から、高レベル廃液ガラス固化設備においては、高レベル廃液の放射能の総量を管理するための分析は行っており、当該値の算出は、漏えい事象の規模を把握することを目的に特別に分析を行い放射能量を推定したものであると聞いている。

また、御指摘の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律で定められている事業所外への廃棄に関する申請」は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十八条第二項の規定に基づき、輸入廃棄物（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）第二条第一項第三号に規定する輸入廃棄物をいう。以下同じ。）を事業所の外において廃棄する場合に求める確認の申請を意味するものと解されること、輸入廃棄物を事業所の外において廃棄する場合、事業所外廃棄確認に関する運用要領（平成二十六年原管廃発第一四〇二二六号原子力規制庁長官決定）に基づき、各ガラス固化体の全α及び全βγ放射能濃度を確認している。他方、国内で生じた放射性廃棄物を事業所の外において廃棄する場合については、輸入廃棄物と同様の確認を行うことが法令上義務付けられていないため、そのような確認は行っていない。

また、お尋ねの「本当に分析していないのか」については、先の答弁書（平成二十七年七月二十八日閣内閣参質一八九第二〇六号。以下「前回答弁書」という。）三についてでお答えしたとおりである。

二の3について

お尋ねの「ガラス固化待ちの高レベル廃液の量と高レベル廃液に含まれるセシウム一三七の放射能量」については、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

また、お尋ねの「ガラス固化体に含まれるセシウム一三七の放射能量」については、日本原燃によれば、保守的な前提条件を置いた上で算定した平均放射能量として管理しているが、これは、日本原燃のノウハウ等に係る事項であるため、回答を差し控えたいとのことであり、政府としても、その量は承知していない。

朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十三日

水野 賢一

参議院議長 山崎 正昭殿

朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問主意書

朝鮮戦争の際に米国の要請を受けて、海上保安庁の特別掃海隊が機雷掃海に当たったとされるが、それに関して以下の点を明らかにされたい。

一 この時、日本としてはどのような陣容でどれだけの間掃海作業に当たったか。参加人員、船舶数なども含め具体的に明らかにされたい。

二 日本の掃海作業によっていくつの機雷を除去したか。

三 この時の掃海作業は日本領海、公海、他国の領海などの全ての海域において実施されたのか。それぞれの海域で除去した機雷の数と共に明らかにされたい。

四 この時の掃海作業によって日本人の犠牲者はどれくらい出たのか。

五 この掃海作業を実施するための法的根拠は、どの法律の第何条だったのかを明らかにされたい。

六 現在、海上保安庁は日本領海、公海、他国の領海などのそれぞれにおいて掃海作業ができるのか。法制上、掃海作業を実施することが可能なのかという面と能力・装備面で可能なのかという両面から明らかにされたい。

七 日本が直接武力攻撃を受けたわけではない朝鮮戦争において掃海作業を実施したことは集団的自衛権の行使ではないかという見方もありえると思うが、日本としてこの行為を集団的自衛権の行使として国連安保理に報告したことはあるか。

八 この掃海作業は集団的自衛権の行使だったのか、政府の見解を明らかにされたい。仮に違うのであれば、国際法上はどのように位置付けられる行為なのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員水野賢一君提出朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問に対する答弁書

一から五まで、七及び八について

お尋ねについては、平成三年四月十八日の参議院内閣委員会において島山善防衛庁防衛局長（当時）が「その件に関し幾つかの刊行物に種々の記載がなされており、またかつて国会において議論がなされたところでもあるが、今日においては正確に事実関係を調べることは困難である等でございます。それで限られた資料をもつて判明する限りでおおよそのことを申し上げますと、二十五年十月に極東米海軍司令官から日本側に朝鮮半島の掃海業務に関する協力要請がございました。当時日本政府が占領下にあったことでもあり、これに応じまして、海上保安庁により特別掃海隊の編成、これは計二十六隻というふうな思われますが、及びその下関集結が行われたわけでありまして、同特別掃海隊は、昭和二十五年十月十日から十二月六日まで朝鮮半島沿岸の各港の掃海作戦に従事いたしました。二十七個の機雷を処理し、十二月十五日に部隊を解散したということで、この間、一隻の掃海船が触雷、沈没し、一隻は座礁して沈没して、殉職者一名、負傷者八名というふうに、これは限られた資料からの総合的な判明する限りで申し上げるとそういうことでございます。……千二百七十名が参加人員というふうに記録から判定されるところでございます」と答弁し、また、大森政輔内閣法制局第一部長（当時）が「この根拠につきましては、我が国が当時連合国の管理下にあったということでございまして、我が国としてはこの指令に従わざるを得ない法的状況にあったということであろうと思います」と答弁したとおりである。なお、我が国が国際連合の加盟国となったのは御指摘の「掃海作業」が終了した後の昭和三十一年十二月十八日である。

六について

機雷等の除去については、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の二において、海上自衛隊が行うものとされており、海上保安庁の所掌事務に含まれておらず、同庁は機雷を除去する能力及びそのための装備も有していない。

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その一) 質問主意書及び答弁書

安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年八月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
小西 洋之

安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問主意書

一 安倍内閣を含む歴代政府が明らかにしている憲法の前文に規定する三つの平和主義のそれぞれについて、限定的な集団的自衛権行使と法理として矛盾しない理由、すなわち、憲法の平和主義の規定があるにもかかわらず限定的な集団的自衛権行使が合憲であると考える理由について具体的かつ網羅的に明らかにされたい。

二 前記一については、特に、以下の点についても明らかにされたい。八月十一日の参議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において、岸田外務大臣は「日本国民の平和的生存権のみならず他国の国民の平和的生存権はどうなのか、こういった質問がありました。これは、端的にお答えすると、これらは全て国際法が遵守されているという世界の中で完結する議論であります。我が国が限定された集団的自衛権を行使する、これは既に武力攻撃の発生を前提としています。武力攻撃が発生している、違法な武力攻撃が発生している、この前提の下で我が国として限定的な集団的自衛権を行使する、これが議論されています。これは、国際法が遵守されているという世界の中であったならば単純に物を考えられるのでありまして、今申し上げているのは、その中であつて違法な武力攻撃が発生している、その中でどう対応するのか、こういった議論をしております。これは、憲法前文におきます平和主義とは矛盾しない話であると私は考えます。」と答弁し

ている。この答弁の趣旨は、同盟国等の我が国に密接な関係のある他国に対して違法な武力攻撃を行っている国の軍人や一般市民は、憲法前文に定める平和的生存権を有しない者となると考えているのか。あるいは、違法な武力攻撃を行っている国に対して我が国が限定的な集団的自衛権による武力行使を行う際には、その武力行使によつて殺傷することとなる当該国の軍人や巻き添えで殺傷することとなる当該国の一般市民との関係では、憲法前文において全世界の国民が有することを確認している平和的生存権との法的な問題(憲法第九条の解釈上の指針としての意味は一切何も生じないと考えているのか。

三 前記二にある岸田大臣の答弁について、岸田大臣において爆心地が所在する広島県第一区を選挙区とする代議士として、原爆による惨禍の上に定められた憲法の平和主義の理念を否定することにならないか、また、「安らかに眠つて下さい。過ちは繰返しませぬから」との碑文の趣旨に反することにならないか、内閣として岸田大臣が有する認識を確認し、明らかにされたい。

四 安倍内閣を含む歴代政府が明らかにしている憲法の前文に規定する三つの平和主義のそれぞれについて、現在、国会で審議中の安保法案において法理として可能と安倍内閣が国会答弁をしているいわゆる後方支援活動における「核兵器の運搬」、「核兵器の提供」、「核兵器を搭載している航空機への給油」の行為がなぜ法理として矛盾しないのか、その理由について具体的にかつ網羅的に明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年八月二十一日
参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員小西洋之君提出安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問に対する答弁書
一から四までについて

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

その上で、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で告示した「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)は、その文言からすると国際関係において一切の実力の行使を禁じているかのように見える憲法第九条の下でも、例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解(以下「昭和四十七年の政府見解」という。)の基本的な論理を維持したものである。この昭和四十七年の政府見解においては、

(一)まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」としている。この部分は、昭和三十四年十二月十六日の砂川事件最高裁判所大法廷判決の「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするためには、必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」という判示と軌を一にするものである。

(二)次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限つて、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示している。
(三)その上で、結論として、「そうだとすれ

ば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」として、(一)及び(二)の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられている。

一方、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。新三要件は、こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、このような昭和四十七年の政府見解の(一)及び(二)の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防御するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防御するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を

認めるにとどまるものである。したがつて、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれており、憲法の基本原則の一つである平和主義に反するものではなく、御指摘の岸田文雄外務大臣の答弁はこの趣旨を述べたものである。

政府としては非核三原則を堅持する方針であり、核兵器を保有せず、今後とも保有することはない。核兵器を他国に提供することはない。

非核三原則を堅持する我が国は、その趣旨、精神に沿つたものとして、「核兵器を輸送しない」との考えであり、さらに、核兵器を輸送するために必要な知見等も有しておらず、現在国会で審議中の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に基づき、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を自衛隊が輸送することはあり得ない。核兵器を搭載する航空機への給油についても、同様に、非核三原則を堅持する我が国の立場を踏まえ、我が国として主體的に判断することは当然のことと考えており、支援対象国の航空機が核兵器を搭載している場合に、支援対象国からの要請を受けてその航空機へ自衛隊が給油することはあり得ない。

我が国が非核三原則を堅持していることは世界各国に知られており、また、核兵器については、その高度な秘匿性や安全確保の観点から、支援対象国が我が国に対し核兵器の輸送や核兵器を搭載する航空機への給油を要請することもあり得ない。米国との間でも、米国がかかる要請をすることはない旨確認している。

このように、自衛隊が御指摘の「核兵器の運

搬」、「核兵器の提供」及び「核兵器を搭載している航空機への給油」を行うことはあり得ず、およそあり得ないことを法文上明記するの必要はないと考えており、憲法の基本原則の一つである平和主義と矛盾があるとは考えていない。

「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問主意書

平成二十七年八月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問主意書

平成二十七年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における後藤祐一委員の質問に対して、中谷防衛大臣は「国際平和支援法ということで法律をつくりますが、その中で、(中略)従来は非戦闘地域でありましたが、今回は、現に戦闘行為が行われている現場ではないところというところがございます。そこで、憲法的には、現に戦闘行為が行われていない、現場でないというところで担保はしておりますけれども、隊員の安全ということにつきまして、法律の中に、実施区域の指定というところがありまして、ここでは、防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある役務の提供、具体的な内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該、実施する区域を指定するものであるとした上で、実際にこの指定に当たっては、自衛隊が現に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込ま

れる場所を実施区域に指定することにしておりまして、こういった点におきまして、隊員の活動等におきまして、いささかも活動に参加する隊員のリスクを高めるといふことではないといふことでございます。」と答弁しているが、この答弁について以下の点を質問する。

一 「いささかも活動に参加する隊員のリスクを高めるといふことではない」のであれば、今までの旧イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法等にある「非戦闘地域」の定義を使うべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 平成二十七年一月九日の「衆議院議員岡田克也君提出集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更等に関する質問に対する答弁書(内閣衆質一八八第一号)」において、「本閣議決定に示されている「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」といふ「非戦闘地域」とは、現に戦闘行為が行われていない地域又は場所であるという点で共通しているが、いわゆる「非戦闘地域」は、「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる地域である点において本閣議決定に示されている「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」とは異なる。」としているが、これは前述の中谷防衛大臣答弁における「自衛隊が現に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することにしており」と矛盾しているのではないか。中谷防衛大臣の答弁が正しいとすれば、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と「非戦闘地域」は同じ定義になると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 実際に、「自衛隊が現に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定をする」としても、現に戦闘行為が行われている現場(以下「戦闘地域」とい

う。)の直近まで物資を輸送すれば、攻撃の対象となり大きなリスクを負うことになると考え、政府の見解を明らかにされたい。

また、戦闘地域の近くで活動することはないので、どの程度の距離が離れていれば活動が可能なのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 現在、国際的な武力紛争が起きておらず戦闘地域でないアフガニスタンのカブールでは、装甲車両が自爆テロなどテロの標的になっており、実際に駐留する外国軍隊にも被害が出ている。このような場所で治安部隊の車両はテロ攻撃の標的になりやすく、これらの外国軍隊に対して自衛隊員が後方支援活動を実施する場合、自衛隊員に対するテロ攻撃等のリスクは限りなく高くなると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 戦闘地域が明確でないアルカイダやISILのようなテロ組織等との戦いである「対テロ戦争」が主流になる中で、「対テロ戦争」が重要影響事態や国際平和共同対処事態と認定され、自衛隊が後方支援活動を実施する場合、実施区域と戦闘地域の線引きが可能なか。可能であるのであれば、法律で抽象的な判断基準のみを決め、実施に当たって政府の判断に任せるのではなく、政府が、国会会でその線引きの基準を明確にすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問に対する答弁書

一及び二について

衆議院議員岡田克也君提出集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更等に関する質問に対する答弁書(平成二十七年一月九日内閣衆質一八八第一号)四の1についてでお答えしたとおり、御指摘の「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」といわれる「非戦闘地域」とは異なるが、その上で、現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(以下「重要影響事態法等」という。)においては、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動を円滑かつ安全に実施することができるよう当該後方支援活動等を実施する区域(以下「実施区域」という。)を指定するものとして、本年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における御指摘の中谷国務大臣の答弁は、この実施区域を指定するに当たっては、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実に後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定するものではないと考える。

三から五までについて

一及び二について述べた防衛大臣による実施区域の指定に加えて、重要影響事態法等においては、実施区域の全部又は一部において、自

衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合における防衛大臣による活動の中断命令や、当該後方支援活動等を実施している場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等における当該後方支援活動等の一時休止といった措置を定めているところ、このような仕組みにより、自衛隊の部隊等が攻撃を受けない安全な場所で活動を行うことが確保されることについて、従来と変更はなく、御指摘のように「攻撃の対象となり大きなリスクを負うことになる」とか「自衛隊員に対するテロ攻撃等のリスクは限りなく高くなる」とは考えていない。

また、お尋ねのように「戦闘地域」を「現に戦闘行為が行われている現場」という意味で用いるならば、右に述べたとおり、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を実施している場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、当該後方支援活動等を一時休止するなどして危険を回避するものとされているため、御指摘の「戦闘地域の近くで活動すること」はないが、お尋ねの「どの程度の距離が離れていれば活動が可能なのか」については、個別の状況に応じて判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「実施区域と戦闘地域の線引き」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 山崎 正昭殿

米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問主意書

内部告発サイトの「ウィキリークス」は本年七月三十一日、財務省や経済産業省、日本銀行、三菱や三井のグループ企業など日本の政府機関と企業の電話三十五か所を米国家安全保障局(NSA)が二〇〇六年又は二〇〇七年ごろから盗聴していた、と発表した。

このNSAによる盗聴疑惑についての真相解明に関し、以下のとおり質問する。

一 安倍首相は八月五日、バイデン米副大統領と電話会談を行い、NSAの盗聴疑惑について事実であれば深刻な懸念を表明せざるを得ない旨述べ、調査の上、結果を日本側に説明するよう求めた。バイデン副大統領は日本政府に迷惑をかけたことを大変申し訳なく思う旨述べたとされている。

政府は、米政府の対応をどのように評価しているか。また、この陳謝により、米国が盗聴の事実を認めたと解釈しているのか。

二 安倍首相の調査要求に対して、バイデン副大統領は、二〇一四年にオバマ米大統領が発令した同盟国首脳への盗聴自粛を柱とする情報収集活動の改革策を説明し、「現在、米政府は日米同盟間の信頼関係を損なう行動は行っていない」と述べたとされている。

では二〇一四年以前の情報収集活動についてはどのような説明があつたか、日本政府が把握している事実関係を併せて示されたい。

三 今回の盗聴疑惑に関しては、日本の政府機関だけではなく、三菱や三井のグループ企業など、日本の民間企業もその対象となっている。政府は、これらの日本の民間企業に対する盗聴による損害をどのように分析しているか。米政府に対する損害賠償請求等も含め、今後、日本の民間企業についてどのような対応を求めていくか示されたい。

四 我が国としては、米国の事実確認を要求するだけでなく、自ら情報流出の実態を見極める努力を行うべきであると考え。今回ウィキリークスにより公表された情報と、自ら所持している情報を突き合わせるにより、内部情報の外部漏洩の存否を明確にするべきである。その上で、過去の外交や通商交渉への影響について精査しなければならないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十七年八月五日に行われた安倍内閣総理大臣とバイデン米副大統領との間の電話会談において、同副大統領から、平成二十六年にオバマ米大統領が発出した大統領令を踏まえ、現在米政府は日米同盟間の信頼関係を損なう行動は行っていない旨の説明があったが、外交上のやり取りの詳細やそれに対する評価等についてお答えすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

三について

御指摘の「ウィキリークス」が公開した真偽不明の文書に基づいた質問にお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねについては、政府の情報能力に関わる

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その一)

質問主意書及び答弁書

ことであり、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十七年八月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 山崎 正昭殿

米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に関する質問主意書

内部告発サイトの「ウィキリークス」は本年七月三十一日、財務省や経済産業省、日本銀行、三菱や三井のグループ企業など日本の政府機関と企業の電話三十五か所を米国家安全保障局(NSA)が二〇〇六年又は二〇〇七年ごろから盗聴していた、と発表した。

このNSAによる盗聴疑惑に対する今後の取組に関し、以下のとおり質問する。

一 オバマ米大統領は、二〇一四年一月に「安全保障上、やむを得ない場合を除いて、同盟国の首脳の通信は傍受しない」方針を明らかにしたとされている。

日本政府は、首脳の通信以外の日本国内における通信傍受は、黙認するのか。また、米国の安全保障上、やむを得ない場合の日本国内における通信傍受は、首脳の通信であっても黙認するのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 NSAによる盗聴疑惑について、八月五日に安倍首相とバイデン米副大統領との間で行われた電話会談で、我が国の調査要求に対する米国の回答が果たされたか、ウィキリークスで公表されたものの以外の情報も含めて、盗聴の手段により、誰を対象に、どんな情報を、いかに入手していたのか、引き続き調査を要求すべきと考えるが、政府の見解如何。

また、同盟国同士による情報収集の在り方について、共通のルールを検討し、米国に提案していくべきと考えるが、政府の見解如何。

三 今回明らかになったように、企業を標的にした盗聴やサイバー攻撃でも、他国の政府機関が関与している場合が少なくないとみられている。このような攻撃に対して、個々の企業で防御するには限界があり、政府と連携した上での情報の共有や共同の対策が必須となると考える。企業を標的にした盗聴等の防止体制の具体策について、政府の方針を明らかにされたい。

四 今回、日本政府や企業が通信傍受の危険にさらされていることが改めて浮き彫りになった。安倍首相は、本年八月四日の参議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において(今回の疑惑が)もし事実であるということが分かったら、(中略)こうしたことが起こらないような対応を考えなければならない」と述べているが、米政府に対して具体的にどのような再発防止策を要求するのか。また、我が国として秘密漏洩防止策の強化について、その要否を含めてどのような検討を行っているのか、政府の方針と併せて示されたい。

右質問する。

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

政府としては、諸外国等により各種の情報収集活動が行われるおそれがあることを念頭に置いて、情報漏えい対策を講じているところであり、その具体的内容については、これを明らかにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたいが、いずれにせよ、当該内容について不断の見直しを行うこととしている。また、政府としては、平成二十七年八月五日に行われた安倍内閣総理大臣とバイデン米副大統領との間の電話会談を踏まえ、米政府との間で、米国家安全保障局による通信情報の収集問題について議論を継続していく。

三について

お尋ねの「企業を標的にした盗聴等の防止体制」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、企業を含む組織が効率的に情報セキュリティマネジメント体制の構築並びに適切な管理策の整備及び運用を行うための実践的な規範として経済産業省が策定した情報セキュリティ管理基準(平成二十年改正版)(平成二十年経済産業省告示第二百四十六号)においては、盗聴対策を含む情報セキュリティマネジメントの基本的な枠組みと具体的な管理項目を示している。また、企業に対する情報窃取を目的とするサイバー攻撃への対策としては、「サイバーセキュリティ戦略(案)」(平成二十七年八月二十日サイバーセキュリティ戦略本部決定)において、「特に、中小の企業や地方公共団体のように、十分な対策を講じることが困難な組織については、国、関係機関、業界団体等の関係者が連携し、各種セミナーや対策ガイドラインの策定・普及、最新の攻撃の手法等の情報共

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二) 質問主意書及び答弁書

有体制の整備、実践的な訓練・演習の実施等の取組を通じた支援が必要であることに配慮し、必要な取組を推進することなどを記載している。

パチンコ営業者の株式公開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿
小見山幸治

パチンコ営業者の株式公開に関する質問主意書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第二条第一項第七号に規定されるぱちんこ屋営業(以下「パチンコ営業」という。)を営む者(以下「パチンコ営業者」という。)の株式公開について、近年、香港証券取引所に上場するパチンコ営業者が相次いでいるが、日本国内の証券取引所への上場はいまだ実現していない。このことに関連し、一部には、関係当局の対応がパチンコ営業者の株式公開の足かせになっているとの指摘も多くなされているところである。

一 パチンコ営業者の株式公開は、当該営業者が証券取引所等が定める株式上場の厳格な基準を満たした健全な企業としての社会的評価を受けただけではなく、パチンコ営業全体の業務の適正化を推進し、当該営業の健全化に資するところが極めて大きいと考えるが、政府の見解は如何か。

二 パチンコ営業者の株式公開すべきかどうかは、証券取引所等が定める一定の基準に基づき、個々の営業者に対する審査だけによって判

断されるべきものであり、パチンコ営業者の全てが株式の公開に不適格なものでは決していないと考えるが、政府の見解は如何か。
右質問する。

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対する答弁書

一について

ぱちんこ屋の健全化やその業務の適正化については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基づき行われているところである。ぱちんこ屋の営業者の個別の株式上場が、お尋ねの「パチンコ営業全体の業務の適正化」及び「当該営業の健全化」の観点から、どのような効果を有するかについては、一概にお答えすることは困難である。

二について

証券取引所への株式の上場については、各証券取引所において、有価証券上場規程等に基づき、当該株式を発行する個別企業ごとに審査が行われるものと認識している。

官報 号外

平成二十七年八月二十八日

○第百八十九回 参議院會議録第三十七号（その二）

〔本号その一〕参照

審査報告書

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年八月二十五日

内閣委員長 大島九州男

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、女性が職業生活において、意欲をもつて能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、公労使により賃金格差の是正に向けて検討すること。

二 非正規労働者の七割、かつ雇用者全体の四分の一を非正規労働者の女性が占めていることに鑑み、本法の実効性を担保するため、本法に基づく実態把握、分析、目標設定、事業主行動計画の策定・公表等は雇用管理区分ごとに行われよう検討すること。

三 派遣労働者については、派遣元事業主による実態把握等に加え、実際に使用している派遣先事業主により、実態把握、分析等がなされるときに、事業主行動計画に「雇用形態の変更等の機会の積極的な提供」などが盛り込まれるよう検討すること。

四 一般事業主が事業主行動計画を策定するに当たつて、男女の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働者に占める正規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女性労働者の割合等を省令によつて状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。

五 一般事業主が事業主行動計画を策定し、又は変更するに当たつては、労使の対話等により労働者の実態やニーズを的確に把握するよう、事業主行動計画策定指針において示すこと。

六 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を促進すること。

七 一般事業主行動計画策定の義務付けに係る規模要件については、本法施行後の状況等を踏まえ、その見直しについて検討すること。

八 広報活動等を通じ、優れた取組を行う一般事業主の認定制度を周知することにより、一般事業主による女性の職業生活における活躍に関する取組を促進すること。また、認定一般事業主の認定に当たつては、基準の客観性が確保されるよう配慮するとともに、非正規労働者に対する処遇改善を認定の要件とすることを検討すること。

九 特定事業主が事業主行動計画を策定するに当たつて、男女の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等を内閣府令によつて状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。

十 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多数を占めることに鑑み、全ての女性の活躍を促進する観点からも、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮するとともに、その実態を把握すること。

十一 協議会を組織する関係機関に、必要に応じて、協議会に男女共同参画センター、労働組合、教育訓練機関その他の女性労働者に対し支援を行う団体も構成員として加えることを検討するよう促すこと。

十二 地方公共団体においても本法及び本附帯決議に基づき適切な措置が講じられるよう支援するとともに、周知・助言等を図ること。

いよう、家庭における子育て及び介護の支援に関する施策の推進を図ること。

十四 配偶者からの暴力及びストーカー行為等により、女性の職業生活における活躍が阻害されることがないよう、被害の防止及び被害者に対する相談・支援体制の充実を図ること。

十五 男女を問わず職業生活を営む上で障害となる、あらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主の措置を促すことを検討するとともに、ハラスメントの防止に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等関連する法律の改正を積極的に検討すること。

十六 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後三年の見直しを積極的に検討するとともに、男女雇用機会均等法の改正についても検討を進めること。

右決議する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

（小字及び一は衆議院修正）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

法律案

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 基本方針等（第五条～第六条）

は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、○労働時間の状況、○労働時間、○管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、○労働時間、○管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づき取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項及び第五項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品・役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五條の三第一項及び第三項、第五條の四、第三十九條、第四十一條第二項、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行う」とする者とは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。

6 職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の二の規定の適用については、同法第三十六條

第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第六項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、○勤務時間の状況、○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、○勤務時間、○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第六項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る

事務の一部を、その事務を適切に実施することができるとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由な

く、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 三 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第四項の規定による届出をしない

で、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、たゞし、第三章(第七章を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)、及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律

第 号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二)

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

三〇

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

審査報告書

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十七年八月二十七日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

第四条のうち目次の改正規定中「目次中」の下に『特定個人情報保護評価を「特定個人情報保護評価等」に、「第二十八条」を「第二十八条の四」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、』を加える。
第四条のうち第二条の改正規定中「改め、」の下に「同条第十四項中「第二十七条及び附則第二条において」を「第七章を除き、以下」に改め、』を加える。

第四条中第二十一条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

「第一節 特定個人情報保護評価を「第一節 特定個人情報保護評価等」に改める。

第四条中第二十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五章第一節中第二十八条の次に次の三条を加える。

(研修の実施)

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有人、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めると

ころにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。
(委員会による検査等)

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有人行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有人地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)
第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第四条中第二十九条及び第三十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五章第二節中第三十五条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)
第三十五条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。
第四条中第七十七条を改め、同条を第六十条とする改正規定の次に次の改正規定を加える。
附則第三条の次に次の一条を加える。

(日本年金機構に係る経過措置)

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができな

附則第五条中「前三条」を「附則第二条から前条までに改める。

第五条のうち目次の改正規定中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第五条中第二十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第二十八条の二中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に改める。

第五条のうち第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削る改正規定中「削る」を「削り、第三十五条の二を第三十一条の二とする」に改める。

第六条のうち目次の改正規定中「第二十八条」を「第二十八条の四」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

「第二十八条の四」に、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第六条のうち第二条の改正規定中「をいう。第二十七条」を「情報提供者」の下に「をい

う。第二十八条に改め」を「を」に改める。

第六条のうち第三十一条を第三十二条とする改正規定中「第五章第二節中」の下に「第三十一条の二を第三十二条の二とし、」を加える。

第六条中第二十九条を改め、同条を第三十条とする改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条の三を第二十九条の三とする。

第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第六条のうち第二十八条を改め、同条を第二十九条とする改正規定中「第五章第一節中」を削る。
第六条中第二十五条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三条の二に次の一項を加える。

2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

附則第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策の確実な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、個人情報保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに關し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に關する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥當な措置と認めるが、特定個人情報取扱いに係る研修の実施、個人情報保護委員会による検査等、特定個人情報の漏えい等に関する報告、特定個人情報保護の確保を図るための連携協力、日本年金機構に係る経過措置、国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討等についての修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十七年一度一般会計予算に約一億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たつては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に見解を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。

二 匿名加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に必要

となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たつては、その趣旨について十分に配慮すること。

三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

五 情報通信技術の進展、事業者の事業規模、財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であることから、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局については、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見と経験を持つ者、消費者保護に精通する者等をバランスよく登用することともに、情報システム、情報セキュリティ等に関する高い識見を有する人材についても確保すること。また、同委員会が十全にその権限を行使し、その機能を發揮することができるとともに、保するたため、事務局職員の見、高度な専門性を有する人材に対する処遇の充実、職場環境の整備等に特に努めること。

六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。

七 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未然に防ぐことが一層重要になっていくことから、民間におけるプライバシーを扱うあらゆる側面が適切に取扱いされる環境をあらかじめ作り込むという考え方(プライバシー・バイ・デザイン)に基づ

く取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの確保を図ること。

八 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にとつて重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。

九 個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理が徹底されるよう、公的機関における個人情報の取扱いに係るセキュリティ環境の高度な監視を行う等システムの安全性を確保するとともに、情報セキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員・予算の継続的な確保その他必要な措置を講ずること。

十 平成二十七年五月に発生した日本年金機構の個人の年金情報流出事案により国民の不安が拡大したことと鑑み、日本年金機構のみならず国及び地方の行政機関、独立行政法人その他の個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るため、研修の実施など継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保護に万全の内部統制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務違反に対する厳罰化等の措置を検討すること。

十一 マイナンバー制度に係る地方公共団体のシステム整備及び情報セキュリティ対策の実施について、地方公共団体の財政負担並びに当該システム整備及び情報セキュリティ対策に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。

十二 個人番号カードの公的個人認証機能の利用

時における本人認証方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ簡易な方法を検討すること。

十三 高度サイバー攻撃が大きな脅威となつていくこと、サイバー攻撃の技術が日進月歩進化していることに鑑み、特に政府機関においてはサイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務領域を選定し、当該業務領域に係るリスク評価に基づく情報セキュリティ対策を徹底的に実施すること。併せて政府機関が統一的で効率的な運用を行えるよう体制を整備すること。

十四 ビッグデータ時代の科学技術研究及び産業界のイノベーションを先導する役割を果たすデータ分析官の育成を促進するため、専門教育組織の設置など、必要な基盤の整備に努めること。

十五 本法の施行後も継続的に教育、広報その他の活動を通じて、個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの下での利活用の推進に關する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。また、番号利用法の施行までに、マイナンバー制度の趣旨及び内容について国民に周知徹底を図り、その理解と協力が得られるよう、所要の措置を講ずるとともに、番号利用法の施行後も必要に応じ広報啓発に努めること。

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続に關する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十一日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第一条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第五十条―第五十五条)」を「第五章 個人情報保護委員会(第五十条―第六十五条)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「有用性」を「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性」に改める。

第七条第三項中「消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、」を「個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について」に改める。

第三十五条第二項中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第五十九条を第七十八条とする。

第五十八条第一項中「前二条」を「第七十四条及び第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十七条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条を第七十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第七章とする。

第五章中第五十五条を第七十二条とし、第五十四条を第七十一条とする。

第五十三条第一項中「内閣総理大臣を「委員会」に改め、「(平成十一年法律第八十九号)」を削り、「次条」を「第七十一条」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣を「委員会」に、「毎年度」を「毎年」に、「取りまとめ、その概要を公表する」を「取りまとめる」に改め、同条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国会に対する報告)

第七十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第五十二条を第六十八条とし、第五十一条を第六十七条とする。

第五十条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条を第六十六条とする。

第五章を第六章とし、第四十九条の次に次の一章を加える。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第五十一条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

第五十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。
3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第三項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(所掌事務)
一 基本方針の策定及び推進に関すること。
二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報)をいう。第五十四条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

5 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。
四 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

2 委員長及び委員は、再任されることができ
3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

六 所掌事務に係る国際協力に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務
(職権行使の独立性)
第五十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(組織等)
第五十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもつて組織する。

(身分保障)

第五十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第五十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第五十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第五十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

4 第五十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第六十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第六十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第六十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第六十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第六十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第六十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、

適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条」に、「第二節 民間団体による個人情報の保護の推進」を「第三十七條―第四十九條」を「第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務」(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六條―第四十條―第四十六條)を「第三十七條―第四十七條」に、「第五十條―第六十五條」を「第五十八條」に、「第五十九條―第七十四條」を「第六十六條―第七十二條」を「第七十五條―第八十一條」に、「第七十三條―第七十八條」を「第八十二條―第八十八條」に改める。

なるものを含む。

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次に掲げるもの」の下に「(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。

第二条に次の二項を加える。

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次に掲げるもの」の下に「(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。

第二条に次の二項を加える。

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次に掲げるもの」の下に「(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。

第二条に次の二項を加える。

第六章中第七十二条を第八十一条とする。

第七十一条中「行政機関の下に」（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、

宮内庁、内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項に規定する機関をいう。)を加え、同条を第八十条とし、第七十條を第七十九條とする。

第六十八條及び第六十九條を削る。

第六十七條中「主務大臣」を「委員会」に改め、「権限」の下に「及び第四十四條第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限」を加え、同条を第七十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

(外国執行当局への情報提供)

第七十八條 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められると

き。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第六十六條第一項中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「個人情報」を「個人情報等を」と改め、同条第三項中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改め、「個人データ」の下に「又は匿名加工情報」を加え、「個人情報の」と「個人情報等」に改め、同条を第七十六條とし、第六章中同条の前に次の一條を加える。

(適用範囲)

第七十五條 第十五條、第十六條、第十八條(第二項を除く。)、第十九條から第二十五條まで、第二十七條から第三十六條まで、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條及び次條の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

第五十九條第四項中「第五十六條第四号」を「第六十五條第四号」に改め、同条を第六十八條とする。

とする。

第五十八條を第六十七條とし、第五十三條から第五十七條までを九条ずつ繰り下げる。

第五十二條中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第五十四條第四項」を「第六十三條第四項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)

三 認定個人情報保護団体に関すること。

第五十二條を第六十一條とし、第五十一條を第六十條とする。

第五十條第一項中「平成十一年法律第八十九号」を削り、同条を第五十九條とし、第四十九條を削る。

第四十八條第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同項第一号中「第三十八條第二号」を「第三十九條各号」を「第四十九條各号」に改め、同項第三号中「第四十四條」を「第五十四條」に改め、同項第五号中「第三十七條第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、第四章第二節中同条を第五十八條とする。

第四十七條中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第五十七條とする。

第四十六條中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第五十六條とし、第四十五條を第五十五條とし、第四十四條を第五十四條とする。

第四十三條第一項中「の個人情報」を「の個人情報等」に改め、「ために」の下に「個人情報に係る」を加え、「本人の求め」を「開示等の請求

等」に改め、「事項」の下に「又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項」を、「開示」の下に「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて」を加え、「作成し、公表する」を「作成する」に改め、同条第二項中「を公表した」を「公表された」に、「とするよう努めなければ」を「とななければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを要としたときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

第四十三條を第五十三條とする。

第四十二條第一項中「本人等」を「本人その他の関係者」に、「の個人情報」を「の個人情報等」に改め、同条を第五十二條とする。

第四十一條第一項中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十條第一項中「第三十七條第一項」を「第四十七條第一項」に、「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第五十條とする。

第三十九條中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第三十七條第一項」を「第四十七條第一項各号」を「第四十七條第一項各号」に改め、同条を第四十九條とする。

第三十八条第二号中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第三号イ中「禁錮」を「禁固」に改め、同号ロ中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十七条第一項中「個人情報取扱事業者の個人情報」を「個人情報取扱事業者等の個人情報」に改め、「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同項第一号中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「の個人情報」を「の個人情報等」に、「第四十二条」を「第五十二條」に改め、同項第二号及び第三号中「個人情報」を「個人情報等」に改め、同条第二項及び第三項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十六条の見出しを「(事業所管大臣)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「事業所管大臣」に改め、ただし書を削り、同項第一号中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「の個人情報」を「の個人情報等」に、「大臣等」を「大臣又は国家公安委員会(次号において「大臣等」という。)」に改め、同項第二号中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「の個人情報」を「の個人情報等」に改め、同条第二項及び第三項を削り、第四章第一節中同条を第四十六条とする。

第三十五条の見出し中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「報告の徴収」を「報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「第六十六条第一項各号」を「第七十六条第一項各号」に、「個人情報」を「個人情報等」に改め、同条を

第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
(権限の委任)

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十二条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めると

ころにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十四条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第二十七条まで又は第三十条第二項を」「第二十二條まで、第二十三條(第四項を除く。)、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第二項を除く。)、第二十七條、第二十八條(第一項を除く。)、第二十九條第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三條第二項若しくは第三十六條(第六項を除く。)」に改め、「場合の下に」「又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七條若しくは第三十八條の規定に違反した場合を加え、」「当該個人情報取扱事業者」を「当該個人情報取扱事業者等」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改め、同条第三項

中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「又は第二十三條第一項」を「第二十三條第一項、第二十四條若しくは第三十六條第一項、第二項若しくは第五項」に改め、「場合の下に」「又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八條の規定に違反した場合」を加え、「当該個人情報取扱事業者」を「当該個人情報取扱事業者等」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三條の見出しを「(指導及び助言)」に改め、同条中「主務大臣は、この節を」「個人情報保護委員会は、前二節に、」「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「の個人情報」を「の個人情報等」に、「助言」を「指導及び助言」に改め、同条を第四十一條とする。

第三十二条の見出しを「(報告及び立入検査)」に改め、同条中「主務大臣は、」「個人情報保護委員会は、前二節及び」に改め、「個人情報取扱事業者」の下に「又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)」を加え、「の個人情報」を「の個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。))」に、「報告をさせる」を「必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第三十二条を第四十条とする。
第三十一条を第三十五條とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等)を構成するものに限り、以下同じ。を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報加工しなくてはならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなくてはならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなくてはならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するとき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなくてはならない。

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、

当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなくてはならない。

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報加工して作成したもの)を除く。以下この節において同じ。を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなくてはならない。

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、か

つ、当該措置の内容を公表するよう努めなくてはならない。

第三節 監督

第三十条第一項中「第二十四条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、「通知」の下に「を求められたとき」を加え、「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に、「を求められた」を「請求を受けた」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第二十九条の見出し中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同条第一項中「第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め」を「第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求」に改め、「この条の下に」及び第五十三条第一項を加え、「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、「その求め」の下に「又は請求」を加え、同条第二項から第四項までの規定

中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十八条中「第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項」を「第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項」に、「求められた」を「請求された」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十七条第三項中「第一項の規定に基づき求められた」を「第一項の規定による請求に係る」に、「前項の規定に基づき求められた」を「第三項の規定による請求に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求め」を「前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

第二十七条第一項中「本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求め」を「前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

第二十七条を第三十条とする。

第二十六条第二項中「前項の規定に基づき求められた」を「第一項の規定による請求に係る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容及事実にないという理由によつて当該保有個人データの内容及事実にないという理由によつて」(以下この条において「訂正等」という。)を求められた」を「前項の規定による請求を受けた」として次の一項を加える。

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容及事実にないときは、当該保有個人データの内容及事実にないことを訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条第三項中「第一項本文」を「第二項本文」に、「同項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定に基づき求められた」を「第一項の規定による請求に係る」に改め、「したとき」の下に「又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。」を求められた」を「前項の規定による請求を受けた」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加

える。

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「次条第一項、第二十六條第一項又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定による求め」を「の規定による求め又は次条第一項、第二十九條第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三十三條第二項に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条の次に次の三条を加える。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。

以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第二條第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に

提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事

項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

附則第五條中「第二十三條第四項第三号」を「第二十三條第五項第三号」に改める。

第三條 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十一條第五号中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

「第六章 特定個人情報保護委員会」

目次 第一節 組織第三十六條―第四十六條

第二節 業務第五十條―第五十六條

第三節 雑則第五十七條

九條 を「第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等(第三十六條―第四十一條)に、第五十八條―第六十一條を「第四十二條―第四十五條」に、「第六十二條―第六十六條を「第四十六條―第五十條」に、「第六十七條―第七十七條を「第五十一條―第六十條」に改める。

第二條第六項中「(第四十五條第四項を除く。)」を削り、同條第八項中「第六十七條を「第五十一條」に改め、同條第十五項中「第五十八條第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

第十四條第二項中「第六十七條」を「第五十一條」に改める。

第十九條第十一号中「第五十二條第一項」を「第三十八條第一項」に、「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会(以下「委員会」という。))」に改め、同條第十二号中「第五十三條

二十六条―第二十八条」を「第二十七条―第二十九条」に、「第二十九条―第三十一条」を「第三十

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二)

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

四〇

条第三十二条に、「第三十二条第三十七
条を第三十三条第三十八條に、「第三十八
条第四十一条を第三十九條第四十二條
に、「第四十二條第四十六條を第四十三
条第四十七條に、「第四十七條第五十六
条を第四十八條第五十七條に改める。

第二条第八項中「第四十七條を第四十八條
に改め、同条第十四項中「をいう。第二十七條
を並びに同条第八号に規定する条例事務関係
情報照会者及び条例事務関係情報提供者をい
う。第二十八條に改め、「行われる第十九條第
七号の下に「又は第八号を加え、同条第十五
項中「第三十八條第一項を第三十九條第一項
に改める。

第九条第五項中「第十九條第十一号から第十
四号までを第十九條第十二号から第十五号ま
でに改める。

第十四條第二項中「第四十七條を第四十八
條に改める。

第十九條第一号中「ときの下に「(個人番号利
用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法
律第百四十四号)第二十九條第一項、厚生年金
保険法第百條の二第五項その他の政令で定める
法律の規定により本人の資産又は収入の状況に
ついての報告を求めるためにその者の個人番号
を提供する場合にあつては、銀行その他の政令
で定める者に対し提供するときに限る。」を加
え、同条第二号中「第十号を第十一号に改
め、同条第十四号を第十五号とし、第十三号
を第十四号とし、同条第十二号中「第三十五
條を第三十六條に改め、同条同条第十三号と
し、同条第十一号中「第三十四條第一項を「第
三十五條第一項に改め、同条同条第十二号
とし、同条第十号を第十一号とし、第九号を
第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次
に次の一号を加える。

八 条例事務関係情報照会者(第九条第二項

の規定に基づき条例で定める事務のうち別
表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速
に特定個人情報提供を受けることによつ
て効率化を図るべきものとして個人情報保
護委員会規則で定めるものを処理する地方
公共団体の長その他の執行機関であつて個
人情報保護委員会規則で定めるものをい
う。第二十六條において同じ。が、政令で
定めるところにより、条例事務関係情報提
供者(当該事務の内容に応じて個人情報保
護委員会規則で定める個人番号利用事務実
施者をいう。以下この号及び同条において
同じ。に)に対し、当該事務を処理するため
に必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報
であつて当該事務の内容に応じた個人情報保
護委員会規則で定めるもの(条例事務関
係情報提供者の保有する特定個人情報フア
イルに記録されたものに限る)の提供を求
めた場合において、当該条例事務関係情報
提供者が情報提供ネットワークシステムを
使用して当該特定個人情報提供すると
き。

第二十一条第二項第二号中「第二十七條を
「第二十八條に改める。
第二十三條第二項第一号中「第三十條第一項
を第三十一條第一項に改め、同項第三号中
「第三十條第三項を第三十一條第三項に改
め、同項第四号中「第三十條第四項を「第三
十一條第四項に改める。
第五十六條第一項中「第四十七條、第四十八
條、第五十條又は第五十二條から第五十四條ま
でを「第四十八條、第四十九條、第五十一條又
は第五十三條から第五十五條まで」に改め、同
条を第五十七條とする。

第五十五條中「第四十七條から第五十一條ま
で」を「第四十八條から第五十二條まで」に改
め、同条を第五十六條とし、第五十四條を第五
十五條とする。
第五十三條中「第三十四條第一項を「第三
十五條第一項に改め、同条を第五十四條とす
る。
第五十二條中「第三十三條第二項を「第三
十四條第二項に改め、同条を第五十三條とし、
第五十一條を第五十二條とし、第五十條を第五
十一條とする。
第四十九條中「第二十五條の下に「(第二十六
條において準用する場合を含む。」を加え、同
条を第五十條とし、第四十八條を第四十九條と
し、第四十七條を第四十八條とする。
第八章中第四十六條を第四十七條とし、第四
十二條から第四十五條までを一条ずつ繰り下
げる。
第七章中第四十一條を第四十二條とする。
第四十條中「第三十八條第一項を第三十九
條第一項に改め、同条を第四十一條とする。
第三十九條第一項中「第四十一條を「第四
十二條に改め、同条を第四十條とし、第三十八
條を第三十九條とする。
第六章中第三十七條を第三十八條とし、第三
十六條を第三十七條とする。
第三十五條中「第十九條第十二号を「第十九
條第十三号に改め、同条を第三十六條とし、
第三十四條を第三十五條とし、第三十三條を第
三十四條とし、第三十二條を第三十三條とす
る。
第五章第二節中第三十一條を第三十二條とす
る。
第三十條第一項の表第三十五條の項中「又は」
を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又
は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会
者」を、「第二項」の下に「(これらの規定を同法

第二十六條において準用する場合を含む。」を
加え、同条第二項中「第三十三條第三項」の
下に「(第二十六條において準用する場合を含
む。」を加え、同項の表第三十五條の項中「第
三十三條第三項の下に「(同法第二十六條にお
いて準用する場合を含む。」を、「情報提供者」の
下に「又は同条第八号に規定する条例事務関
係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を
加え、同条第三項の表第二十六條第二項の項
中「第三十條第一項を「第三十一條第一項に改
め、同表第三十五條の項中「又は」を「若しくは」
に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号
に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二
項」の下に「(これらの規定を同法第二十六條に
おいて準用する場合を含む。」を加え、同条第
四項の表第二十六條第一項の項中「第二項」の
下に「(これらの規定を同法第二十六條において準
用する場合を含む。第三十五條において同
じ。」を加え、同表第三十五條の項中「又は」を
「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は
同条第八号に規定する条例事務関係情報照会
者」を加え、同条を第三十一條とする。

第二十九條第一項中「第二十三條」の下に「(第
二十六條において準用する場合を含む。」を加
え、同項の表第三十六條第一項第一号の項中
「第二十九條第一項を「第三十條第一項に、
「第二十八條を「第二十九條に改め、同条第二
項中「第二十三條第一項及び第二項」の下に「(こ
れらの規定を第二十六條において準用する場合
を含む。以下同じ。」を加え、同項の表第二十
六條第二項の項中「第二十九條第一項を「第三
十條第一項に改め、同表第三十六條第一項第
一号の項中「第二十九條第二項を「第三十條第
二項に、「第二十八條を「第二十九條に改
め、同条を第三十條とする。

第二十八條中「第十九條第十一号から第十四

号まで」を「第十九条第十二号から第十五号まで」に改め、第五章第一節中同条を第二十九条とする。

第二十七条第三項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九条第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報
の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定め

る」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

別表第一の二の項中「支給の下に」に「保健事業若しくは福祉事業の実施を加え、同表の四の項中「遺族前払一時金の支給の下に」に「保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二 厚生労働大臣

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十五の項中「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を削り、同表の二十二の項中「又は」を「若しくは」に改め、「支給」の下に「又は福祉事業の実施」を加え、同表の二十八の項中「支給の下に」又は福祉事業の実施」を加え、同表の三十の項中「又は保険料の徴収」を「保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の三十九の項中「若しくは年金である給付」の下に「の支給若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の五十九の項中「又は保険料の徴収」を「保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長

別表第一の九十二の項中「支給」の下に「又は就職支援措置の実施」を加える。

別表第二の八の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」を「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))」に改め、同表の九の項中

市町村長

地方税関係情報又は関係情報であつて主務省令で定めるもの

は住民票関係省令で定

を

市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の十の項中

都道府県知事等

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

都道府県知事	児童福祉法による障害児に関する情報又は障害児福祉法による身体障害、精神保健及び福祉に関する法律に知的障害者福祉法の障害者に関する情報「障害者関係情報」とあつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二)

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

四二

害児入所は身体障害者精神障害による精帳若しくは知報（以下いう）でめるものは中国残関係情報定めるも	に改め、同表の十一の項中「地方税関係情報又は住民票関係情報」を「児童福祉法による
障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
害者自立支援給付関係情報に改め、同表の十二の項中	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
害児入所は障害者務省令では中国残関係情報定めるも	に改め、同表の十五の項中
児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	児童福祉法による障
児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	に改め、同表の十六の項を次のように改め
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等であつて主務省令で
児童福祉法による障	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報

十六の二 都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの								
		るもの							
都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の二十の項中		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
に改め、同表の二十一の項中		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
都道府県知事等		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
に改め、同表の二十六		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
都道府県知事等		市町村長		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	

都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十六の二の項中「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の六十八の項中「障害児福祉手当」の下に「又は特別障害者手当」を加え、同表の七十四の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加え、同表の八十五の項の次に次のように加える。

八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	

別表第二の八十七の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等

関係情報」に改め、同表の百八の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の百十六の項を次のように改め

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

る。

百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置を

いう。)に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの			
都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの		

別表第二の百十九の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による支給を行うとされている
その他	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	に改める。	

第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「所得税法」を「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号 第七十四条の十三の二、所得税法)」に改める。
第十九条第九号中「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削る。
別表第一の五十五の項の次に次のように加える。

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その二)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

五十五の二 預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表第一の五十六の項の次に次のように加える。	
五十六の二 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。))並びに附則第二十四条及び第三十六条の規定 番号

利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。))第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができ、この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があつたものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報保護法(以下「旧個人情報保護法」という。)又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十条に規定する主務大臣(以下この条において単に「主務大臣」という。)がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないものとみなして、当該相当規定を適用する。(特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第四条の規定による改正前の番号利用法(以下この条において「旧番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定に

よる改正後の番号利用法(以下この条において「新番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法(旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を含む。次項において同じ。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法(新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。)又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないものとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。(特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。)第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(守秘義務に関する経過措置)

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たつての配慮)
第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たつては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報)を加工して得られる匿名加工情報という。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務

について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報保護を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第十三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の二及び第四十七号の二中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

別表第一官職名の欄中「特定個人情報保護委員会委員長」を「個人情報保護委員会委員長」に、「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十一の次に次の一条を加える。

(預貯金者等情報の管理)

第二十条の十一の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人にあつては、名称)及び住所又は居所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地)その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。を当該預貯金者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する法人番号をいう。)により検索することができ、状態を管理しななければならない。

第二十三条第一項第十四号イ中「(昭和四十六年法律第三十四号)及び(昭和四十八年法律第五十三号)」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の二第五項中「住所の下に」「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第十六条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「住所の下に」「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「住所の下に」「個人番号」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条の十三」を「第七十四条の十三の二」に改める。

第七章の二中第七十四条の十三の次に次の一条を加える。

(預貯金者等情報の管理)

第七十四条の十三の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項(定義に規定する農水産業協同組合をいう。))は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所その他の預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。))により検索することができ、状態を管理しななければならない。

第二十三条第一項第十四号イ中「(昭和四十六年法律第三十四号)及び(昭和四十八年法律第五十三号)」を削る。

項に規定する貯金等をいう。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。を当該預貯金者等の番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において同じ。))により検索することができる状態を管理しななければならない。

第百三十三条の二第一項中「第百二十四条第三項を「第七十四条の十三の二」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号中「第三十七条第一項を「第四十七条第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条の十第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十一第一項中「(第一号)の下に」及び「第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

平成二十七年八月二十八日 参議院会議録第三十七号(その二)

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

第三十条の十一第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十二第一項中「(第一号)の下に」及び「第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十三第一項中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削り、同条第二項ただし書及び第三項ただし書を削る。

第三十条の十四中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削る。

別表第一の十九の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第百二十二条第一項若しくは第百二十二条の二の福祉事業の実施」を加え、「又は」を「の支給又は」に改め、同表の四十一の四の項中「短期給付」の下に「の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実施」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」及び「第三条の年金である給付」の下に「の支給」を加え、同表の四十八の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは

くは第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の六十六の項中「による」の下に「同法第五条第三号の職業紹介若しくは同法第五号の職業指導」を加え、同表の七十一の二の項中「認定」の下に「又は同法第十一条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施」を加え、同表の七十二の二の項中「支給」の下に「同法第五十条第一項の保健事業若しくは同法第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の項中「の保険給付の支給」の下に「同法第百十一条第一項の保健事業若しくは同法第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の二の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の七十八の三の項及び七十八の七の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別表第二の五の二十五の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の二十六の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の三十一の項及び五の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の八の二の項の次に次のように加える。

八の三 市町村長

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の十六の項及び七の二十の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の二十三の二の項の次に次のように加える。

二十三の三 都道府県知事

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の二十五の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の二十六の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の三十一の項及び四の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の七の二の項の次に次のように加える。

七の三 市町村長

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の六及び第十号の十中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第二十号 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
別表第一中十四の項及び十五の項を削り、十三の項を十五の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三 預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第二十一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の六中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第六十七条」を「第五十一条」に、「第六十八条」を「第五十二条」に、「第七十条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第五十一条」を「第四十七条」に、「第五十二条」を「第四十八条」に、「第五十四条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第二十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第八十五号中「第四十七条」を「第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に、「第五十条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。
(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第二十五条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「特定個人情報保護委員会を「個人情報保護委員会」に改める。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十六条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改め、同条ただし書中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に、「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条本文中「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を加え、同条ただし書中「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を、「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を加える。
(遺失物法の一部改正)

第二十八条 遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第五号中「第二十条第二項」を「第二十条第四項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第一」を「住民基本台帳法別表第一」に改め、同条第四項中「第三号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項」に、「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く)」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第五項中「第三号新住民基本台帳法別表第三」を「住民基本台帳法別表第三」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に、「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く)」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第六項中「第三号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項」に、「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く)」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第七項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十四」を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「同条並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同条」を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、「本人確認情報(住民票コードを除く)」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第八項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項及び第二項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コード及び個人番号)とあるのは「個人番号」に改める。

第二十一条 前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。)を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）」と改め、同条第二項から第四項までの規定中「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く)」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第三項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項及び第二項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コード及び個人番号)とあるのは「個人番号」に改める。

第二十一条 前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。)を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）」と改め、同条第二項から第四項までの規定中「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く)」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第三項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項及び第二項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コード及び個人番号)とあるのは「個人番号」に改める。

報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第五項中「本人確認情報(住民票コードを除く。）」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第六項中「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。
(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第六十六条第二号中「第六十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。
(金融庁設置法の一部改正)

第三十一条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
第八条中「(平成十三年法律第七十五号)」の下に「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。
(内閣府設置法の一部改正)

第三十二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第五十九号の二中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五十二条」に改める。
第十六条第二項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。
第六十四条の表特定個人情報保護委員会の項を次のように改める。

個人情報保護委員会
個人情報の保護に関する法律

個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律

第三十三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第五十九号の二中「第五十二条」を「第六十一条」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十四条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十三号中「第五十八條」を「第四十二条」に改める。

第三十五条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第二十三号中「第四十二条」を「第三十八條」に改める。

第三十六条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第二十三号中「第三十八條」を「第三十九條」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第三十七条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条第二項第一号中へを削り、トをへとし、同項第四号中「国民生活安定緊急措置法」を「及び国民生活安定緊急措置法」に改め、「及び個人情報保護の保護に関する法律」を削る。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年八月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

環境委員長 島尻安伊子

参議院議長 山崎 正昭殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の補充及び定期的な見直し等の明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去、生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、環境の調査等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討及び特定施設の規制の在り方を含めた新法の規定に関する検討について定める等の措置を講じようとするものである。一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

平成二十七年八月二十四日

賛成者

末松 信介

磯崎 仁彦

溝手 顕正

足立 信也

大塚 耕平

谷合 正明

井原 巧

鴻池 祥肇

三宅 伸吾

大久保 勉

石井 正弘

中西 祐介

水岡 俊一

江田 五月

前田 武志

野田 国義 浜野 喜史
森本 真治 柳田 稔
河野 義博 山本 博司
室井 邦彦
参議院議長 山崎 正昭殿

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第一条」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第二十條」を「第十九条の四」に改める。

第一条中「法律は、」の下に「瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び」を加え、「保全等」を「保全、環境保全のための事業の促進等」に改める。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線

三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線

第一章第二条の次に次の一条を加える。

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念)

第二条の二 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行われなければならない。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

第三条第一項中「瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ」を「前条の基本理念にのっとり」、「水質の保全、自然景観の保全を」沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第四条第一項中「関係府県知事は」の下に、「第二条の二の基本理念にのっとり、かつ」を加え、同条第五項中「前三項を」第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

いること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行われなければならない。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

第三条第一項中「瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ」を「前条の基本理念にのっとり」、「水質の保全、自然景観の保全を」沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第四条第一項中「関係府県知事は」の下に、「第二条の二の基本理念にのっとり、かつ」を加え、同条第五項中「前三項を」第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

第十三条第一項中「第三条第一項」を「第二条の二第一項」に改める。

第十四条中「汚染」を「水質」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「汚でい」を「汚泥」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。
(漂流ごみ等の除去等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中「赤潮」の下に「及び貧酸素水塊」を加え、「及びその」を並びにそれらのに改める。

第三章第四節中第十九条の次に次の二条を加える。

(生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動植物の種の放流その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章中第二十条の前に次の一条を加える。
(瀬戸内海の環境の調査)

第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

2 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年八月二十七日
経済産業委員長 吉川 沙織
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

費用
本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年八月七日
参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十七年三月三十一日閣議決定)に基づき、平成二十七年四月十四日から平成二十九年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年八月二十七日
農林水産委員長 山田 俊男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図

るため、農業協同組合等についてその目的の明確化、事業の執行体制の強化、株式会社等への組織変更を可能とする規定の整備、農業協同組合中央会の廃止等の措置を講ずるとともに、農業委員会委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制への移行、農業生産法人に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に必要な経費は、来年度以降計上される。

附帯決議

戦後設立された農協と農業委員会は、幾多の変遷を経ながら、我が国農政の根幹としての役割を果たしてきた。

しかしながら、この間の我が国経済社会の変貌や、地方の農業を取り巻く構造変化の中で、自主的な改革も含めて、多くの改革が求められるに至っており、技術革新・六次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じた農業の成長産業化、更なる地域振興、多様な農業の発展と農家所得の向上などその成果を着実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を生かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を進めることができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

こうした中で、長い歴史を有し、地域と共に存在してきた農協と農業委員会の改革に当たっては、当委員会でも出された多くの意見を踏まえ、関係者の不安を払拭し、着実な推進を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農協改革の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達が確実に達成されるよう、協同組合組織の発展を進める中で、農協が自主的な改革に全力で取り組むことを基本とすること。

二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるようにすること。

三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、農業協同組合法第一条の目的を踏まえるとともに、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分踏まえること。

また、改正後の農業協同組合法第七条について、准組合員の事業利用を規制するものでないことなど、その改正趣旨を適切に周知すること。

四 農業協同組合法第一条は「農業者の協同組織の発達を促進すること」を旨としており、その観点から、農協の組織変更は、あくまで選択であり、決して強制的なものではないことを周知徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。

五 農協・全農等は、経済界との連携を図り、農業・食品産業の発展と農家所得の向上に資する経済活動を積極的に行うようにすること。

六 農協、信連及び農林中金は、担い手等の新しい資金需要に適切に応えられるよう農業融資に積極的に取り組むこと。

七 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、農協の監査費用の実質的な負担を増加させない等の配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、試験的な実証を行うなど万全の措置を講ずるとともに、農業協同組合監査士の専門性が生かされるよう配慮すること。

八 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。

九 農協等、我が国協同組合の目的・理念について、国民的理解が深まるよう努力すること。

また、農業団体は、食料・農業・農村基本法において基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとするとしてされていることに鑑み、農業団体に関する政策を含む、具体的農業政策の決定に当たっては、食料・農業・農村基本法の施行に関し調査審議する食料・農業・農村政策審議会の意見を尊重すること。

十 農協系統組織は、その構成員のための組織であるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。

十一 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮し、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、定数を上回った場合に関係者の意見を聴くなど、適正な手続により公正に行われるようにすること。

また、女性・青年が農業委員に積極的に登用されるよう、制度の趣旨を周知徹底し、働きかけを行うこと。

十二 農業委員及び農地利用最適化推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準にすること。また、農業委員及び推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、

事務局体制の整備強化を図ること。以上を実施するため十分な予算を確保すること。

十三 農業委員会は、農地中間管理機構との連携を強化し、農業委員と農地利用最適化推進委員の適切な役割分担と連携の下に、委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。

十四 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにするとともに、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構が関係行政機関に対し提出する意見において、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること。

十五 現場から距離を置いたところで判断することという農地転用許可制度の基本的考え方に加え、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取が義務化されていない三十九アル以下の農地についても、その意見聴取を活用できることの周知を図ること。

十六 農業生産法人の構成員要件の緩和に伴い、農地が農外資本に支配されることがないよう、制度を適切に運用すること。

右決議する。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月三十日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

(小字及び) は衆議院修正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

会

第一節 通則(第三条―第九条)

第二節 事業(第十条―第十一条の五十二)

第三節 共済契約に係る契約条件の変更(第十二条の五十二―第十一条の六十三)

六十三)

第四節 子会社等(第十一条の六十四―第十一

十一条の六十九)

第五節 組合員及び会員(第十二条―第二

十七条)

第六節 管理(第二十八条―第五十四条の

五)

第七節 設立(第五十五条―第六十三条の

二)

第八節 解散、合併、新設分割及び清算

(第六十四条―第七十二条の三)

第三章 農事組合法人

第一節 通則(第七十二条の四―第七十二

条の九)

第二節 事業(第七十二条の十一―第七十二

条の十二)

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併

及び清算(第七十二条の十三―第七十三

条の七十三)

第四章 組織変更

第一節 株式会社への組織変更(第七十三

条の二―第七十六

第二節 一般社団法人への組織変更(第七

十七条―第八十

第三節 消費生活協同組合への組織変更

(第八十一条―第八十六

第四節 医療法人への組織変更(第八十七

条―第九十二

第五章 特定信用事業代理業(第九十二条の

二―第九十二

第六章 指定紛争解決機関(第九十二条の

六―第九十二

第七章 監督(第九十三―第九十六

第八章 雑則(第九十七―第九十八

第九章 罰則(第九十九―第一百

第十章 没収に関する手続等の特例(第百四

条―第一百六

附則

第二条を削る。

第三条第三項中「これ」を「これら」に改め、同

条を第二条とする。

第四条第一項中「の名称中には、」を「は、その

名称中に「なる」という」に改め、同条

第二項中「なる」という」に改め、第二章第一

節中同条を第三条とする。

第五条中「組合」とを「組合」とに改め、同条

を第四条とする。

第六条中「なした」を「行つた」に改め、「配当」

の下に「第七條第三項において「事業利用分量

配当」という。を加え、同条を第五条とする。

第七條中「在る」を「ある」に改め、同条を第六

条とする。

第八條中「とし、営利を目的としてその事業

を行つてはならない」とする」に改め、同条

に次の二項を加える。

組合は、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を

実現し、事業から生じた収益をもつて、経営

の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図る

ための投資又は事業利用分量配当に充てるよ

う努めなければならない。

第八条を第七条とする。

第九条中「この条、第十一条の四十九第一

第五号、第七十二条の八の二及び第七十三

第二十四において」を削り、同条を第八条とし、

第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第九条 組合は、政令で定めるところにより、

登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項

は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

第十条第一項第一号中「第十一」の三十一

第三項を「第十一」の五十三第三項に改め、同

第八号中「貯蔵」を「保管」に改め、同条第三

十一号中「第十一」の三十一第一項第一号を「第

十一」の五十三第一項第一号に改め、同条第六

項第八号中「第十一」の六の二を「第十一」の

十二に改める。

第十条の二第二項中「前条第一項第三号」を

「第十條第一項第三号」に改め、「(第十三条の二

第二項の回転出資金を除く。次項において同

じ。を削り、同条を第十條の三とする。

第十條の次に次の一条を加える。

第十條の二 組合は、前条の事業を行うに当た

つては、組合員に対しその利用を強制しては

ならない。

第十一条の二第二項中「前項に規定する」を

「前項第二号の」に、「第二節の三」を「第四節」に改める。

第二章の二の章名及び同章第一節から第四節までの節名、第三章及び第四章並びに第四章の二から第五章までの章名を削る。

第七十二条の十八の十四を第七十二条の四十八とする。

第七十二条の十八の十三中「第七十二条の十八の三」を「第七十二条の三十七」に改め、同条

を第七十二条の四十七とし、第七十二条の十八の十二を第七十二条の四十六とし、第七十二

の十八の十一を第七十二条の四十五とし、第七十二

の十八の十を第七十二条の四十四とし、第七十二

の十八の九を第七十二条の四十三とし、第七十二

の十八の八を第七十二条の四十二とし、第七十二

の十八の七を第七十二条の四十一とし、第七十二

の十八の六を第七十二

の十八の五を第七十二

の十八の四を第七十二

の十八の三を第七十二

の十八の二を第七十二

の十八の一を第七十二

の十八を第七十二

の十八を第七十二

第七十二条の十四中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の三十とする。

第七十二条の十三第一項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の二十九とする。

第七十二条の十二の十二第二項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の二十八とし、第七十二条の十二の十一を第七十二条の二十七とし、第七十二条の十二の十を第七十二条の二十六とする。

第七十二条の十二の九第二項中「第七十二条の十三」を「第七十二条の二十九第一項第三号」に改め、同条を第七十二条の二十五とし、第七十二条の十二の八を第七十二条の二十四とし、第七十二条の十二の七を第七十二条の二十三とし、第七十二条の十二の六を第七十二条の二十二とし、第七十二条の十二の五を第七十二条の二十一とし、第七十二条の十二の四を第七十二条の二十とする。

第七十二条の十二の三中「すべて」を「全て」に改め、同条を第七十二条の十九とし、第七十二条の十二の二を第七十二条の十八とする。

第七十二条の十二第四項中「第七十二条の十一第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「第七十二条の十七第一項」を「第七十二条の三十四第一項」に改め、同条を第七十二条の十七とし、第七十二条の十一を第七十二条の十六とする。

第七十二条の十の三中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二条の十五とし、第七十二条の十の二を第七十二条の十四とし、第七十二条の十を第七十二条の十三とする。

第七十二条の九中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条を第七十二条の十二とし、同条の次に

次の節名を付する。

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算

第七十二条の八の二を第七十二条の十一とする。

第七十二条の八第二項中「非出資農事組合法人」を「非出資農事組合法人」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七十二条の十とし、第七十二条の七を第七十二条の八とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

第七十二条の九 第九条の規定は、農事組合法人について準用する。

第二節 事業

第七十二条の六中「なした」を「行つた」に改め、同条を第七十二条の七とし、第七十二条の五を第七十二条の六とし、第七十二条の四を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とする。

第二章第六節の節名中「解散」の下に、「合併、新設分割」を加える。

第六十四条第一項第一号中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「解散の議決」を「第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の解散の決議」に改め、同条第三項中「場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては」を「認可については」に改め、「その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を」を削り、同項の次に次の一項を加える。

組合第二項の組合を除く。次条第一項及び第六十四条の三において同じ。は、第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二 休眠組合(組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止してない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

第六十四条の三 組合は、第六十四条第一項第一号又は第四号に掲げる事由により解散した場合(前条第一項の規定により解散したもの)とみなされた場合を含む。には、その清算が終了するまで(前条第一項の規定により解散したもの)とみなされた場合にあつては、解散したもの)とみなされた後三年以内に限り、総会の決議によつて、組合を継続することができる。

前項の規定による組合の継続については、第四十六条及び第四十八条の二の規定を準用する。

第一項の規定により組合が継続したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十五条第一項中「総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「場合には」を「認可について

は」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同条第四項中「出資組合」を「組合」に、「合併」を「合併」に改め、「する旨」との下に、「同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」とを加える。

第六十五条の二第二項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第六十五条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 合併によつて消滅する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ 第六十五条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ 第六十五条第四項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 合併後存続する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 第六十五条第一項の総会の日(前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)の二週間前の日

ロ 前号ロに掲げる日

第六十五条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第六十六条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第三項中「第三十条第十一項本文」の下に、「第

十二項及び第十三項を加え、同条第四項中「第三十條の二第三項本文」を「第三十條の二第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「前条第十一項本文、第十二項及び第十三項」と読み替えるものとする。

第六十七條中「因つて」を「よつて」に改め、第六十九條に規定する「を削る」。

第六十八條中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第六十九條中「準用する」を、「それぞれ準用する」に改める。

第七十條第二項中「準用する」を、「それぞれ準用する」に改め、同條の次に次の七條を加える。

第七十條の二 出資組合は、その事業（信用事業及び共済事業を除く。）に関して有する権利義務の全部又は一部を分割によつて設立する出資組合に承継させることができる。

第七十條の三 出資組合は、前條の分割（以下「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、總會の決議により、その承認を受けなければならない。

新設分割計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設分割によつて設立する出資組合（以下「新設分割設立組合」という。）の第二十八條第一項各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項
- 三 新設分割設立組合が新設分割によつて新設分割をする出資組合（以下「新設分割組

合」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四 新設分割組合の組合員が新設分割に際して取得する新設分割設立組合の出資の口数又はその口数の算定方法（新設分割設立組合の組合員となることのできない新設分割組合の組合員がある場合に於ては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む）

五 新設分割組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六 新設分割設立組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

七 その他農林水産省令で定める事項

新設分割は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

前項の認可については、第十條第一項第三号又は第十條の事業を行う組合にあつては第五十九條第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十條及び第六十一條の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第六十條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び新設分割によつて新設分割組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員となることのできないものの利益が不当に害されるおそれがある場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

新設分割については、第四十六條、第四十八條の二、第四十九條、第五十條第一項及び第二項、第六十五條の三、第六十五條の四第二項、第六十六條、第六十七條並びに第六十八條の二並びに民法第三百九十八條の十の規定を準用する。この場合において、第四十九

條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同條第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十五條の三第一項中「第六十五條第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六十五條第一項」とあるのは「第七十條の三第一項」と、前條第一項」とあるのは「第七十條の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五條の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五條の二第一項」とあるのは「第七十條の四第一項」と、第六十六條第一項中「合併によつて設立する組合」とあり、及び第六十七條中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同條第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十條の四 新設分割によつて新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合

を新設分割組合の定款で定めた場合に於ては、その割合）を超えない場合における新設分割についての前條第一項の規定の適用については、同項中「總會」とあるのは、「總會又は理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

前項の規定により總會の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合は、その旨を新設分割計画に定めなければならない。

新設分割組合が第一項の規定により總會の決議を経ないで新設分割を行う場合においては、新設分割組合は、新設分割についての理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議の日から二週間以内に、新設分割設立組合の名称及び住所、新設分割を行う時期並びに同項の規定により總會の決議を経ないで新設分割を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に新設分割組合に対し書面をもつて新設分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により總會の決議を経ないで新設分割を行うことはできない。

第七十條の五 新設分割設立組合は、その成立の日、新設分割計画の定めに従ひ、新設分割組合の権利義務を承継する。

前項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十條の三第五項において準用する第四十九條第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同條第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項

において同じ。〕は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合に対して、当該新設分割組合が新設分割設立組合の成立の日においていた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができ

る。
第一項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

新設分割組合の組合員(新設分割設立組合の組合員となることができないものを除く。〕は、新設分割設立組合の成立の日、第七十条の三第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立組合の組合員となる。

第七十条の六 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)第二條第一項の規定による通知をすべき日まで、労働者と協議をするものとする。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二條から第八條までの規定は、前項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護について準用する。この場合において

て、同法第二條第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割(以下「分割」という。同法第四條第四項、第五條第三項並びに第六條第二項及び第三項中「会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十四條第一項又は第七百六十六條第一項とあるのは「農業協同組合法第七十条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の七 新設分割の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第十号に係る部分に限る。〕及び第二項(第十号に係る部分に限る。〕、第八百三十四條第十号に係る部分に限る。〕、第八百三十五條から第八百三十九條まで、第八百四十三條第一項(第四号に係る部分に限る。〕及び第二項並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の八 第七十条の二から前条までに定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、政令で定める。
第七十一条第一項中「第六十四條第六項第一号」を「第六十四條第七項第一号」に改め、同条

第二項中「第六十四條第五項を「第六十四條第六項」に、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改める。

第七十二條第二項及び第七十二條の二第二項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第七十二條の二の二中「第二十七條の二」を「第二十七條」に、「第三十九條、第四十二條を「第三十九條第一項」に、「第四十六條の三並びに第四十六條の五第二項を「第四十六條の二並びに第四十六條の四第二項」に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、「定めるもの」の下に「以下「計算書類」という。」を加え、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、第二章第六節中同条を第七十二條の三とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 農事組合法人

第一節 通則

第二章第六節を同章第八節とする。

第五十六條第一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第五十七條第一項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第五十八條第三項中「議決を「決議に改め、同条第五項中「その会日」を「創立総会の日」に改め、同条第七項中「第四十六條の三から第四十六條の五まで」を「第四十六條の二から第四十六條の四まで」に、「準用する。」を「それぞれ準用する」に、「第四十六條の三中」を「第四十六條の二中」に、「第四十六條の四」を「第四十六條の三」に改める。

第六十条第三号及び第四号を削る。
第六十一条第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴を

「訴え」に改める。
第六十二條第二項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込みに改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「以てを「もつて」に改める。
第六十三條第一項中「因つて」を「よつて」に改める。

第二章第五節を同章第七節とする。
第二十九條中「左の」を「次の」に改める。
第三十条第十一項中「及び次条第三項」を削り、同項の次に次の二項を加える。

農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。ただし、その地区内における認定農業者農業経営基盤強化促進法第十三條第一項に規定する認定農業者をいう。第一号において同じ。が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者(法人にあつては、その役員)
二 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第三十条の二第三項を次のように改める。

経営管理委員の定数は、五人以上とする。
第三十条の二第四項中「組合」の下に「(以下「経営管理委員設置組合」という。))」を加え、同条第五項中「前項の組合を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「前条第十一項」の下に「から第十三項まで」を加え、「第四項の組合」を「経営管理委員設置組合の理事」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

経営管理委員設置組合の理事は、農畜産物の販売その他の当該経営管理委員設置組合が行う事業又は法人の経営に關し実践的な能力を有する者でなければならない。

第三十条の二第三項の次に次の一項を加える。

経営管理委員については、前条第十一項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第十二項中「次に掲げる者のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる者」と読み替えるものとする。

第三十条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条の五第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十一条第二項ただし書中「決議」を「決議」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は新設分割(第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。第五十一条第四項において同じ。)」を加え、「議決」を「決議」に改める。

第三十二条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十四条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「日から」を「日の」に改める。

第三十五条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、

同条第二項を次のように改める。

理事は、次に掲げる場合には、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第三十五条の二に次の二項を加える。

民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の三第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の四第一項中「準用する」を、「それぞれ準用する」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の五第一項、第三項及び第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項」を「第三百八十三条第一項から第三項まで」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、「及び経営管理委員会」との下に、「同項ただし書中「監

査役が二人以上ある場合において、第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは」とあるのは「同項に規定する経営管理委員設置組合にあつては」と、「同条第二項の取締役会」とあるのは「理事会」とを加える。

第三十五条の六第二項中「第三十条の二第四項の組合」及び「同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「前項」を、「同項」に改め、同条第六項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十六条第二項中「定めるもの」の下に「(以下「計算書類」という。)」を加え、同条第六項中「第三十七条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国中央会の監査」を削り、「もの」の下に「(第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、前項の規定により監事の監査を受け、及び同条第三項の規定により会計監査人の監査を受けたもの)」を加え、「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第七項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「監事の」を削り、「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第二項」に、「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「同項の全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改める。

第三十七条第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十七条の二及び第三十七条の三を次のように改める。

第三十七条の二 出資組合であつて、次に掲げ

るものは、会計監査人を置かなければならない。

一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(政令で定める規模に達しないものを除く。)

二 農業協同組合連合会(政令で定める規模に達しないものを除く。)

前項に規定する出資組合以外の出資組合は、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

会計監査人設置組合(前二項の規定により会計監査人を置く出資組合をいう。次項において同じ。))は、第三十六条第二項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

会計監査人設置組合については、会社法第百三十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた同条第二項に規定する計算書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十七条の三 会計監査人については、第三十条の三並びに会社法第百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六第一項から第五項

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

五八

まで、第三百九十七條第一項及び第二項、第三百九十八條第一項及び第二項並びに第三百九十九條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十六條第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等(農業協同組合法第九十三條第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)」と、同法第三百四十五條第一項中「株主總會において、會計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「會計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、總會に出席して」と、同条第二項中「會計参与を辞任した者」とあるのは「會計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十條の第二項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と、「第二百九十八條第一項第一号」とあるのは「同法第四十三條の五第一項第一号」と、同法第三百九十六條第一項中「次章」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「取締役及び會計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び経営管理委員並びに参事」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等」と、同条第五

項第二号及び第三号中「會計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第三項に規定する會計監査人設置組合の理事、経営管理委員、監事若しくは参事その他の使用人又は当該會計監査人設置組合の子会社等」と、同法第三百九十七條第一項中「取締役」とあるのは「理事及び経営管理委員」と、同法第三百九十八條第一項中「第三百九十六條第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第三項」と、同法第三百九十九條第一項中「取締役」とあるのは「理事」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

會計監査人の責任については、第三十五條の六の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「役員」とあるのは「役員又は會計監査人」と、同項第二号ハ中「監事」とあるのは「監事又は會計監査人」と、同条第七項及び第八項中「役員」とあるのは「役員又は會計監査人」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は會計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は會計監査報告」と、同条第十項中「役員」とあるのは「役員又は會計監査人」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項、第二項及び第四項中「第三十條の二第四項の組合を、経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「日から」を「日の」に改める。

第三十九條に次の二項を加える。

會計監査人が欠けた場合又は定款で定めた會計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく會計監査人が選任されるときは、監事は、一時會計監査人の職務を行うべき者を

選任しなければならない。

前項の一時會計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七條及び第三百四十條第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十六條第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等(農業協同組合法第九十三條第二項に規定する子会社等をいう。)」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第四十條第一項中「第三十條の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十二條を削る。

第四十一條第三項中「第十三條並びに第九百十八條並びに商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第四十四條及び第四十五條を「第十二條並びに第十三條」に改め、同条を第四十二條とする。

第四十條の二中「役員」の下に「又は會計監査人」を加え、同条を第四十一條とする。

第四十三條第四項中「日から」を「日の」に改める。

第四十三條の三第二項並びに第四十三條の四第一項及び第三項中「第三十條の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十三條の七第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十四條第一項第五号中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」を「又は計算書類及び」に改め、同項第

七号及び第八号中「又は農業協同組合中央会」を削る。

第四十五條第一項中「定の」を「定め」に改める。

第四十六條中「議決を」を「決議を」に改める。

第四十六條の二を削り、第四十六條の三を第四十六條の二とし、第四十六條の四を第四十六條の三とし、第四十六條の五を第四十六條の四とする。

第四十七條中「第三十九條(同法第七十二條の二の二)を「第三十九條第一項(同法第七十二條の三)に改める。

第四十八條の二第一項中「議決を」を「決議」に改め、同条第二項中「第三十條の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決を」を「決議」に改め、同条第四項中「第三十條の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「議決」を「決議」に改める。

第四十九條第一項を次のように改める。

出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第四十九條第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項の場合には、当該出資組合は」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び貸借対照表を」を「当該出資組合の計算書類」に改め、同条第三項中「第九十二條第二項を「第九十七條の四第二項」に改める。

第五十條の二第一項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十條の三第一項中「第三十條の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同

条第二項及び第三項中「議決」を「決議」に改める。

第五十条の四第一項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十一条第三項中「次に掲げる金額」を「出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失の填補に充てた金額を超えるときは、その超過額」に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。

合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

第五十一条第五項及び第六項中「てん補」を「填補」に改める。

第五十二条の二を削る。

第五十二条の三中「第十一条の四、第十一条の六、第十一条の十三から第十一条の十九までを「第十一条の八、第十二条の十一、第十一条の三十二から第十一条の三十八まで」に改め、同条を第五十二条の二とする。

第五十三条中「払込」を「払込み」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「全国の区域を地区とする」を削る。

第二章第四節中第五十四条の三の次に次の二条を加える。

第五十四条の四 非出資組合は、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

第一項の規定による出資組合への移行については、第四十八条の二及び第六十二条第三項の規定を準用する。

第五十四条の五 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

出資組合の組合員は、前項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつたときは、変更後の定款の定めるところにより、当該組合員の持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第一項の規定による非出資組合への移行については、第二十二條第二項、第二十三条から第二十五条まで、第四十八条の二から第五十条まで及び前条第三項の規定を準用する。

この場合において、第二十二條第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の五第二項」と、「脱退した事業年度末」とあるのは「非出資組合への移行の日」と、第二十四条中「前二条」とあるのは「第五十四条の五第二項及び同条第三項において準用する前条」と、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「非出資組合に移行する旨」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第四節を同章第六節とする。

第十二條第一項第四号中「もとに」を「下に」に改め、同条第二項第三号口を削り、同号八中「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に改め、同号八を同号口とし、同号二中「第十一条の四十九第一項第

一号」を「第十一条の六十八第一項第一号」に改め、同号二を同号八とする。

第十三条の二を削る。

第十六條第八項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第十七條第二項中「以て」を「もつて」に改める。

第十九條を削る。

第二十條中「附された」を「付された」に、「附しては」を「付しては」に改め、同条を第十九條とする。

第二十一条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十條とする。

第二十二條第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第二項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「議決を「決議」に」、「会日から」を「日の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第二号中「払込」を「払込み」に改め、同条を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とする。

第二十四條中「第二十二條第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十五條中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十六條中「第二十二條第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十七條第二項中「第二十三條乃至第二十五條を」第二十二條から第二十四條まで」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十七條の二第一項第四号中「回転出資金を除く。以下同じ。」を削り、同条を第二十七條とする。

第二章第三節を同章第五節とする。

第十一條の五十第二項中「第十一條の四十六第二項」を「第十一條の六十五第二項」に、「第十一條の五十第一項」を「第十一條の六十九第一項」に、「第十一條の四十九第四項」を「第十一條の六十八第四項」に改め、同条第三項中「第十一條の四十六第二項」を「第十一條の六十五第二項」に改め、第二章第二節の三中同条を第十一條の六十九とする。

第十一條の四十九第三項中「第十一條の四十五第三項を」第十一條の六十四第三項」に、「第十一條の四十九第一項を」第十一條の六十八第一項」に改め、同条第五項中「第十一條の四十七第五項」を「第十一條の六十六第五項」に、「第十一條の四十九第四項」を「第十一條の六十八第四項」に、「第十一條の四十九第一項」を「第十一條の六十八第一項」に改め、同条を第十一條の六十八とする。

第十一條の四十八第二項中「第十一條の四十六第二項」を「第十一條の六十五第二項」に、「第十一條の四十八第一項」を「第十一條の六十七第一項」に改め、同条第三項中「第十一條の四十六第二項」を「第十一條の六十五第二項」に改め、同条を第十一條の六十七とする。

第十一條の四十七第七項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を私的独占禁止法に改め、同条第三項中「第十一條の四十五第三項」を「第十一條の六十四第三項」に、「第十一條の四十七第一項」を「第十一條の六十六第一項」に改め、同条を第十一條の六十六とし、第十一條の四十六を第十一條の六十五とし、第十一條の四十五を第十一條の六十四とする。

第二章第二節の三を同章第四節とする。

第二章第二節の二中第十一条の四十四を第十一条の六十三とする。

第十一条の四十三第一項中「第十一条の三十六第一項を「第十一条の五十五第一項」に、「議決を「決議」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第四項を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一条の六十二とする。

第十一条の四十二第一項中「第十一条の三十六第一項を「第十一条の五十五第一項」に、「議決を「決議」に、「第十一条の三十七第三項」を「第十一条の五十六第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第一項の議決を「第十一条の五十五第一項の議決」に改め、同条を第十一条の六十一とし、第十一条の四十一を第十一条の六十とし、第十一条の四十を第十一条の五十九とする。

第十一条の三十九第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に改め、同条第五項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「第九十九条の七を「第九十九条の十一」に改め、同条を第十一条の五十八とする。

第十一条の三十八第一項中「第十一条の三十六第一項の議決を「第十一条の五十五第一項の議決」に、「第十一条の四十四第一項を「第十一条の六十三第一項」に、「第十一条の三十六第四項を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一条の五十七とする。

第十一条の三十七第一項中「議決又は」を「決議又は」に、「議決は」を「決議は」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「仮議決」を「仮決議」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議」に、「議決が」を「決議が」に改め、同条を第十一条の五十六とする。

第十一条の三十六第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「議決を「決議」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改め、同条を第十一条の五十五とし、第十一条の三十五を第十一条の五十四とし、第十一条の三十四を第十一条の五十三とする。

第十一条の三十三第一項及び第二項中「蓋然性を「蓋然性」に改め、同条を第十一条の五十二とする。

第二章第二節の二を同章第三節とする。
 第十一条の三十二第三項中「又は廃止を」(「軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る農業経営規程の変更をしたとき、又は農業経営規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
 第二章第二節中「第十一条の三十二を「第十一条の五十一とする。

第十一条の三十一第六項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第七項中「議決」を「決議」に改め、同条第九項中「議決を」を「決議を」に改め、同条を第十一条の五十とし、第十一条の三十を第十一条の四十九とする。

第十一条の二十九第三項中「又は廃止を」(「軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたとき、又は宅地等供給事業実施規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け

出なければならない。

第十一条の二十九を「第十一条の四十八とし、第十一条の二十八を「第十一条の四十七とする。
 第十一条の二十七第二号中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第二項」に改め、同条を「第十一条の四十六とし、第十一条の二十六を「第十一条の四十五とし、第十一条の二十五を「第十一条の四十四とする。

第十一条の二十四第一項中「受ける」を「享受する」に改め、同条第四項中「第十一条の二十四第三項」を「昭和二十二年法律第百三十二号」第十一条の四十三第三項」に改め、同条を「第十一条の四十三とする。

第十一条の二十三第三項中「又は廃止を」(「軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

農業協同組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る信託規程の変更をしたとき、又は信託規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
 第十一条の二十三を「第十一条の四十二とし、第十一条の二十二を「第十一条の四十一とし、第十一条の二十一を「第十一条の四十とする。

第十一条の二十第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、同条を「第十一条の三十九とする。

第十一条の十九中「第十一条の十七」を「第十一条の三十六」に改め、同条を「第十一条の三十八とし、第十一条の十八を「第十一条の三十七とし、第十一条の十七を「第十一条の三十六とし、第十一条の十六を「第十一条の三十五とする。
 第十一条の十五第一項中「第十一条の十七」を

「第十一条の三十六」に改め、同条第二項中「てん補」を「填補」に改め、同条を「第十一条の三十四とし、第十一条の十四を「第十一条の三十三とし、第十一条の十三を「第十一条の三十二とし、第十一条の十二の三を「第十一条の三十一とし、第十一条の十二の二を「第十一条の三十とし、第十一条の十二を「第十一条の二十九とし、第十一条の十一を「第十一条の二十八とする。

第十一条の十の三中「第四十五条」を「同法第四十五条」に、「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他農業協同組合法第十一条の十第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」を「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、共済契約者等農業協同組合法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等をいう。以下この項において同じ。」の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、当該特定共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」に、「第十一条の八」を「第十一条の十八」に改め、同条を「第十一条の二十七とし、第十一条の十の二を「第十一条の二十六とする。

第十一条の十中「又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を」、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に、「第十一条の十の三」を「当該団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に關しては第一号に掲げる行為(被共済者に対するものに限る。)に限り、第十

一条の二十七に、「第一号」を「同号」に改め、「規定する共済契約の契約条項のうち」の下に「共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十一条の二十第一項ただし書の農林水産省令で定める場合における第一号に規定する共済契約の契約条項のうち共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

第十一条の十第一号中「のうち」の下に「共済契約者若しくは被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同条第四号中「共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)」を「共済契約者等」に改め、同条を第十一条の二十四とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二十五 共済代理店については、保険業法第三百三条から第三百六条まで及び第三百七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百三条中「保険仲立人」とあるのは「共済代理店(その規模が大きいものとして農林水産省令で定めるものに限る。次条において同じ。)」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百四条中「保険仲立人」とあるのは「共済代理店」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは

は第二百八十六條の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の締結の代理又は媒介」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する保険業法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員については、同法第三百十一条の規定を準用する。

第十一条の九第二項中「第七十四条第二項第七号」を「第九十七条の四第二項第三号」に改め、同条を第十一条の十九とし、同条の次に次の四條を加える。

第十一条の二十 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済(団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする共済をいう。以下同じ。)に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為(当該団体共済に係る共済契約の締結の代理又は媒介を行った者以外の者が行う当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を含み、当該団体共済に係る共済契約者又は当該団体共済に係る共済契約者と農林水産省令で定める特殊の関係のある者が当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を行う場合であつて、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できるときと

して農林水産省令で定めるときにおける当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を除く。次条及び第十一条の二十四において同じ。)に關し、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、第十一条の二十七に規定する特定共済契約の締結に關しては、適用しない。

共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合の名称
 - 二 自己が代理人として共済契約を締結するか、又は共済契約の締結を媒介するかの別
 - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 第十一条の二十一 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に關し、利用者の意向を把握し、これに沿つた共済契約の締結等(共済契約の締結又は共済契約への加入をいう。以下この条において同

じ。)の提案、共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際しての利用者の意向と共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十一条の二十二 共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務(自らが締結の代理又は媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に係る業務その他の共済契約の締結の代理又は媒介の業務に密接に關連する業務を含む。)に關し、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の二十三 共済代理店は、その主たる目的として、自己を共済契約者又は被共済者とする共済契約(次項において「自己契約」という。)の締結の代理又は媒介を行つてはならない。

前項の規定の適用については、共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた自己契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額が、当該共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた共済契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該共済代理店は、自己契約の締結の代理又は媒介を行うことをその主たる目的としたものとみなす。

第十一条の八を第十一条の十八とし、第十一条の七を第十一条の十七とし、第十一条の六の二を第十一条の十二とし、同条の次に次の四条を加える。

第十一条の十三 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

第一項の許可を受けた組合が発行する同項の倉荷証券については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定を準用する。

第二項の許可を受けた組合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第八條第一項及び第二項、第十二条、第二十二條並びに第二十七條の規定を準用する。この場合において、同法第八條第一項中「その実施前に、国土交通大臣」とあり、及び同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第十二條第一項中「第六條第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、「第六條第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同法第二十二條及び第二十七條第一項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の十四 前条第一項の許可を受けた組合の作成する同項の倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載し

なければならない。

第十一条の十五 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十一条の十六 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六條第一項、第六百十七條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定を準用する。

第十一条の六を第十一条の十一とし、第十一条の五の二を第十一条の十とし、第十一条の五を第十一条の九とし、第十一条の四を第十一条の八とする。

第十一条の三の二第一項第一号中「第十一条の十二の二第一項第一号」を「第十一条の三十第一項第一号」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の十二の二第二項第二号」を「第十一条の三十第二項第二号」に改め、同条第四項第一号中「第十一条の十二の二第四項第一号」を「第十一条の三十第四項第一号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の三を第十一条の六とする。

第十一条の二の四「及び」の下に「同法を加え、」第十一条の二の四「を」第十一条の五に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の二の三第三号中「第十一条の五の二第一項」を「第十一条の十第一項」に、「第十一条の五に」を「第十一条の九に」に改め、同条を

第十一条の四とし、第十一条の二の二を第十一条の三とする。

第七十三條第一項中「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に、「第二十二条から第二十七条の二まで」を「第二十一条から第二十七条まで」に、「本法に別段の定めがある場合」を「この法律で別に定めるもの」に、「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に、「第二十四条及び第二十六条中「第二十二條第一項」を「第二十三条及び第二十五条中「第二十一條第一項」に改め、同条第二項中「第三十九条前段」を「第三十九条第一項前段」に、「第四十六条の四、第四十六条の五」を「第四十六条の三、第四十六条の四」に、「並びに第五十四条第一項」を「第五十四条第一項、第五十四条の四並びに第五十四条の五」に、「第三十五条の六第九項第一号」を「同号」に、「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の二十五第一項」に、「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に、「第四十六条の四中」を「第四十六条の三中」に、「第七十二条の十二の十二」を「第七十二条の二十八」と、「第四十九条第二項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とに改め、「二分の一」の下に、「第五十四条の四第二項中「定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつた」とあるのは「定款の変更をした」と、同条第四項中「第四十八条の二及び第六十二条第三項」とあるのは「第六十二条第三項」と、「第五十四条の五第二項中「定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつた」とあるのは「定款の変更をした」と、同条第三項中「第四十八条の二から第五十条まで」とあるのは「第四十九条、第五十条」と、「移行する旨」とあるのは「移行する旨」

と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とを加え、同条第四項中「解散の下に「合併」を、「第六十四条第一項」の下に、「第六十四条の二、第六十四条の三」を、「において」の下に、「第六十四条の三第二項中「第四十六条及び第四十八条の二」とあるのは「第七十二条の三十」と、第六十五条第四項中「又は計算書類」とあるのは「又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」とを加え、「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 組織変更

第一節 株式会社への組織変更

第七十三條の二中「出資農事組合法人」を「出資組合(第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。以下この節において同じ。又は出資農事組合法人)に改める。

第七十三條の三第一項中「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に改め、「前条の」の下に「規定による」を、「以下」の下に「この節において」を加え、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「決議をする」を加え、「第七十二条の十四」を「出資組合にあつては第四十六条に規定する決議に、出資農事組合法人にあつては第七十二条の三十に、「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「第七十二条の十二の二第一項」を「第四十三条の六第一項及び第三項並びに第七十二条の二十八第一項」に、「同項」を「第四十三条の六第一項中「十日」とあるのは「二週間」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更

計画の要領」と、第七十二条の二十八第一項に改め、同条第四項第一号中「この節において」を削り、同項第五号中「農事組合法人」を「出資組合の組合員若しくは会員(以下この章において「組合員等」という。又は出資農事組合法人)に改め、同項第六号から第八号までの規定中「農事組合法人」を「出資組合の組合員等又は出資農事組合法人」に改め、同項第九号中「その他政令で定める事項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

第七十三条の三第四項に次の一号を加える。

十一 その他農林水産省令で定める事項

第七十三条の三第六項中「第一項に規定する」を削り、「ついでに」の下に、「第四十八条の二」を加え、「組織変更をする旨」を「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」に改める。

第七十三条の四を削る。

第七十三条の五第一項中「を行う」を「をする」出資組合の組合員等又ははに、「第七十三条の三第一項」を「前条第一項」に改め、「当該の下に」「出資組合又ははを加え、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「同項の」の下に「出資組合又ははを加え、同条第三項中「による」の下に「出資組合の組合員等又はは出資農事組合法人の」を加え、「第二十三条から第二十六条まで」を「第二十二條から第二十五条まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十二條第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更

更の日」と読み替えるものとする。

第七十三条の五第四項を次のように改める。

第一項の規定により脱退する出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

第七十三条の五を第七十三条の四とする。

第七十三条の六第一項中「を行う」を「をする

出資組合の組合員等又ははに改め、「の株式」の下に「又は金銭を加え、同条第二項中「株式」の下に「又は金銭」を、「割当ては」の下に「組織変更をする出資組合の組合員等又はは出資農事組合法人の」を加え、同条を第七十三条の五とし、

同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の六 組織変更の際に資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際に

の計算に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第七十三条の七及び第七十三条の八を削る。

第七十三条の九第一項中「出資農事組合法人の持分」を「出資組合又はは出資農事組合法人の持分」に改め、「質権は」の下に「当該出資組合の組合員等又ははを加え、「金銭又は株式を」株式又は金銭」に改め、同条第二項中「出資農事組合法人」を「出資組合又はは出資農事組合法人」に、「議決」を「決議」に改め、同条を第七十三条の七とする。

第七十三条の十を削る。

第七十三条の十一第一項中「をする」の下に「出資組合又ははを加え、同条第二項中「をする」の下に「出資組合の組合員等又ははを加え、同条第三項中「第二章の二第四節」を「第四章第一節」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前三項の規定は、第七十三条の三第六項に

において準用する第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了して

いない場合又は組織変更を中止した場合に

は、適用しない。

第七十三条の十一第一項の次に次の一項を加

える。

組織変更をする出資組合又はは出資農事組合法人は、効力発生日に、第七十三条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第七十三条の十一を第七十三条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の九 出資組合又はは出資農事組合法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十三条の十二中「出資農事組合法人」を「出資組合又はは出資農事組合法人」に改め、同条を第七十三条の十とする。

第七十三条の十四を第七十五条とし、同条の次に次の一条、三節及び章名を加える。

第七十六条 この節に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 一般社団法人への組織変更

第七十七条 非出資組合又はは非出資農事組合法人は、その組織を変更し、一般社団法人にな

ることができる。

第七十八条 非出資組合又はは非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によ

り、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人(以下「組織変更後一般社団法人」という。)の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員(以下「社員」という)の氏名及び住所

六 組織変更後一般社団法人の効力発生日(以下「効力発生日」という。)

七 その他農林水産省令で定める事項

第七十九条 組織変更をする非出資組合又はは非出資農事組合法人は、効力発生日に、一般社団法人となる。

組織変更をする非出資組合又はは非出資農事組合法人は、効力発生日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする非出資組合の組合員等又はは

非出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となる。

第八十条 組織変更については、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の三第二項及び第三項、第七十三条の八第四項及び第五項並びに第七十三條の九から第七十六條までの規定を準用する。この場合において、第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、第七十三條の三第二項中「前項」とあるのは「第七十八條第一項」と、同条第三項中「第一項の總會」とあるのは「第七十八條第一項の總會」と、第七十三條の八第四項中「前三項」とあるのは「第七十九條」と、「第七十三條の三第六項」とあるのは「第八十条」と、同条第五項中「第四章第一節」とあるのは「第四章第二節」と、第七十四條第一項中「第七十三條の三第六項」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 消費生活協同組合への組織変更

第八十一条 農業協同組合（次に掲げる農業協同組合を除く。次条第一項及び第二項、第八十三條並びに第八十五條において同じ。）は、その組織を変更し、地域による消費生活協同組合になることができる。

一 組合員に出資をさせない農業協同組合
二 第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合

三 都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合（前二号に掲げる農業協同組合を除く。）

第八十二条 農業協同組合は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、總會の決議により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の消費生活協同組合（以下「組織変更後消費生活協同組合」という。）の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六條第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後消費生活協同組合の定款で定める事項

三 組織変更後消費生活協同組合の理事及び監事の氏名

四 組織変更をする農業協同組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後消費生活協同組合の出資の口数又はその口数の算定方法（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできない組織変更をする農業協同組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。）

五 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六 組織変更後消費生活協同組合が組織変更の際に組織変更をする農業協同組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

七 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

困難であると認められるとき。
第一項の認可については、消費生活協同組合法第五十七條第二項及び第五十九條の規定を準用する。

八 組織変更後消費生活協同組合の準備金に関する事項

第八十五条 組織変更をする農業協同組合は、第八十二条第二項第九号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（次項及び第三項において「効力発生日」という。）に、消費生活協同組合となる。

九 組織変更がその効力を生ずべき日
十 その他主務省令で定める事項
前項第三号の理事の選任については、理事の定数の少なくとも三分の二は、組織変更後消費生活協同組合の組合員になろうとする者のうちから選任するものとし、同号の理事及び監事の任期は、組織変更後最初の通常總會の日までとする。

組織変更をする農業協同組合は、効力発生日に、第八十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第八十三条 組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、第二十二條第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第八十二条第一項に規定する組織変更の日」とする。

組織変更をする農業協同組合の組合員（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできないものを除く。）は、効力発生日に、第八十二条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の出資を有する組織変更後消費生活協同組合の組合員となる。

第八十四条 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第八十六条 組織変更については、第四十八條の二、第四十九條、第五十条第一項及び第二項、第七十三條の三第二項及び第三項、第七十三條の四から第七十三條の七まで、第七十三條の八第五項、第七十三條の九並びに第七十四條から第七十六條までの規定を準用する。この場合において、第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三條の三第二項中「前項」とあるのは「第八十二条第一項」と、同条第三項中「第一項の總會」とあるのは「第八十二条第一項の總會」と、第七十三條の四第一項中「前条第一項」と

都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。
一 組織変更後消費生活協同組合が消費生活協同組合法第二條第一項各号に掲げる要件を欠くとき。

二 組織変更の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする都道府県知事の処分に違反するとき。

三 組織変更後消費生活協同組合が事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく

あるのは「第八十二条第一項」と、「通知したもの」とあるのは「通知したもの（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができ

ないものを除く。）」と、第七十三条の五第三項中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の六中「資本準備金」とあるのは「準備金」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の七第一項中「受けるべき株式又は」とあるのは「有すべき消費生活協同組合法第二十一条の規定による払戻請求権、同法第五十二条の規定による割戻請求権及び組織変更後消費生活協同組合が解散した場合における財産分配請求権又は組織変更により受けるべき」と、第七十三条の八第五項中「組織変更の効力発生日」とあるのは「第八十二条第二項第九号の日」と、「第四章第一節」とあるのは「第四章第三節」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十六条」と、同条第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 医療法人への組織変更
第八十七条 組合（第十条第一項第十一号又は第十二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う組合であつて、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう）、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）を開設するものに限る。以下この節において同じ。）

は、その組織を変更し、社団である医療法人になることができる。

第八十八条 組合は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総組合員又は総会員の同意を得なければならない。組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）の医療法第四十四条第二項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後医療法人の定款で定める事項

三 組織変更後医療法人の理事及び監事の氏名

四 組織変更後医療法人の社員の氏名又は名称及び住所

五 組織変更後医療法人が組織変更の際に組織変更をする組合の組合員等に対してその持分に代わる金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 組織変更をする組合の組合員等に対する前号の財産の割当てに関する事項

七 組織変更がその効力を生ずべき日

八 その他主務省令で定める事項

第八十九条 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る組織変更後医療法人の資産が医療法第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款の内容が法令に

違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第一項の認可については、医療法第四十五条第二項及び第六十七条の規定を準用する。

第九十条 前条第一項の認可の申請をした組合は、都道府県知事に対し、政令で定めるところにより、当該申請に係る組織変更後医療法人が医療法第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

前項の認定については、医療法第四十二条の二第二項の規定を準用する。

第九十一条 組織変更をする組合は、第八十八条第二項第七号の日又は第八十九条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（以下この条において「効力発生日」という。）に、医療法人となる。

組織変更をする組合は、効力発生日に、第八十八条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする組合の組合員等は、効力発生日に、第八十八条第二項第四号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後医療法人の社員となる。

前条第一項の認定を受けた組合は、効力発生日に、医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなす。

第九十二条 組織変更については、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の七、第七十三条の八第五項並びに第七十三条の九から第七十六条まで並びに医療法第七十一条の三の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口

の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の七第一項中「株式又は金銭」とあるのは「金銭その他の財産」と、第七十三条の八第五項中「組織変更の効力発生日」とあるのは「第八十八条第二項第七号の日」と、「第四章第一節」とあるのは「第四章第四節」と、第七十三条の十中「とき」とあるのは「とき（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合又は都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会が組織変更をしたときに限る。）」と、「行政庁」とあるのは「農林水産大臣」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第九十二条」と、同条第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、同法第七十一条の三「この法律中都道府県」とあるのは「農業協同組合法第四章第四節中都道府県」と、「この法律中都道府県」とあるのは、「同節中都道府県知事」と、「指定都市」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 特定信用事業代理業
第七十三条の十三を第七十四条とする。

第七十五条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第六百六条とする。

第七十六条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第六百六条とする。

第七十七条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第六百六条とする。

第七十八条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第六百六条とする。

を「第百六条」に改め、同条第二項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条の六の二第二項」を「第九十九条の十第二項」に改め、同条を第百四条とする。

第七章を第十章とする。

第九十九条の二第一号中「第十一条の二の二」を「第十一条の三」に改め、同条第二号中「第十一条の二の四、第十一条の十の三」を「第十一条の五、第十一条の二十七」に改める。

第九十九条の七中「第十一条の四十第一項」を「第十一条の五十九第一項」に改め、同条を第九十九条の十一とする。

第九十九条の六の二第二項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条を第九十九条の十とする。

第九十九条の六第二号中「第十一条の十」を「第十一条の二十四」に改め、同条第三号中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改め、同条を第九十九条の九とする。

第九十九条の五第一号中「第十一条の二の三」を「第十一条の四」に改め、同条を第九十九条の八とする。

第九十九条の四中「第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一条の十三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四を第九十九条の七とし、第九十九条の三を第九十九条の六とし、第九十九条の二の四を第九十九条の五とし、第九十九条の二の三を第九十九条の四とし、第九十九条の二の二を第九十九条の三とする。

第百条中「第十一条の四十一」を「第十一条の六十」に改める。

第百条の二第三号中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第百条の六第三号を削り、同条第二号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反して、これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

第百条の六を第百条の八とする。

第百条の五中「出資農事組合法人」を「組合若しくは農事組合法人」に、「株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、「取締役若しくは執行役」の下に「若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事」を、「選任された取締役若しくは執行役」の下に「若しくは理事」を、「第四百

一条第三項の規定」の下に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の二第二項の規定若しくは医療法第四十六条の四第五項の規定を、「一時取締役若しくは執行役」の下に「若しくは理事」を、「行うべき者の下に」若しくは仮理事を加え、同条第一号中「第七十三条の三」を「第七十三条の三第一項、同条第二項若しくは第三項」これらの規定を第八十条及び第八十六条において準用する場合を含む。」、第七十三条の三第四項若しくは第五項、第七十八条、第八十二条又は第八十八条に改め、「違反して」の下に「第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第七十三条の三第六項」の下に「第八十条、第八十六条若しくは第九十二条」を加え、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第七十三条の九第一項(第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。)の政令で定める登記をすること

第百条の五第四号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十(第八十条及び第九十二条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第七十三条の十三第二項」を「第七十四条第二項(第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。)」に改め、「農林水産省令」の下に「若しくは主務省令」を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十四条第一項(第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。)

含む。の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百条の五を第百条の七とする。

第百条の四第一項第一号中「第九十九条の二の二」を「第九十九条の三」に改め、同項第二号中「第九十九条の二の三」を「第九十九条の四」に、「第九十九条の三」を「第九十九条の六」に、「第九十九条の五第一号」を「第九十九条の八第一号」に改め、同項第三号中「第九十九条の二の四」を「第九十九条の五」に改め、同項第四号中「第九十九条の四」を「第九十九条の七」に改め、同項第五号中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同項第六号中「第九十九条の二の三第二号、第九十九条の三第三号、第九十九条の五第二号、第九十九条の六」を「第九十九条の四第二号、第九十九条の六第三号、第九十九条の八第二号、第九十九条の九」に改め、同条を第百条の六とする。

第百条の三第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同条を第百条の五とし、第百条の二の三を第百条の四とし、第百条の二の二を第百条の三とする。

第百一条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、「若しくは中央会」を削り、「若しくは清算人」を、「清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員」に改め、同項第一号中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同項第二十号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同条を同項第五十五号とし、同項第十九号を削

り、同項第十八号中「第九十七条の四第一項」を「第九十七条の三第一項」に、「第十一一条の六の二、第十一一条の四十七第四項」を「第十一一条の十二、第十一一条の六十六第四項」に、「第十一一条の四十九第四項」を「第十一一条の六十八第四項」に、「第十一一条の四十七第六項」を「第十一一条の六十六第六項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第十七号の四を第五十三号とし、第十七号の三を第五十二号とし、第十七号の二を第五十一号とし、第十七号を削り、同項第十六号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の六第一項」第七十三三条の四十八第三項において準用する場合を含む。」を「第七十二條の四十第一項」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第十五号中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に、「第七十二條の三」に改め、「若しくは第七十三條の四十八第三項」を削り、「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第十三号を削り、同項第十二号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の八第一項」第七十三條の四十八第三項において準用する場合を含む。」を「第七十二条の四十二第二項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第十一号を同項第四十六号とし、同項第十号中「第六項まで」を「第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を）」に、「第七十二条の十五」を「第七十二条の三十一」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項中第九号の三

を第四十四号とし、第九号の二を第四十三号とし、同項第九号中「第四十九條を」第四十九條第二項」に改め、「第五十條の四第四項」の下に「第五十四條の五第三項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）」を、「第七十三條第四項において準用する場合を含む。）」の下に「第七十條の三第五項」を加え、「出資組合若しくは出資農事組合法人の」を「非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、」に、「又は出資組合に係る承継をした」を「第七十條第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をした」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第八号の二中「第四十六條の三」を「第四十六條の二」に、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第八号中「第七十二條の二の二及び第七十三條の三十七」を「及び第七十二條の三」に、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に、「第四十八條の二第二項」を「又は第四十八條の二第二項」に改め、「第七十條第二項の下に」及び第七十條の三第五項」を加え、「又は第七十三條の三十九第一項」を削り、同号を同項第四十号とし、同項第七号の三中「第三十七條の二第七項」を「第三十七條の三第一項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第七号の二中「及び第七十三條の四十八第三項及び若しくは第七十三條の四十八第三項」を削り、同号を同項第三十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十七 第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八 第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

第三百一十條第一項中第七号を第三十四号とし、第六号の二を第三十三号とし、同項第六号中「第三十七條の二第七項及び」を削り、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第五号の五中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、「及び第七十三條の三十七」を削り、「第七十二條の十二第五項」を「第七十二條の十七第五項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第五号の四中「第三十條第十三項」を「第三十條第十五項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第五号の三中「第三十條第十二項」を「第三十條第十四項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第五号の二を同項第二十八号とし、同項第五号中「第二十二條第二項後段」を「第二十一條第二項後段」に改め、「並びに第七十三條の二十九第二項及び第五項」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第四号中「第二十條又は第七十三條の二十九第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十九條に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第三号を削り、同項第二号の二十二中「第十一條の四十九第四項」を「第十一條の六十八第四項」に、「第十一條の四十七第六項」を「第十一條の六十六第六項」に、「第十一條の四十九第一項各号」を「第十一條の六十八第一項各号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二号の二十一中「第十一條の四十九第一項」を「第十一條の六十八第一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二号の二十中「第十一條の四十七第四項」を「第十一條の六十六第四項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二号の十九中「第十一條の四十七第一項」を「第十一條の六十六第一項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二号の十八中「第十一條の四十六第三項」を「第十一條の六十五第三項」に、「第十一條の四十八第二項及び第十一條の五十第二項」を「第十一條の六十七第二項及び第十一條の六十九第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二号の十七中「第十一條の四十六第一項」を「第十一條の六十五第一項」に、「第十一條の四十八第二項及び第十一條の五十第二項」を「第十一條の六十七第二項及び第十一條の六十九第二項」に、「第十一條の四十八第一項又は第十一條の五十第一項」を「第十一條の六十七第一項又は第十一條の六十九第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二号の十六中「第十一條の四十五第一項」を「第十一條の六十四第一項」に、「第十一條の四十六第一項」を「第十一條の六十五第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二号の十五中「第十一條の四十三第三項」を「第十一條の四十三第二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二号の十三中「第十一條の四十三第一項」を「第十一條の六十二第一項」に、「第十一條の四十四第一項」を「第十一條の六十三第一項」

に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の六第一項」を「第七十二条の四十第一項」に、「第七十二条の十八の八第一項」これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。」を「第七十二条の四十二第一項に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二号の十二中「第十一条の三十八第二項」を「第十一条の五十七第二項」に、「第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項」を「若しくは第五十八条第七項」に、「第二十七条の二第三項」を「第二十七条第三項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第一項」に、「第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第二項」に、「第四十六条の五第四項」を「第四十六条の四第四項」に、「第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「及び第七十三条第二項」に改め、「第七十条第二項」の下に、「第七十条の三第五項」を加え、「第七十二条の十二の九第四項」第七十三条の三十七において準用する場合を含む。」を「第七十二条の二十五第三項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号の十中「第十一条の三十七第二項」を「第十一条の五十六第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号の九中「第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項」を「第十一条の五十六第二項、第十一条の六十二第二項、第十一条の六十三第三項」に改め、「第四十八条の二第一項」の下に「第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項」を、「第七十条第二項」の下に「及び第七十条の三第五項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第二号の八中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二号の七中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第二号の六中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号の五中「第十一条の二十二、第十一条の三十四」を「第十一条の四十一、第十一条の五十三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号の四中「第十一条の二十第一項」を「第十一

条の三十九第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の三中「第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一条の十九まで」を「第十一条の十七第一項、第十一条の三十二から第十一条の三十四まで又は第十一条の三十六から第十一条の三十八まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項、第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項、第十一号の五十一第四項」に、「若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項」を、「第五項若しくは第八項、第六十四条の三第三項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項、第七十二条の三十五第三項」に、「第九十七条の二」を「第九十七条に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一条の六」を「第十一条の十一」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九条第一項(第七十二条の九において準用する場合を含む。)の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第百一条第二項中「第十一条の三十九第二項」を「第十一条の五十八第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の二第七項を削り、「第三百八十一条第三項」の下に「の規定又は第三十七条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項」を加える。

第百一条の二及び第百一条の三を削る。

第百二条第一号中「第四条第二項、第七十二条の四第二項又は第七十三条の十七」を「第三条第二項又は第七十二条の五第二項」に改め、第六章中同条を第百三条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百二条 次に掲げる場合には、共済代理店は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百六条又は第三百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第六章を第九章とする。

第九十二条の三第二項中「第十一条の二の三」を「第十一条の四」に、「第六章及び第七章」を「第九章及び第十章」に改める。

第九十二条の四第二項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第九十二条の五中「第十一条の二の四」を「第

十一條の五に、「第五條」を「第四條」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第六章 指定紛争解決機関

第九十二條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十二條の七第三号中「第百條の二の三」を「第百條の四」に改める。

第九十二條の八第一項中「第百二條第二号」を「第百三條第二号」に改める。

第九十二條の九第一項中「第百二條第二号」を「第百三條第二号」に改め、同條第二項中「第十一條の十第四号」を「第十一條の二十第一項」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第七章 監督

第九十三條第一項中、「農事組合法人若しくは中央会」を「若しくは農事組合法人」に改め、「中央会にあつては會員」を削り、同條第二項中「第九十九條の四及び第百條の四第一項第四号」を「第九十九條の七及び第百條の六第一項第四号」に改める。

第九十四條第一項中「又は中央会」を削り、同條第二項中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同條第四項中「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「都道府県」を「又は都道府県」に改め、「又は中央会」を削り、同條に次の二項を加える。

第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十四條の二第五項を削る。

第九十五條第一項及び第二項中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同條第三項中「第十一條の七第一項、第十一條の二十三第一項、第十一條の二十九第一項又は第十一條の三十二第一項」を「第十一條の十七第一項、第十一條の四十二第一項、第十一條の四十八第一項又は第十一條の五十一第一項」に改める。

第九十五條の二中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同條第二号中「組合の下に」又は「農事組合法人」を加える。

第九十五條の四を削る。

第九十六條第一項中「又は中央会」を削り、「議決を決議」に、「二箇月」を「一月」に改める。

第九十七條を削る。

第九十七條の二第三号中「第十一條の四十五第一項」を「第十一條の六十四第一項」に改め、同條第六号中「第十一條の四十七第一項第五号」を「第十一條の六十六第一項第五号」に改め、同條第九号中「第十一條の四十九第一項第三号」を「第十一條の六十八第一項第三号」に改め、同條第十二号中「信用事業」の下に、「倉荷証券又は第八十二條第一項若しくは第八十八條第一項に規定する組織変更」を加え、同條を第九十七條とし、同條の前に次の章名を付する。

第八章 雑則

第九十七條の三中「信用事業」の下に、「倉荷証券又は第八十二條第一項若しくは第八十八條第一項に規定する組織変更」を加え、同條を第九十七條の二とする。

第九十七條の四を第九十七條の三とし、同條の次に次の一條を加える。

第九十七條の四 組合及び農事組合法人は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

組合及び農事組合法人は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
三 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法）をいう。以下この条において同じ。

組合及び農事組合法人が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

組合及び農事組合法人が当該組合及び農事組合法人の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日
二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十條第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及び第九百五十五條の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十條第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十七條の四第四項」と、同法第九百四十一條中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十八條第一項中「第七十條第一項及び第七十三條の二十二第二項」を「及び第七十條第一項」に改め、「中央会」を削り、同條第二項中「この法律の下に」を「（第八項に規定する規定を除く。）」を加え、同項ただし書中「第十一條の四第一項」を「第十一條の八第一項」に改め、同條第八項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一 第十一條の十三第四項において読み替へて準用する倉庫業法第十二條に規定する主務省令並びに第九十七條第十二号及び第九十七條の二に規定する主務省令（倉荷証券に関するものに限る。） 農林水産省令・国土交通省令
二 第八十二條第二項第十号、第八十六條において読み替へて準用する第四十九條第二項第二号、第七十三條の五第三項、第七十

三条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条第二項第八号並びに第九十二条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令(第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。)

三 第九十四条の二第三項に規定する主務省令及び第九十七条第十二号に規定する主務省令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。)

閣府令・財務省令
第九十八条第十一項中「第九項を」を「第十三項に改め、同条第七項の次に次の四項を加える。」

第十一項の十三第一項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫法第八條第一項及び第二項、第十二条第二項、第二十二條並びに第二十七條第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

第十一條の十三第四項において読み替えて準用する倉庫法第二十七條第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

十七條に改め、同条第四号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第九十八條の四中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度に改める。」

第九十八條の五中「第九十八條第十一項」を「第九十八條第十五項」に改める。

第二条 農業委員会等に関する法律の一部改正
年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條」を「第四十一條」に、

第三章 都道府県農業会議(第三十六條―第五十五條) 全国農業会議所(第五十六條―第九十條) 罰則(第九十一條―第九十四條)

第五章 農業委員会ネットワーク機構(第五十五條―第五十九條) 罰則(第五十六條―第五十九條)

構 第四十二條―第五十四條)に改める。

第一条中「発展」を「増進」に、「図り、農民の地位の向上に寄与する」を「図る」に、「都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織を」の組織に、「を定める」を並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与する」に改める。

第二条第一項中「第六條第一項」の下に「及び第二項」を、「あつて委員の下に」「農地利用最適化推進委員」を加え、同条第二項中「農家数」を「農業者の数に改め、農地等」の下に「農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧

の目的に供されるものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 国は、第四十二條第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務(第四十三條第一項第七号に掲げるものであつて政令で定めるものに限る。)に要する経費を負担する。

第二条第五項中「国は」を「前項に定めるもののほか、国は」に、「第四十條第二項」を「第四十二條第一項」に、「都道府県農業会議が行う業務」を「農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務」に改める。

第三条第一項ただし書中「耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)」を「農地」に改める。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六条第一項第一号中「属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)」を「属させられた農地等」に、「属させた事項」を「属させられた事項」に改め、同項第二号中「属させたを」を「前二号に掲げるものに」「属させたを」を「属させられた」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農業一般に関する調査及び情報の提供
第六條第二項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。)に関する事項に関する事務を行う。

第六條第四項中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七條から第十條までを次のように改める。
(農地等の利用の最適化の推進に関する指針)
第七條 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。

3 農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(委員の任命)
第八條 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。 3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならぬ。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）がいない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 一 認定農業者である個人 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に關し利害關係を有しない者が含まれるようにしなければならない。 7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。 第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省	令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。 2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。 3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。（委員の任期） 第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。 3 委員は、再任されることができる。 第十條の二を削る。 第十一條及び第十二條を次のように改める。（委員の罷免） 第十一條 市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。 2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。	（委員の失職） 第十二條 委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。 第十三條から第十五條までを削る。 第十六條中「又は会長」を削り、「ときは、」の下に「市町村長及び」を、「得て」の下に「委員を」を加え、同条に次の一項を加える。 2 会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。 第十六條を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。 （委員の秘密保持義務） 第十四條 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第十七條を削る。 第十八條中「農業委員会」を削り、同条を第十五條とする。 第三章から第五章までを削る。 第三十五條第一項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加え、「区を」に、「これ」を、「これ」に改め、第二章中同条を第四十一條とする。 第三十三條及び第三十四條を削り、第三十二條を第四十條とし、第三十一條を第三十九條とする。 第三十條の見出しを「（公簿の閲覧等）」に改め、同条中「の委員」の下に、「推進委員」を加え、「ついで」を「対し」に、「行う」を「遂行する」に、「又は謄写」を「若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付」に改め、同条を第三十六條とし、同条の次に次の二條を加える。	（情報の公表） 第三十七條 農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 （関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出） 第三十八條 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に關する事項に關する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に關する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。 2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。 第二十九條第一項中「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改め、「又は委員」の下に、「推進委員」を加え、同条第二項中「委員」の下に、「推進委員」を加え、「証書」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第三十五條とする。 第二十八條中「定が」を「定めが」に改め、同条を第三十四條とする。
---	--	---	--

第二十七条中「会長は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「作製し、これを縦覧に供さなければ」を「作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条を削り、第二十四条を第三十一条とす。

第二十三条中「及び部会」の下に「の会議」を加え、「決する。」を「決し、」に改め、同条を第三十条とする。

第二十二條第一項中「第十九条」を「第十六条第一項」に改め、「当該」を削り、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「部会に」を「部会の会議に」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(総会及び部会と推進委員との関係)
第二十九條 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

第二十一條第一項中「会議」の下に「以下」を加え、同項ただし書中「者がともに欠け若しくは事故がある」を「者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた」に、「農業委員会の選挙による委員の一般選挙」を「委員の任期満了による任命」に改め、同条第二項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同条第三項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同項ただし書中「第二十四條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十條に次の一項を加える。

5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。

第二十條を第二十六條とする。

第十九條第一項から第七項までを次のように改める。

農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員が互選した者をもつて構成する。

3 部会の委員の構成は、次の各号(当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第二号)に掲げる基準に従わなければならない。

一 第八条第五項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。

二 第八条第六項に規定する者が含まれること。

4 第二項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。

5 部会の委員の定数は、条例で定める。

6 部会に部会長を置く。

7 部会長は、部会の委員のうちから総会(第二十七條第一項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。)で選任する。

第十九條第八項中「部会長」の下に「に事故があり、又は部会長を加え、」又は事故があるとき」を削り、同条第九項中「行う」を「遂行する」

に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の九條を加える。

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第十七條 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

一 第三条第五項の政令で定める市町村

二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

3 推進委員は、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。

4 前項の活動は、第七条第一項の指針が定められている場合には、当該指針に従って行わなければならない。

5 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)との連携に努めなければならない。

6 第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。

第十八條 推進委員は、非常勤とする。

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

第十九條 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)
第二十條 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進

する区域を定めなければならない。

第十八條 推進委員は、非常勤とする。

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

第十九條 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)
第二十條 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進

する区域を定めなければならない。

第十八條 推進委員は、非常勤とする。

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

第十九條 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)
第二十條 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進

委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 推進委員は、再任されることができる。

(推進委員の解職)

第二十一条 農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠つた場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解職することができる。

2 推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解職されることがない。

(推進委員の失職)

第二十二条 推進委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(推進委員の辞任)

第二十三条 推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

(推進委員の秘密保持義務)

第二十四条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推進委員の報酬等)

第二十五条 市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

本則に次の三章を加える。

第三章 農業委員会ネットワーク機構

(指定)

第四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネッ

トワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率性かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務(以下「農業委員会ネットワーク業務」という。)を適正かつ確実に行うことができる(認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。

2 農林水産大臣等は、前項の規定による指定(以下「指定」という。)をしたときは、農業委員会ネットワーク機構の名称、住所及び事務所の所在地を公告しなければならない。

3 農業委員会ネットワーク機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨をその指定をした農林水産大臣等に届け出なければならない。

4 農林水産大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公告しなければならない。

(業務)

第四十三条 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。

二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。

四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。

五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。

六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。

七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都道府県機構相互の連絡調整並びに都道府県機構が行う農業委員会の委員、推進委員及び職員の講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援を行うこと。

二 前項第二号から第六号までに掲げる業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第四十四条 農業委員会ネットワーク機構(以下「機構」という。)は、農業委員会ネットワーク業務を行うときは、その開始前に、農業委員会ネットワーク業務の実施方法その他の農林水産省令で定める事項について農業委員会

ネットワーク業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣等は、前項の認可をした業務規程が農業委員会ネットワーク業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会ネットワーク業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、農業委員会ネットワーク業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十六条 機構は、その指定をした農林水産大臣等の許可を受けなければ、農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 農林水産大臣等は、前項の許可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十七条 機構の役員又は職員は、当該機構の農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(報告及び立入検査)

第四十八条 農林水産大臣等は、農業委員会ネットワーク業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、当該機構の事務所に立ち入り、農業委員会ネットワーク業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十九条 農林水産大臣等は、この法律を施行するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十条 農林水産大臣等は、その指定に係る機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第四十四条第一項の認可を受けた業務規程によら

ないで農業委員会ネットワーク業務を行つたとき。

2 農林水産大臣等は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条 農業委員会(第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。)は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

3 機構は、農業委員会が農地に関する情報の提供を求めたときは、農業委員会に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた農地中間管理機構その他同項の農林水産省令で定める者は、当該情報をその提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供しては

ならない。

(関係行政機関等に対する機構の意見の提出)

第五十三条 機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たつては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

(業務への協力)

第五十四条 地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第四章 雑則

第五十五条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第五十六条 都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務(政令で定めるものに限る。)に係る職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

第五十七条 第十四条、第二十四条又は第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の許可を受けないで、農業委員会ネットワーク業務の全部を廃止したとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十九条 第五十二条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

(農地法の一部改正)

第三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改め、同項第二号イからチまで以外の部分を次のように改める。

その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数及び(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二条第四項に規

第二条第三項第二号イ中「構成員」を「株主又は社員」に改め、同号中チを削り、トをチとし、同号ヘ中「(昭和五十五年法律第六十五号)」及び「(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二条第四項に規

定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。」「を削り、同号へを同号トとし、同号中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。))又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。))に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

第二条第三項第三号中「構成員の下に」(農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。))を加え、「以下この号を」を「次号」に、「占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものである」を「占めている」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人(いずれも常時従事者に限る。)のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

第二条第四項中「法人の構成員につき」を「前項第二号ホに規定する」に改める。

第三条第一項第十三号中「(農業経営基盤強化

促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。))」を削り、「(同法)を」(農業経営基盤強化促進法)に改め、同条第二項ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一号の五十第一項第一号」に改め、同項第二号及び第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第六号中「第二条第二項」を「第二条第二項各号」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項第三号中「のうち」を「又は農林水産省令で定める使用人(次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。)のうち」に改める。

第三条の二第一項第三号中「業務を執行する役員を」業務執行役員等に改める。

第四条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項及び第五項」に、「都道府県知事等が前項の協議を成立させよう」を「農業委員会が前項の規定により意見を述べよう」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 都道府県知事等は、前項の協議を成立せしめようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。

第四条中第四項を第七項とし、第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなけ

ればならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。))は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。))の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会には、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第五条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。))にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

第五条第五項中「前条第三項」を「前条第九項及び第十項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。))にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「(農地所有適格法人の報告等)」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「所有する農地若しくは採草放牧地」の下に「(同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。))」を、「分割によつて」の下に「当該」を加え、「同条第一項本文」を「同項本文」に改め、同条第二項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第七条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項ただし書中「土地でその」を「土地で、その」に改め、「定めるもの」の下に「並びに同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るもの」を加える。

第十四条第一項中「(昭和二十六年法律第八十

八号第二十九条第一項を「第三十五条第一項」に改め、「委員」の下に「推進委員(同法第七十七条第一項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「委員」の下に「推進委員」を加える。

第十八条第二項中「しては」を「しては」に改め、同項第五号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「都道府県農業会議を「都道府県機構」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三 農地中間管理機構

第三十九条第四項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第五十条中「都道府県農業会議又は農業委員会を「農業委員会又は農業委員会等に関する法律第四十四條第一項に規定する機構」に改める。

第五十二条の三の次に次の一条を加える。

(違反転用に対する措置の要請)
第五十二条の四 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第五十一条第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

第五十八條第一項中「第四号まで、第八号及び第九号」を「第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号」に改め、同条第二項中「第三号、第六号から第八号まで」を「第六号、第八号、第十二号及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第五十九條第一項第一号及び第二項第一号中「第五項を「第八項」に改める。

第六十一条中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第六十三條第一項第二号中「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。及び第五項」を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九号を第十九号とし、第八号を第十八号とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第五号を第十五号とし、第四号を第十四号とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四條第三項」を「において準用する第四條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

九 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

十 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。))に限る。)

十一 第五條第三項において読み替えて準用する第四條第四項及び第五項の規定並びに第五條第五項において読み替えて準用する第四條第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務
十二 第五條第五項において準用する第四條第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。))に限る。)

十三 第五條第五項において準用する第四條第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

第六十三條第一項第二号の次に次の五号を加える。

三 第四條第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第四條第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。))に限る。)

五 第四條第四項及び第五項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四條第九項の規定により都道府県等が

処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。))に限る。)

七 第四條第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

第六十三條第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。))に限る。)

第六十三條第二項に次の一号を加える。

四 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。))に限る。)

附則第二項第二号中「第四條第五項」を「第四條第八項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第四條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四十九條の見出しを削り、同条第二項第二号中「議決」を「決議又は議決(以下「決議等」という。))に、「第六十四條第四項から第六項」を「第六十四條第五項から第七項」に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十七条第三項第一号中「議決」を「決議等」に改め、同項第二号中「第六十四条第四項後段」を「第六十四条第五項後段」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第六十条の三の見出し中「決済用貯金」を「貯金等」に改め、同条第一項中「支払対象決済用貯金」を「支払対象貯金等」に、「支払対象決済用貯金の払戻しの円滑」を「その払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施」に改める。

第六十九条の二第一項中「中」支払対象決済用貯金」を「中」支払対象貯金等」に改める。

第八十六条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十九条第一項中「被管理農水産業協同組合」の下に「農業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合(以下「会計監査人設置組合」という。又は)を加える。

第九十一条第一項中「被管理農水産業協同組合」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第九十三条の見出し中「特別議決」を「特別決議等」に改め、同条第一項中「議決」を「決議等

は」に改め、同条第二項中「議決」を「決議等」に、「仮議決」を「仮決議等」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議等」に、「議決」を「決議等」に改める。

第九十四条の見出し中「特別議決等」を「特別決議等」に改め、同条第二項中「まで及び」を「まで、同法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百三十九条及び農業協同組合法」に改め、同条第三項中「並びに第三十条の二第五項」を「第三十条の二第六項並びに同法第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百三十九条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、農業協同組合法第三十条第十一項から第十四項まで、水産業協同組合法第三十四条第十項及び第十一項(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九百条第三項において準用する場合を含む。並びに農林中央金庫法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

第九十四条第四項中「選任時の属する事業年度」を「その管理人による管理」に改め、同条第五項中「議決」を「決議等」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

(優先出資の発行の特例)

第一百一条の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九百条第三項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 前項の農水産業協同組合が第九百条第三項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登録

記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

第九百一十三条中「議決する」を「決議等をする」に改める。

第九百一十四条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転を」特定信用事業譲渡等(同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。)に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡(第六項において「債務の引受け等」という。)は、当該特定信用事業譲渡等」に改め、「係る債権者」の下に「及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第二項中「並びに再編強化法」を「再編強化法」に改め、「第十二条の下に」並びに金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十条の二第六項を加え、「信用事業譲渡等」を「特定信用事業譲渡等」に改め、同条第三項中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者」及び「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第七項中「(第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転を」特定信用事業譲渡等」に、「つき第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「つき当該特定信用事業譲渡等」に改め、同条第八項中「第一項に規定する信

用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に改め、同項ただし書中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に改める。

第九百一十七条中「被管理農水産業協同組合」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第九百一十一条第一項第二号中「第九百一十七条の下に」会計監査人設置組合又は」を加える。

第九百一十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一百一条の二第二項の規定に違反して登録することを怠つたとき。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改める。

第七条中「農業協同組合中央会、及び「農業協同組合法第百一条の三又は」を削り、「特定農水産業協同組合等」を「特定漁業協同組合等」に、「農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法」を「同法に、「第八項若しくは」を「第八項又は」に改める。

水産業協同組合連合会は、合併決議の日(第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日)から二週間以内に貸借対照表を作成するとともに、当該期間内に、債権者に対して「を合併を行う農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものに関する事項として主務省令で定めるもの

第十二条の二第一項各号を次のように改める。

一 農林中央金庫 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 合併総会の日(第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う場合にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日)の二週間前の日

ロ 前条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 信用農水産業協同組合連合会 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ 合併総会の日(第二十三条を「第二十四条第二項前段中「第二十三条を「第二十二条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、農業協同組合法第二十

二条第二項及び水産業協同組合法第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「合併の日」と読み替えるものとする。

第十四条第三項中「第二十三条を「第二十二」に改める。

第二十七条中「第十二条第一項中「第九条の二第一項とあるのは「第二十六条の二第一項」とを削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第四十二条第一項中「基づきその信用事業を」を「基づきその農業協同組合法第十條第一項第三号の事業に」、「農業協同組合法第十條」を「同条」に、「その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会の業務の代理を」同条第六項第八号の事業に改め、同条に次の四項を加える。

4 前項の場合において、第一項の特定農業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定は、第二項の特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の規定は、それぞれ適用しない。

5 第三項の認可に係る業務の代理を行う特定農業協同組合、特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十三から第五十二条の五十五まで並びに第五十二条の五十六第一項第一号に係る部分を除く。及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項、第五十二条の五十五及

び第五十二条の五十六中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣及び内閣総理大臣」と、同条第一項中「次の各号」とあるのは「第二号から第五号まで」と、「当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とあるのは「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対し、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第十八号)第四十二条第三項の認可を取り消す」と、同項第二号及び第三号中「第五十二条の三十六第一項の許可」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項の認可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する農林水産大臣及び内閣総理大臣の権限は、次条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

7 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 内閣総理大臣
二 内閣総理大臣 農林水産大臣
第四十三条に次の一項を加える。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することが

できる。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十六条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 前条(第一号を除く)。二億円以下の罰金刑

二 前条第一号 同条の罰金刑
第四十七条に次の一号を加える。

十四 第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

附則第十二条の見出し中「特別議決」を「特別

決議等」に改め、同条第一項中「議決は」を「決議又は議決(以下「決議等」という。)」に改め、同条第二項中「議決」を「決議等」に、「仮議決」を「仮決議等」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議等」に、「議決が」を「決議等が」に改める。

附則第十四条第二項及び第四項中「議決」を「決議等」に改める。

附則第二十八條を附則第三十七條とする。

附則第二十七條中「経営管理委員」の下に「並びに特定承継会社の役員」を加え、同条に次の二号を加える。

三 附則第二十六條第一項の認可を受けないで特定承継会社を子会社としたとき。

四 附則第二十八條の認可を受けないで農林中央金庫の会員以外の者(農林中央金庫法第五十四條第三項各号に掲げる者を除く。)に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を営んだとき。

附則第二十七條を附則第三十六條とし、附則第二十六條の前の見出しを削り、同条を附則第三十五條とし、同条の前の見出しとして「(罰則)」を付する。

附則第二十五條の次に次の九條を加える。

(特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例)

第二十六條 農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二條の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社(特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十條及び第十一條に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。)を子会社(農林中央金

庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とすることができる。

2 特定承継会社は、銀行法第四條第一項の規定にかかわらず、同法第二條第二項に規定する銀行業を営むことができる。

(特定承継会社を子会社とするこの認可の要件)

第二十七條 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前條第一項の認可をするものとする。

一 特定承継会社が、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする株式会社であつて、農林中央金庫がその発行済株式の総数を保有するものであること。

二 特定承継会社が、特定業務(銀行法第十條及び第十一條に規定する業務並びに担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二號)その他の法律により銀行が営む業務に相当する業務をいう。以下同じ。)以外の業務を営まないものであること。

三 特定承継会社が、特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、特定業務に係る収支の見込みが良好であること。

四 特定承継会社が、その人的構成等に照らして、特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

(特定承継会社に係る資金の貸付け又は手形の割引の認可)

第二十八條 特定承継会社は、農林中央金庫の会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形

の割引の業務を営もうとするときは、農林中央金庫法第五十四條第三項各号に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

(特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡)

第二十九條 特定農業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場合には、当該特定農業協同組合等について、当該特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡す場合とみなして、この法律の規定を適用する。

(農林中央金庫と特定承継会社との合併)

第三十條 農林中央金庫と特定承継会社とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

2 前項の規定により農林中央金庫と特定承継会社とが合併する場合には、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併する場合とみなして、この法律の規定を適用する。

(特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡)

第三十一條 農林中央金庫は、特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

2 前項の規定により農林中央金庫が特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受ける場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫が特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合とみなして、この法律の規定を適用する。

(特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係)

第三十二條 特定業務を営む特定承継会社については、農林中央金庫法第七十二條第一項第一号に掲げる会社とみなして、同法第三條第五項を除く。)の規定を適用する。

2 特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農林中央金庫法第三條第五項の規定を適用する。

(特定承継会社に係る銀行法等の適用関係)

第三十三條 前條に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、銀行法第一條から第四條まで、第六條、第八條第二項及び第三項、第十條、第十一條、第七章、第七章の三(第五十二條の十一から第五十二條の十四までを除く。)並びに第五十三條第二項、第三項及び第五項その他の政令で定める規定を除く。)の規定その他銀行に適用される法令のうち政令で定めるものの規定(他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 前條及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

(政令への委任)

第三十四條 附則第二十六條から前條までに定めるもののほか、特定承継会社が特定業務を営む場合における当該特定業務に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農業倉庫業法の廃止)

第六條 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十八條、第二十九條第一項及び第三項、第三十條から第四十條まで、第四十七條(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十條、第九十條並びに第九十五條の規定 公布の日(以下「公布日」という。)
- 二 附則第一百十二條の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
- 三 附則第一百十三條の規定 医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(農業協同組合等の登記に関する経過措置)
第二條 この法律の施行前にした第一條の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第九條第一項(新農協法第七十二條の九において準用する場合を含む。次項において同じ。)及び第七十三條の九第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2 旧農協法第八十五條第二項の規定による登記簿は、新農協法第九條第一項の規定に基づく政令の相当規定による登記簿とみなす。

(共済代理店の事業報告書に関する経過措置)

第三條 新農協法第十一條の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法(平成七年法律第五十号)第三百四條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

(信託規程の変更等に関する経過措置)

第四條 新農協法第十一條の四十二第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の二十三第一項の信託規程の変更若しくは同項の信託規程の廃止、新農協法第十一條の四十八第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の二十九第一項の宅地等供給事業実施規程の変更若しくは同項の宅地等供給事業実施規程の廃止若しくは新農協法第十一條の五十一第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の三十二第二項の農業経営規程の変更若しくは同項の農業経営規程の廃止又は旧農協法第六十四條第二項の規定による組合(旧農協法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。)の解散の議決(次項において「信託規程の変更等」という。)について施行日前に行われた旧農協法第十一條の二十三第三項、第十一條の二十九第三項若しくは第十一條の三十二第三項の承認又は旧農協法第六十四條第一條の四十二第四項、第十一條の四十八第四項若しくは第十一條の五十一第四項又は第六十四條第四項の規定による届出とみなす。

2 施行日前に行われた信託規程の変更等(前項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十一條の四十二第四項、第十一條の四十八第四項若しくは第十一條の五十一第四項又は第六十四條第四項の規定の適用については、は第六十四條第四項の規定の適用については、

施行日に行われたものとみなす。

(回転出資金に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十三條の二第二項に規定する回転出資金については、なお従前の例による。

(理事及び経営管理委員に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第三十條第十二項及び第十三項(これらの規定を新農協法第三十條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合については、同条第七項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

(会計監査人の設置等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)については、新農協法第三十六條第六項及び第七項並びに第三十七條の二第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して三年六月を経過した日から適用し、同日前は、なお従前の例による。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する出資組合以外の出資組合」とあるのは、「出資組合」とする。

2 出資組合(組合員又は会員に出資をさせる組合をいう。以下この項において同じ。)が前項の規定により読み替えて適用する新農協法第三十七條の二第二項の規定により会計監査人を置いた場合においては、当該出資組合については、

前項の規定にかかわらず、当該会計監査人を置いた時から、新農協法第三十六條第六項及び第七項並びに第三十七條の二第一項、第三項及び第四項の規定を適用する。

(出資一口の金額の減少等に関する経過措置)
第八條 新農協法第四十九條第一項及び第二項(これらの規定を新農協法第五十條の二第四項、第五十條の四第四項、第六十五條第四項(新農協法第七十條第二項及び第七十三條第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十三條第二項及び第七十三條の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。並びに第六十五條第一項(新農協法第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に決議される出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転、合併、権利義務の承継又は組織変更(以下この条において「出資一口の金額の減少等」という。)について適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少等については、なお従前の例による。

(旧農業協同組合中央会の存続)
第九條 旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。
(存続中央会に係る旧農協法の効力)
第十條 前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会(以下「存続中央会」という。)については、旧農協法(第七十三條の十七、第七十三條の二十一、第七十三條の三十四第三項及び第五項、第七十三條の四十二、第三

章第五節並びに第七十三條の四十八第二項を除く。の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七條第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算終了の登記の時、附則第十二條又は第二十一條の規定により組織変更をする場合に於てはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

(存続中央会の解散の届出)

第十一條 存続中央会は、前條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三條の四十八第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合には、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)

第十二條 附則第九條の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会(以下「存続都道府県中央会」という。)は、施行日から起算して三年六月を経過する日までの期間(以下「移行期間」という。)内に、その組織を変更し、農業協同組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)になることができる。

第十三條 存続都道府県中央会は、前條の規定による組織変更(以下この条から附則第二十條までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の決議をする場合には、旧農協法第七十三條の四十三第二項の規定の例によらなければならない。

3 第一項の総会の招集に係る附則第十條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三條の四十三第三項において準用す

る旧農協法第四十三條の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」とする。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の農業協同組合連合会の新農協法第二十八條第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の農業協同組合連合会の定款で定める事項

三 組織変更後の農業協同組合連合会の理事(新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)及び監事の氏名

四 組織変更後の農業協同組合連合会の会員の名称及び住所

五 組織変更がその効力を生ずべき日

六 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち新農協法第二十八條第一項第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の農業協同組合連合会が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを内容とするものでなければならない。

一 会員である組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること。

二 会員である組合の求めに応じて監査を行うこと。

三 会員である組合の意見を代表すること。

四 会員である組合相互間の総合調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

6 前項の場合において、同項に規定する定めが同項第二号の事業(以下「監査事業」という。)を行うことを内容とするものであるときは、監査の要領及びその実施方法を記載した監査規程を定めなければならない。

7 第四項第三号の理事(新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)及び監事の任期は、組織変更後最初に招集される通常総会の終了の時までとする。

8 組織変更については、新農協法第四十九條並びに第五十條第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、新農協法第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号。次項において「改正法」という。)附則第十三條第一項に規定する組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七條の四第二項」とあるのは「改正法附則第十條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一條の規定による改正前の農業協同組合法第九十二條第二項」と読み替へるものとする。

第十四條 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可については、前条第六項の監査規程を定める場合に於ては新農協法第五十九條第二項の規定を、当該監査規程を定めない場合に於ては同項並びに新農協法第六十條及び第六十一條の規定を、それぞれ準用する。

第十五條 組織変更をする存続都道府県中央会は、附則第十三條第四項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(次項及び第三項において「効力発生日」という。)に、農業協同組合連合会となる。

2 組織変更をする存続都道府県中央会は、効力発生日に、附則第十三條第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする存続都道府県中央会の会員は、効力発生日に、附則第十三條第四項第四号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の農業協同組合連合会の会員となる。

4 附則第十三條第四項第五号の日については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十條の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五條」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)附則第十二條から第十七條まで」と読み替へるものとする。

第十六條 存続都道府県中央会が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十七條 附則第十二條から前条までに定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)

第十八條 組織変更後の農業協同組合連合会は、附則第十三條第五項に規定する事業の全部又は一部のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三條第一項の規定にかかわらず、その名称中に、農業協同組合連合会という文字に代えて、

引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

第十九条 組織変更後の農業協同組合連合会(その地区の中に一の都道府県の区域を含むものに限る。)は、新農協法第十条の規定にかかわらず、監査事業を行うことができる。

2 監査事業を行う組織変更後の農業協同組合連合会は、組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものを監査事業に従事させなければならない。

第二十条 附則第十三条第六項の監査規程の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 監査事業を行う組織変更後の農業協同組合連合会は、前項の農林水産省令で定める事項に係る監査規程の変更をしたとき、又は監査規程を廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(存続全国中央会の一般社団法人への組織変更)
第二十一条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会(以下「存続全国中央会」という。)は、移行期間内に、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第二十二條 存続全国中央会は、前条の規定による組織変更(以下この条から附則第二十六条までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律平成十八年法律第四十八号)第十一条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員の名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずる日(次条において「効力発生日」という。)

七 その他農林水産省令で定める事項

3 組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の一般社団法人が次に掲げることを主たる目的とすることを内容とするものでなければならない。

一 社員である組合の意見を代表すること。

二 社員である組合相互間の総合調整を行うこと。

第二十三條 組織変更をする存続全国中央会は、効力発生日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする存続全国中央会は、効力発生日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする存続全国中央会の会員は、効力発生日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

4 前三項の規定は、附則第二十五条において読み替えて準用する附則第十三条第八項において読み替えて準用する新農協法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合に、適用しない。

第二十四條 存続全国中央会は、組織変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二十五条 組織変更については、附則第十三条第二項、第三項及び第八項、第十五条第四項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項の」とあり、及び同条第三項中「第一項の」とあるのは「附則第二十二條第一項の」と、同条第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第二十二條第一項」と、同条第二十二條第一項中「附則第十五条第四項中「附則第十三条第四項第五号の日」とあるのは「附則第二十二條第二項第六号に規定する効力発生日」と、「附則第十二條から第十七條まで」とあるのは「附則第二十一條から第二十五條まで」と、附則第十七条中「附則第十二條から前条まで」とあるのは「附則第二十一條から第二十四條まで並びに附則第二十五条において読み替えて準用する附則第十三条第二項、第三項及び第八項、第十五条第四項並びに前条」と読み替えるものとする。

(組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例)

第二十六條 組織変更後の一般社団法人は、附則

第二十二條第三項各号に掲げることを主たる目的とすることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三条第二項の規定にかかわらず、その名称中に引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

(存続中央会のみなし解散)

第二十七條 移行期間の満了の日に現に存する存続中央会は、同日に解散したものとみなす。

2 前項の場合には、農林水産大臣は、移行期間の満了後遅滞なく、同項の規定により解散したものとみなされた存続中央会の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

(農業委員会に関する経過措置)
第二十八條 公布日以後は、第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律(以下「旧農業委員会法」という。)の規定にかかわらず、農業委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

2 公布日以後は、旧農業委員会法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

3 この法律の公布の際現に調製されている農業委員会委員選挙人名簿についての旧農業委員会法第十条第六項の規定の適用については、同項中「次年の三月三十一日まで」とあるのは、「委員の任期満了の日まで」とする。

第二十九條 この法律の公布の際現に在任する農業委員会(この法律の公布の際既にその期日が告示されている委員の一般選挙を行う農業委員会を除く)の委員であつてその任期が平成二十八年三月三十一日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

2 この法律の施行の際現在に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日(選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。この場合において、旧農業委員会法第八条第一項第三号中「農業生産法人」とあるのは、「農地所有適格法人」とする。

3 公布日から施行日の前日までの間に、農業委員会の選挙による委員の全員が天災その他の事由によりその職務を行うことができなくなった場合における当該農業委員会の事務の実施については、同日までの間、当該農業委員会が置かれていた市町村を、旧農業委員会法第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村とみなす。

第三十条 第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新農業委員会法」という。)第八条及び第九条の規定による農業委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為)

第三十一条 新農業委員会法第四十二条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする者は、この法律の施行前においても、農林水産省令で定めるところにより、指定の申請をすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。

3 都道府県農業会議又は全国農業会議所が第一項の申請を行う場合には、当該都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人とみなして、新農業委員会法第四十二条第一項の規定を適用する。

(都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更)

第三十二条 都道府県農業会議は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三十三条 都道府県農業会議は、前条の規定による組織変更(以下この条から附則第三十五条までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員(の氏名又は名称及び住所)

六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日(二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従つてしなければならない。

第三十四条 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合において、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

3 組織変更をする都道府県農業会議の議員及び賛助員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十五条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第五十一条第二項」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項(第二号を除く。)並びに」と、「内容」とあるのは「とあるのは「内容」とあるのは」と、「次項において「改正法」という。」附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十九条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十二条から第三十四条まで並びに附則第三十五条において読み替えて

準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

(全国農業会議所の一般社団法人への組織変更)

第三十六条 全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三十七条 全国農業会議所は、前条の規定による組織変更(以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員(の氏名又は名称及び住所)

六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日(二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従つてしなければならない。

第三十八条 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合において、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

3 組織変更をする全国農業会議所の議員及び賛助員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十九条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十六条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第五十一条第二項」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項(第二号を除く。)並びに」と、「内容」とあるのは「とあるのは「内容」とあるのは」と、「次項において「改正法」という。」附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十六条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十九条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて

準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

(全国農業会議所の一般社団法人への組織変更)

第三十六条 全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三十七条 全国農業会議所は、前条の規定による組織変更(以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

第三十八条 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする全国農業会議所の会員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十九条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項(第二号を除く。)」並びに「内容」とあるのは「とあるのは「内容」とあるのは」と、「次項において「改正法」という。附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

(都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散)
第四十条 都道府県農業会議及び全国農業会議所は、次に掲げる場合には、施行日の前日に解散する。

一 施行日の前日までの間に附則第三十一条第二項の規定による指定(次号において「指定」という。)を受けなかった場合

二 指定を受けた後に附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更を中止した場合
前項の規定により解散した都道府県農業会議及び全国農業会議所の清算については、旧農業委員会法第八十三条第一項第一号に掲げる事由により解散した全国農業会議所の清算の例による。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法(以下この条及び次条において「旧農地法」という。)第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2 前項の場合において、旧農地法第四条第三項(旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。)を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について新農地

法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するものに係るものであるときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3 施行日前に旧農地法第四条第六項又は第五条第五項において準用する旧農地法第四条第三項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第四条第九項(新農地法第五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

第四十二条 施行日前に旧農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 存続中央会については、第五条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第六条及び第七条の規定は、なおそ

の効力を有する。
第四十五条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第九条の規定は、施行日以後に決議される合併については、適用し、施行日前に決議された合併については、なお従前の例による。

(農業倉庫法の廃止に伴う経過措置)
第四十六条 この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の農業倉庫法(以下この条において「旧農業倉庫法」という。)第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会(以下この条において「旧農業倉庫業者等」という。)については、次に掲げる日のいずれか早い日(次項において「適用日」という。)の前日までの間は、旧農業倉庫法(第十五条(旧農業倉庫法第二十六条第一項において準用する場合を含む。))を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

一 旧農業倉庫業者等が新農協法第十条第一項第八号の保管の事業を行うために必要な定款の変更につき新農協法第四十四条第二項の認可を受けた日

二 施行日から起算して六月を経過した日
適用日前に旧農業倉庫業者等が旧農業倉庫法第七条ノ二(旧農業倉庫法第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により交付した倉荷証券(前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農業倉庫法第七条ノ二の規定により交付した倉荷証券を含む。)については、なお従前の例による。

(罰則)
第四十七条 次に掲げる場合には、存続中央会、

都道府県農業会議若しくは全国農業会議所の役員又は附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会若しくは附則第二十二條第一項、第三十三條第一項若しくは第三十七條第一項に規定する組織変更後の一般社団法人の理事(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者又は新農協法第四十條第二項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時理事の職務を行うべき者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第一項、第二項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において読み替へて準用する場合を含む。)、第三項(附則第二十五條において読み替へて準用する場合を含む。)、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二條、第三十三條又は第三十七條の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二條第一項、第三十三條第一項又は第三十七條第一項に規定する組織変更の手續をしたとき。

二 附則第十三条第八項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において読み替へて準用する場合を含む。))において読み替へて準用する新農協法第四十九條第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 附則第十六條第一項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において準用する場合を含む。))の政令で定める登記をすることを怠ったとき。

四 附則第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十八條 存続中央会又は農業協同組合連合会

平成二十七年八月二十八日 参議院會議録第三十七号(その二) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

の役員又は清算人は、附則第十一条又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

第四十九條 農業協同組合連合会の役員又は参事その他の使用人が、監査事業に係る業務に関し、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は参事その他の使用人でなくなった後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

(全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関する配慮等)

第五十條 政府は、旧農協法第三十七條の第二項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

一 全国農業協同組合中央会において組合に対する監査の業務に従事していた公認会計士その他の者を社員とする監査法人をはじめ、公認会計士又は監査法人が、円滑に組合に対する監査の業務を移行期間の満了の日までの間に開始し、及びこれを運営することができること。

二 新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人設置組合(次号において「会計監査人設置組合」という。))が会計監査人を確実に選任できること。

三 会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと。

四 旧農協法第七十三條の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士(次号において「農業協同組合監査士」という。))に選任されていた者が組合に対する監査の業務

に従事することができること。

五 農業協同組合監査士に選任されていた者であつて公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三號)第三条に規定する公認会計士試験に合格した者であるものが、同法第十五條第一項に規定する業務補助等の期間及び同法第十六條第一項に規定する実務補習の受講に関し、農業協同組合監査士としての実務の経験等を考慮され、円滑に公認会計士となることができること。

2 政府は、旧農協法第三十七條の二第二項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人の監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会(存続全国中央会を含む。))による協議の場を設けるものとする。

○自主的な取組の促進及び(〇検討)

第五十一條 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六條第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。))についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間で徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六條第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。))の状況を並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する

る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

12³ 政府は、准組合員(新農協法第十六條第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。))の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員(新農協法第十二條第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。))及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の項中「第九十八條第十一項」を「第九十八條第十五項」に改め、同表農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の項第二号中「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))及び第五項」を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九號を第十九號とし、第八號を第十八號とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第五號を第十五號とし、第四號を第十四號とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四条第三項」を「において準用する第四条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

九 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。))

十 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務

十二 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第二項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

十三 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第二号の次に次の五号を加える。

三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

五 第四条第四項及び第五項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

七 第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

別表第一特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の項中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改め、同表農山村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の項中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の項中「第四条及び第五号中「第七条第十三項」を「第七条第十五項」に改める。

別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項に次の一号を加える。

四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

(金融商品取引法の一部改正)

第五十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「第五条」を「第四条」に改める。

附則第三条の二中「第十一条の二の四及び第十一号の十の三」を「第十一条の五及び第十一号の二十七」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第五十四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第六項中「都道府県農業会議を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。))」に、「聞き」を「聴き」に、「同項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県機構に意見を聴くことを要しない。

第九十八条第九項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十

二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第九十九条第十項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第四百一条第二項に改める。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(地方交付税法の一部改正)

第五十六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十二号中「農家」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号 第三条の規定による改正前の)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第五十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の四第三項中「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中、「都道府県農業会議、全国農業会議所」及び「農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の二十四の七第五項第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中、「都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第三百四十八条第二項第十三号の二を削り、同条第四項中「農業協同組合法」を削り、「並びに土地改良事業団体連合会」を「土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会」に改める。

第四百六条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「の農地部会及び「農地部会を置かない農業委員会にあつては委員」を削る。

第四百二十五条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第三号中「の農地部会及び「農地部会を置かない農業委員会にあつては委員」を削る。

第七百一条の三十四第三項第十三号を次のように改める。

十三 削除

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 存続中央会に対する前条の規定による改正後の地方税法(以下この項及び第六項において「新地方税法」という。)第二十五条第一項、第七十二条の五第一項、第二百九十六条第一項及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、新地方税法第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号及び第二百九十六条第一項第二号中、「中小企業団体中央会」とあるのは「及び農業協同組合法等の一部を改

正する等の法律(平成二十七年法律第 号)附則第十条に規定する存続中央会、中小企業団体中央会」と、新地方税法第三百四十八条第四項中「及び農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合連合会及び農業協同組合法等の二部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)附則第十条に規定する存続中央会」とする。

2 前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第二十五条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議(収益事業を行わない場合に限る。)又は全国農業会議所(収益事業を行わない場合に限る。)に対して課する平成二十七年分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 施行日前に開始した事業年度に係る旧地方税法第七十二条の五第一項第五号に掲げる都道府県農業会議又は全国農業会議所の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 旧地方税法第二百九十六条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議(収益事業を行わない場合に限る。)又は全国農業会議所(収益事業を行わない場合に限る。)に対して課する平成二十七年分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

5 旧地方税法第三百四十八条第二項第十三号の二に掲げる償却資産に対して課する平成二十八年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 附則第二十九条第二項の場合においては、新地方税法第四百六条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四百二十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は適用せず、旧地方税法第四百六条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四百二十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

7 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十三号に掲げる施設に係る事業のうち、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)

第五十九条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条中「都道府県農業会議」を「農業委員会、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において同じ。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の土地区画整理事業が都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域外の三ノアルを超える農地法にいう農地の廃止を伴うものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合においては、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)
第六十条 施行日前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第百三十六條の規定により都道

府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地区画整理法第百三十六條第一項の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第六十一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一條の七第一項」を「第十一條の七第三項」に改め、同条第二項中「第十一條の七第三項」を「第十一條の七第三項」に改める。

第二十七條の二中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一條の七第一項」を「第十一條の七第三項」に、「第十一條の七第三項」を「第十一條の七第三項」に改める。

第二十八條の二第二項第二号中「第十一條の七第一項」を「第十一條の七第三項」に改め、同条第二項中「第十一條の七第二項」を「第十一條の七第三項」に改める。

第二十八條の三第二項中「第十一條の十三」を「第十一條の三十二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十四号中「第十一條の二十九」を「第十一條の四十八第一項」に改める。

第五十七條の五第一項第四号中「第十一條の十三」を「第十一條の三十二」に改める。

第六十五條の四第一項第十四号中「第十一條の二十九」を「第十一條の四十八第一項」に改める。

第六十八條の五十五第一項第三号中「第十一
條の十三」を「第十一條の三十二」に改める。
(たばこ耕作組合法の一部改正)

第六十三條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法
律第百三十五号)の一部を次のように改正す
る。

第八條第四項中「農業協同組合連合会又は
農業協同組合中央会(以下)を」又は「農業協同組
合連合会」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)
第六十四條 存続中央会については、前條の規定
による改正後のたばこ耕作組合法第八條第四項
に規定する農業協同組合等とみなして、同項及
び同條第五項の規定を適用する。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に
係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改
正)

第六十五條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村

の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律
(昭和三十九年法律第百六号)の一部を次のよう
に改正する。

第八條第一項中「教育委員会、公平委員会」の
下に「農業委員会を、公平委員会の委員」の
下に「農業委員会の委員を加え、農業委
員会については新村の設置による長の選挙が行
われ、新村の長が就任するまでの間」を削り、
同條第二項中「職務執行者」の下に「新村の設置
による長の選挙が行われ、新村の長が就任した
日以後においては、当該新村の長」を加える。
第九條第一項中「選挙による」を削り、「第十
五條第一項本文」を「第十條第一項本文」に改め
る。

(所得税法の一部改正)

第六十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一 全国農業會議所の項及び都道府県農業會議の項を削り、同表中

(医療法第
三十一條(公的医療機関の定義)
に該当す
るもの
を
満たすもの
としたもの

農業協同組合連合会(医療法第三
十一條(公的医療機関の定義)に規
定する公的医療機関に該当する病
院又は診療所を設置するもので政
令で定める要件を満たすものとし
て財務大臣が指定をしたものに限
る。)

に改める。

農業協同組合中央会
農業協同組合連合会
三十一條(公的医療機
関に規定する公的医療機
関又は診療所を設置
するもので政令で定める要件を
満たすものとして財務大臣が指定
したものに限る。)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第六十七條 存続中央会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表
第一に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一部改正)

第六十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八十四條第二項第三号イ及び附則第二十條第二項第三号ロ中「第十一條の十三」を「第十一條の
三十二」に改める。

別表第二 全国農業會議所の項及び都道府県農業會議の項を削り、同表中

(医療法第
三十一條(公的医療機関の定義)
に該当す
るもの
を
満たすもの
としたもの

農業協同組合連合会(医療法第三
十一條(公的医療機関の定義)に規
定する公的医療機関に該当する病
院又は診療所を設置するもので政
令で定める要件を満たすものとし
て財務大臣が指定をしたものに限
る。)

に改める。

別表第三 農事組合法人(農業協同組合法第七
十二條の八第一項第二号(農業の経営)の事業を
行う農事組合法人でその事業に従事する組員
に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を
有する給与を支給するものを除く)の項中「第
七十二條の八第一項第二号」を「七十二條の十
第一項第二号」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九條 存続中央会は、法人税法その他法人
税に関する法令の規定の適用については、同法
別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続中央会は、地方税法第七百一十一條の三十四
第二項の規定の適用については、法人税法第二
條第六号の公益法人等とみなす。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に
関する法律等の一部改正)

第七十條 次に掲げる法律の規定中「農業生産法
人」を「農地所有適格法人」に改める。

一 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長
に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六
号)第四條第三項及び第十四條第三項
二 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四
年法律第百二十七号)附則第六條第五項

三 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第四十二條第二項及び第四十三條

四 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法第四十四條第二項第一号及び第三号並びに第四十六條第二項第二号

(印紙税法の一部改正)

第七十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号の課税物件の定義の欄2中「とし、農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含まないもの」を削る。

別表第二全国農業会議所の項、都道府県農業会議の項及び農業協同組合中央会の項を削る。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二條 存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第七十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項を次のように改める。

二十四 農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一條(公的医療機関に規定する病院若しくは診療所、介護保険法第八條第二十八項(定義に規定する介護老人保健施設若しくは老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十條の五(特別養護老人ホーム)に規定する特別養護老人ホーム)の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第七十四條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八

機構」という。)に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第十五條の二第六項の次に次の一項を加える。

7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第十八條中「(昭和二十六年法律第八十八号)」を削る。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五條 施行日前に前条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第七十六條 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「第七十二條の八第一項第二号」を「第七十二條の十第一項第二号」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第七十七條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第百五條を次のように改める。

第百五條 削除

第百十八條中「第百五條各号」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 沖繩法令の規定(第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定を含む。以下この条において同じ。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

二 沖繩法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

三 選挙に関する沖繩法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

第百五十三條第一項中、「公職選挙法の下に(昭和二十五年法律第百号)」を加え、同項第一号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八條 附則第二十九條第二項の場合においては、前条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五條の規定は、なおその効力を有する。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第七十九條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会」を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三條第一項に規定する都道府県機構(以下この項において「都道府県機構」という。)及び農業者、農業に関する団体その他の関係者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県機構については、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の

指定がされていない場合は、この限りでない。

第七条第三号中「農業生産法人」を「農地所有資格法人」に改める。

第十四条中「株式会社にあつては、次に掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、次に掲げる者(を「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又はは」に、「を除く。以下この号において同じ。)」を「(以下この号において「関連事業者等」という。)に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」に改める。

第十五条第一項中「(昭和二十六年法律第八十八号)」を削る。

第十八条第二項第二号中「農業生産法人」を「農地所有資格法人」に改め、同条第三項第二号中「農業生産法人」を「農地所有資格法人」に改め、同号ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に、「第二項第三項第二号」を「第二項第三項第二号」から「第二号」に、「を除く」を「に限り」に改め、同項第三号口中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等(農地法第三項第三号に規定する業務執行役員等という。第二十条の二第一項第三号において同じ。)」に改める。

第二十條の二第一項第三号中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等」に改める。

第二十二條中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

第二十三條第一項中「第七十二條の八第一項第一号」を「第七十二條の十第一項第一号」に改める。

第二十八條第一項中「第二十二條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に、「第七十二條の八第一項第一号」を「第七十二條の十第一項第一号」に改める。

第二十九條中「第七十二條の八第一項」を「第七十二條の十第一項」に改める。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第八十條 施行日前に前条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第五條第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第五條第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(消費税法の一部改正)

第八十一條 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二條 存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第八十三條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第三十五條第二項」を「第四十一條第二項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第八十四條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号口中「又は農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)第一条第一項(農業倉庫業者)に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九條第一項(連合農業倉庫業者)に規定する連合農業倉庫業者の同法第六條(農業倉庫業者の認可)(第二十六條第一項(準用)において準用する場合を含む。))の規定による認可に係る同法第一条第一項若しくは第十九條第一項の倉庫」を削る。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第八十五條 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第五項第三号中「第四十條の二及び」を「第四十一條及び」に改める。

第四十條第四項中「第三十九條(同法第七十二條の二の二)」を「第三十九條第一項(同法第七十

二條の三)に改める。

第四十三條第二項第五号中「第十條の二」を「第十條の三」に、「第十一條の八第一号」を「第十一條の十八第一号」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第八十六條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「農業委員会」の下に「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長、以下同じ。))を加え、同条第六項中「前三項」を「第三項及び前項」に、「次項第一号」を「第六項第一号」に、「第四項」を「前項」に改め、「前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村と、」について同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とを削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 農業委員会は、第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき(当該所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三ヘクタールを超える農地(耕作の目的に供される土地をいう。))であるときに限る。は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都

合中央会
合連合会(所得税法別
業協同組合連合会の項
ものに限る。)

農業協同組合連合会(所得税法別
表第一の農業協同組合連合会の項
に規定するものに限る。)

農業協同組
表第一の農
に規定する

道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、次項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第九条第二項ただし書中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第二十四条中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 施行日前にされた前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（次項において「旧特定農山村法」という。）第八條第一項の決定は、前条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（次項において「新特定農山村法」という。）第八條第一項の決定とみなす。

2 前項の場合において、旧特定農山村法第八條第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、新特定農山村法第八條第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三ノアールを超える農地であ

るときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改める。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第八十九条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「議決」を「決議等」に改め、同条第一項中「議決」を「決議又は議決」に改める。

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正）

第九十条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七十二条の十第一項」を「第七十二条の十三第一項」に改め、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の下に」（平成十四年法律第五十二号）を加える。

第十条第一項中「とあるのは、」を「に該当する株主」とあるのは、に、「とする」を「に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」と

あるのは「次に掲げる者又は当該承認会社に該当する社員」とする」に改め、同条第二項を削る。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第九十一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第九十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の項を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第九十三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十六条第三項中「指定都市及び」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二十一条第一項において「指定都市」という。）及び」に改める。

第二十一条第一項中「当該合併市町村の区の下に」（総合区を含む。以下この項において同じ。）を加える。

（地域再生法の一部改正）

第九十四条 地域再生法（平成十七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第二項中「都道府県農業会議」を「農業委員会 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十七条の十五第二項において同じ。」に改め、同条第五項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第一号イ」に改める。

第十七条の十五第二項中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同条第四項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第二号イ」に改める。

（会社法の一部改正）

第九十五条 会社法の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条 前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第九百四十三条の規定の適用については、旧農協法第九十二条第五項（附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）において準用する前条の規定による改正前の会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新農協法第九十七条の四第五項において準用する新会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)

第九十七条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「農業委員会」の下に「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「市町村」の下に「(農地法第四條第一項に規定する指定市町村を除く。)」を加え、「(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。)である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき(当該所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地(耕作の目的に供される土地をいう。)であるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都

道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地である所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第八條第二項ただし書中「前條第四項」を「前條第六項」に改める。

第十五條中「第七條第四項」を「第七條第六項」に改める。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十八條 施行日前にされた前條の規定による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(次項において「旧農山漁村活性化法」という。)(第七條第一項の決定は、前條の規定による改正後の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(次項において「新農山漁村活性化法」という。)(第七條第一項の決定とみなす。

2 前項の場合において、旧農山漁村活性化法第七條第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、新農山漁村活性化法第七條第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が新農山漁村活性化法第二條第三項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る新農山漁村活性化法第五條第八項に規定する所有権の移転等の内容が新農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下こ

の項において同じ。)である所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第九十九條 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第七項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第一百條 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第四十七條第四項第十五号及び第四十九條第八項第五号において同じ。)」に改め、同條第四項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改め、同條第二号中「第四條第二項第一号」を「第四條第六項第一号」に改める。

「又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構」第四十九條第八項第六号において単に「都道府県機構」という。に改める。

第四十九條第八項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事項にあつては、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

第四十九條第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第一百條 施行日前に前條の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十九條第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前條の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十九條第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二百二條 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項ただし書中「場合」の下に「又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会、農業委員会等に関する法律第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十三條第八項第五号において同じ。」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（第十三條第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）に改める。

第十三條第八項に次のただし書を加える。
ただし、第六号に掲げる事項にあつては、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。
第十三條第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。
（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二百三條 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第十三條第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律第十三條第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）
第二百四條 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第七條第五項第一号中「第四條第二項を」第四條第六項に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同条第十一項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。）に改め、同項の次に次の二項を加える。

12 農業委員会は、前項（第一号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十分を超え、農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

を聴くことができる。
第八條第四項中「第十三項」を「第十五項」に改める。
第二十四條第四号及び第五号中「第七條第十三項」を「第七條第十五項」に改める。
（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二百五條 施行日前に前条の規定による改正前の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「旧農林漁業再生可能エネルギー法」という。）第七條第十一項（第一号に係る部分に限る。）（旧農林漁業再生可能エネルギー法第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「新農林漁業再生可能エネルギー法」という。）第七條第十一項（第一号に係る部分に限る。）（新農林漁業再生可能エネルギー法第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。
（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正）
第二百六條 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ただし書中「第十一條の三十一第一項第一号」を「第十一條の五十第一項第一号」に改め、同項第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号口中「役員」を「業務執行役員等（農地法第三條第三項第三号に規定する業務執行役員等という。）」に改める。
第二十四條中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十四條第一項に規定する機構」に改める。
（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正）
第二百七條 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「第二條の規定による改正後の」及び「（附則第六條第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）」を削り、「同項第二号へ」を「同項第二号」に改め、同条第四項中「附則第十四條の規定による改正後の」を削り、「第七十二條の十第一項」を「第七十二條の十三第一項」に改める。
附則第六條第一項中「新農地法」を「第二條の規定による改正後の農地法（次項及び第三項において「新農地法」という。）」に改める。
（国家戦略特別区域法の一部改正）
第二百八條 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八條及び」を削る。
第十一条第一項中「第十八條第四項第一号」を削る。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条に見出しとして「(農地法等の特例)」を付し、同条第一項中「(農地等)」を「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地(以下この項において「農地等」という。))」に、「(農地法)」を「(同法)」に改め、同条第六項中「(指定都市)」を「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十一条第二項の規定により区(総合区を含む。以下この項において同じ。))とともに農業委員会を置かないこととされたものを除く。))」に改める。

別表の六の項中「農業法人経営多角化等促進事業」を「削除」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第九十九条 保険業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第二条の二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二十五第一項中「から第三百六条まで」を「第三百四条、第三百五条第一項、第三百六条」に、「保険仲立人」とあるのは「共済代理店(その規模が大きいものとして農林水産省令で定めるものに限る。次条において同じ。)」と、「内閣府令」とあるのは「農林

水産省令」を「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「(限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期立人」とあるのは「共済代理店」とを削り、「第三百五条を「第三百五条第一項」に改め、同条第二項中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

第二百二条第三号中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条を同項」に改める。
 (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
 第一百十條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九十九条を次のように改める。
 第九十九条 削除
 (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第一百十一條 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。
 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百十二條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第二百三十九條のうち、農業協同組合法第十

一条の十一第四項の改正規定中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同法第三十五条の二第二項の改正規定を次のように改める。

第三十五条の二第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第二百四十条第一項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同条第二項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の二十八第一項」に改め、同条第三項中「行われた」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為」を「なつた者の利益相反取引」に、「第三十五条の二第二項」を「第三十五条の二第三項」に、「第七十二条の二」を「第七十二条の三」に改める。

第二百五十九条を次のように改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
 第二百五十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一百十四條第一項中「譲渡禁止の特約のある債権の譲渡(第六項において「債務の引受け等」という。))を「契約上の地位の移転」に、「譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者第六項において「移転債権者等」という。))を「契約上の地位に係る契約の相手方」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「移転債権者等が第三項」を「第一項の決定があつた場合における当該決定に係

る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者、救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者(以下この項において「移転債権者等」という。))が第四項に、「債務の引受け等は」を「当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡(以下この項において「債務の引受け等」という。))は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ある債権者及び譲渡禁止の特約のある」を「ある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた」に、「貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を「次に掲げる者であつて知れているもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 貯金者等その他政令で定める債権者以外の債権者及び契約上の地位に係る契約の相手方
- 二 譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者

第一百十四條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 民法第四百六十六条第三項及び第四百六

十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。 第百三十二条第一項第六号中「第百十四条第八項を「第百十四条第九項」に改める。 第百五十九条の次に次の一条を加える。 （農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置） 第二百五十九条の二 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第百十四条第二項、第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （医療法の一部を改正する法律の一部改正） 第百十三条 医療法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第一条第二号中「及び第十三条の規定並びに」を「の規定、附則第十一条の二の規定（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の改正規定を除く。）、附則第十三条の規定及び」に改める。 附則第十一条の次に次の一条を加える。 （農業協同組合法の一部改正） 第十一条の二 農業協同組合法の一部を次のように改正する。 第八十八条第二項第一号中「第七号まで及び第九号から第十一号まで」を「第八号まで及		び第十号から第十二号まで」に改める。 第九十二条中「第七十一条の三」を「第七十条」に改める。 第百条の七中「第四十六条の四第五項」を「第四十六条の五の三第二項」に改め、「若しくは仮理事」を削る。 （罰則に関する経過措置） 第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。		
---	--	---	--	--

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三五四円 三〇円